
熊本市中心市街地活性化基本計画

熊本県熊本市

令和5年4月

令和5年3月17日	認定
令和5年8月30日	変更
令和6年8月20日	変更
令和7年1月9日	軽微な変更
令和7年3月5日	変更
令和7年8月26日	変更
令和8年3月9日	変更
令和8年8月21日	変更

目 次

○ 基本計画の名称	1
○ 作成主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
[1] 熊本市の概況	2
[2] 熊本市の現状に関する統計的なデータの把握・分析	7
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	24
[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	29
[5] 中心市街地活性化の課題	41
[6] 中心市街地活性化の方針	42
2. 中心市街地の位置及び区域	
[1] 位置	51
[2] 区域	52
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	57
3. 中心市街地の活性化の目標	
[1] 中心市街地活性化の目標	65
[2] 計画期間の考え方	65
[3] 数値目標設定の考え方	66
[4] 具体的な数値目標の考え方	67
[5] フォローアップの方針	82
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
[1] 市街地の整備改善の必要性	84
[2] 具体的事業の内容	85
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
[1] 都市福利施設の整備の必要性	95
[2] 具体的事業の内容	96
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	102
[2] 具体的事業の内容	103
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
[1] 経済活力の向上の必要性	112
[2] 具体的事業の内容	113
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	146
[2] 具体的事業の内容	147

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所	157
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	158
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	161
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等	173
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	188
〔2〕 都市計画手法の活用	188
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	189
〔4〕 都市機能の集積のための事業等	194
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	198
〔2〕 都市計画等との調和	198
〔3〕 その他の事項	198
12. 認定基準に適合していることの説明	199

- 基本計画の名称：熊本市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：熊本県熊本市
- 計画期間：令和５年４月～令和１０年３月（５年）

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

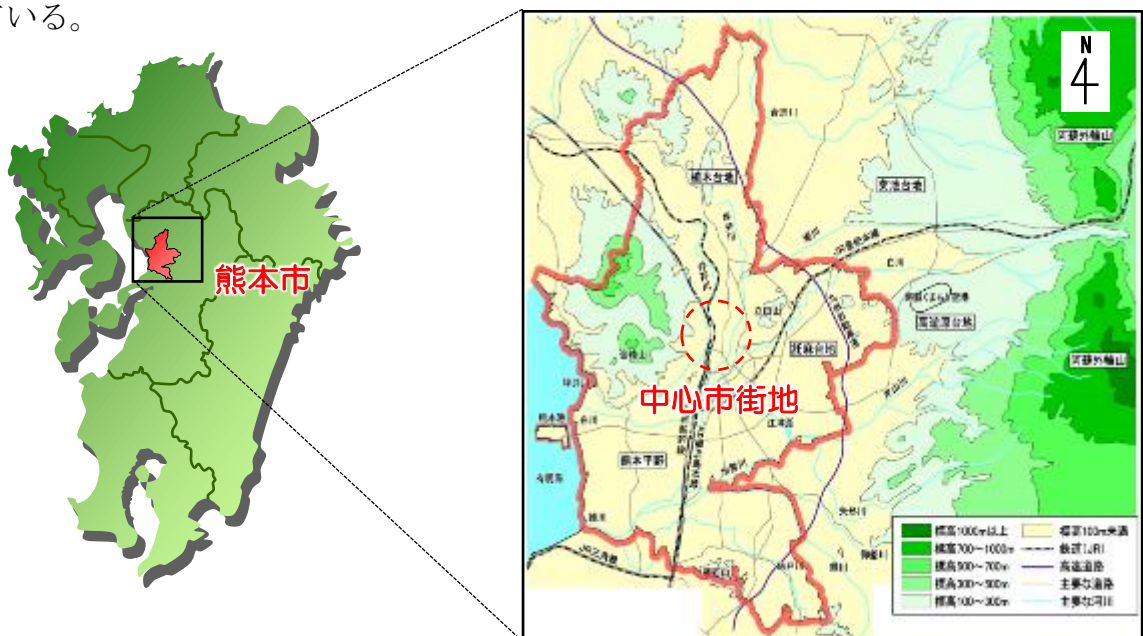
〔1〕 熊本市の概況

（1）位置、地勢

本市は、東経130度42分、北緯32度48分に位置し、福岡市から南へ約110km、鹿児島市から北へ約180kmで、九州の中央、熊本県ではやや北側に位置しており、有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された熊本平野の大部分を占めている。

また、阿蘇山系と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。市の北東部や東部は、一部に立田山や託麻三山、白川沿いの河岸段丘など起伏のある地形もあるが、全体としては阿蘇外輪山へと続く火山灰土からなるなだらかな丘陵地となっている。南部は熊本平野の一角をなし、田園風景が広がる。

市の西側は干拓地で地形的な変化は少なく、西北部は金峰山系の急斜面の山が連なっている。



（2）熊本市の沿革

1588年に加藤清正が隈本城に入城して統治を開始し、治山治水や干拓による土地開発などを積極的に行い、荒廃していた土地を改良し生産力を向上させた。清正は1607年に新たな隈本城を築き、その後、当地の呼称を隈本から熊本へと改名し、これ以降、熊本は城下町として発展してきた。

明治時代には、熊本は九州の中央部にある主要都市ということで九州の中核と位置づけられ、熊本鎮台・第五高等中学校などの九州を管轄する各種の国家機関が設置されるなど、九州中央の官公庁の街として発展した。

昭和以降、戦後の日本の産業構造の変化や、1970年代の山陽新幹線博多開業、福岡市の政令指定都市移行等により、九州における拠点機能は福岡市へと移っていったが、現在でも国の機関の一部（九州総合通信局、九州財務局、熊本国税局（南九州4県

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

を管轄)、九州農政局、九州森林管理局、陸上自衛隊西部方面隊等)は本市に置かれている。

人口は、近隣町村との合併等を要因として、これまでは増加してきたところであり、昭和52年には50万人、平成3年には60万人を超え、平成20年に富合町、平成22年に城南町・植木町と合併したことにより、熊本県の人口の4割以上となる約74万人(面積は約390km²)となっており、近隣市町村を含めた熊本連携中枢都市圏人口では120万人を超えている。

都市規模としては、九州では福岡市、北九州市に次いで3番目であり、平成24年4月、全国で20番目となる政令指定都市へ移行した。

このような折、平成28年4月14日及び16日に史上類を見ないM6.5の前震とM7.3の本震の熊本地震が発生し、甚大な被害を受けたが、これまでのまちづくりの歩みを止めないように、市民・地域・行政が総力をあげて復旧・復興に取り組み、効果的かつ迅速に震災からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、今回の経験を踏まえた防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指した創造的復興に取り組んできた。

令和元年7月には、熊本市SDGs未来都市計画を策定し、被災者の生活再建をはじめ復旧復興を最優先課題として、復興を下支えする地域経済の活性化、そして、その先の将来を見据えて、健康や教育、公共交通網の再編を重点に、地域力をいかした防災・減災のまちづくりに取り組んでいるところである。

(3) 中心市街地の社会・経済上の役割

① 公共公益施設及び公共交通

中心市街地においては、平成19年に築城400年を迎えた熊本城を擁する熊本城公園、令和3年11月に完成した花畑広場など、市民の賑わい・憩いの場や、市役所をはじめ多くの行政機関が立地するとともに、令和元年12月にグランドオープンした熊本城ホール、熊本市民会館、熊本市国際交流会館などの公共施設や、熊本市現代美術館、県立美術館、県伝統工芸館といった文化施設が整備されている。また、多くの高等学校や専門学校、大学予備校も立地している。

総合病院の一部は郊外部に移転したものの、国立病院機構熊本医療センターについては、中心市街地内の敷地内で建て替えられ、国の合同庁舎も、中心市街地内の熊本城地区から熊本駅周辺地区へ移転した。

公共交通のうち鉄軌道については、JR鹿児島本線が市域を南北に通過しており、平成23年3月には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、平成30年3月には、中心市街地を含むJR鹿児島本線約6km、JR熊本駅から阿蘇方面に伸びるJR豊肥本線約1kmの鉄道高架化が完了した。また、令和3年3月には、熊本駅白川口駅前広場も完成し、中心市街地の一部である熊本駅周辺地区においては、交通結節機能の強化のみならず、新たなにぎわい・憩いの空間の創出、さらには防災機能の強化が図られた。

中心市街地に隣接する私鉄の熊本電気鉄道や中心市街地の路面を走る市電は、市民

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

の生活を支える重要な交通手段となっており、少子高齢化・人口減少社会を見据えた多核連携都市の実現に向けて、市電の延伸を検討している。

また、バス網については、令和元年9月に桜町地区市街地再開発事業による「熊本桜町バスターミナル」や熊本駅白川口駅前広場が整備され、利用者の利便性の向上が図られるとともに、令和2年4月からは、市内5社のバス事業者が共同経営準備室（現・共同経営推進室）を設置し、利用者のニーズに沿った利便性の高い持続可能なバス路線網の検討を進めている。



熊本桜町バスターミナル（桜町地区再開発施設）



熊本駅白川口駅前広場

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

② 商業

本市中心市街地における商業については、通町筋に立地する鶴屋百貨店と、令和元年9月に開業したサクラマチクマモトを2つの核とし、上通商店街・下通商店街・サンロード新市街といった西日本最大級のアーケードを中心に繁華街が広がっており（2核3モール）、中・南九州地区の商業的中核都市として発達している。

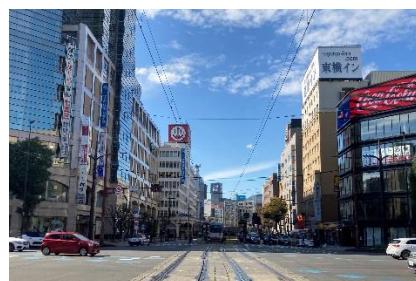
上通商店街（全長約360m、幅約11m）と下通商店街（全長約511m、幅約15m）は、市電通町筋電停を挟んで南北に広がる全蓋型のアーケード商店街である。通町筋の水道町方面には、多くの立体駐車場やマンションが立地しており、市街地再開発事業により建設されたテトリアくまもと（地上10階、地下3階）には、鶴屋百貨店等の商業施設のほか、くまもと県民交流館パレア等が入るなど複合施設として機能している。

下通アーケードではCOCOSAやカーリーノ下通店などの大型店が立ち並んでおり、駕町通り、銀座通り、栄通りといった通り沿いには1,000店を超える飲食店等が集積し、夜も繁華街としてのにぎわいを見せている。また、電車通り側入口では、「(仮称)下通GATEプロジェクト」として、低層階に商業施設、上層階には、ホテル「OMO5熊本by星野リゾート」の建設が令和5年春の完成を目標に進められており、中心市街地における新たなにぎわいの拠点として期待されている。

サンロード新市街アーケード（全長約235m、幅約18m）は下通と市電辛島町電停やサクラマチクマモト、花畑広場を結ぶ幅広のアーケード街となっている。



上通アーケード



通町筋



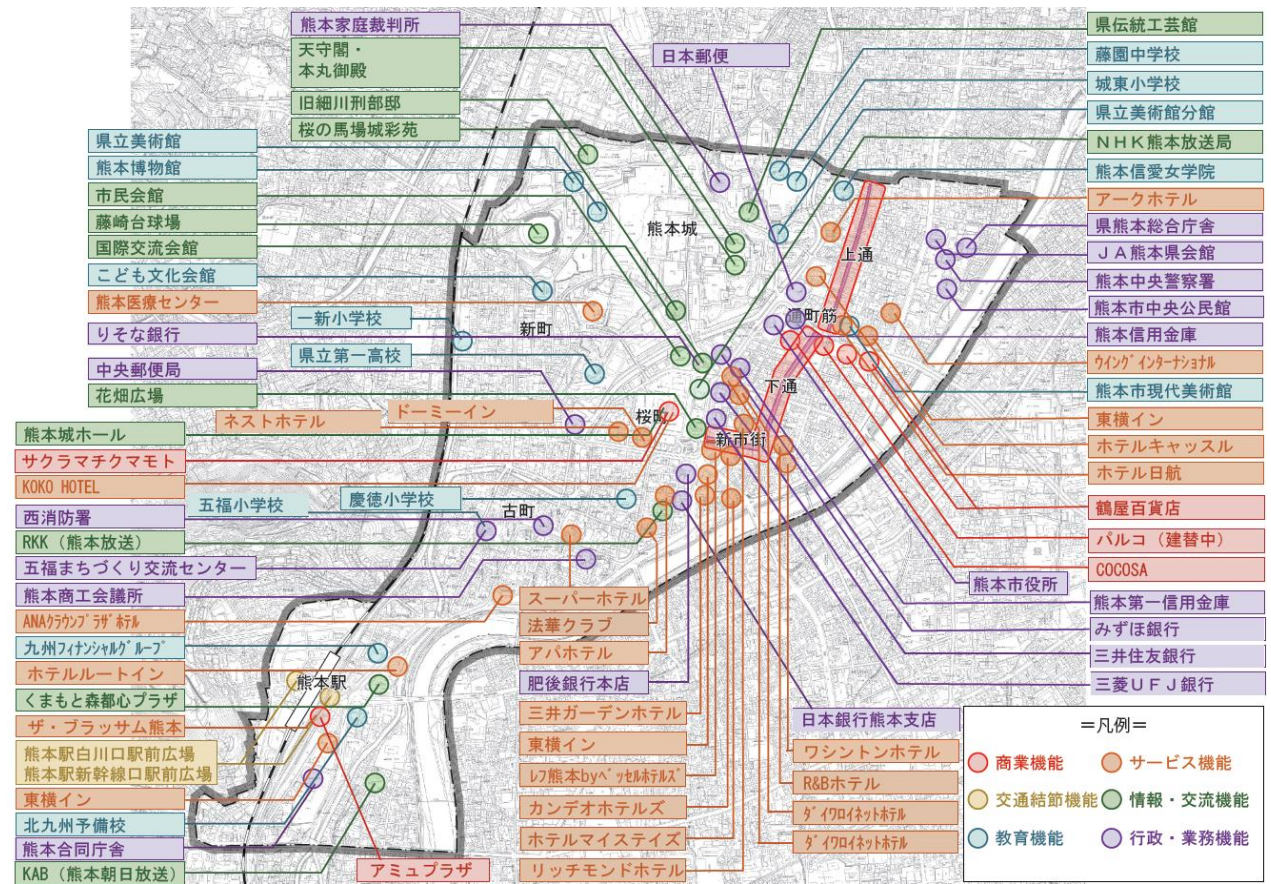
サンロード新市街



下通アーケード

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

＜参考：中心市街地の主要都市機能の現況＞R4.10時点



1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔2〕熊本市の現状に関する統計的なデータの把握・分析

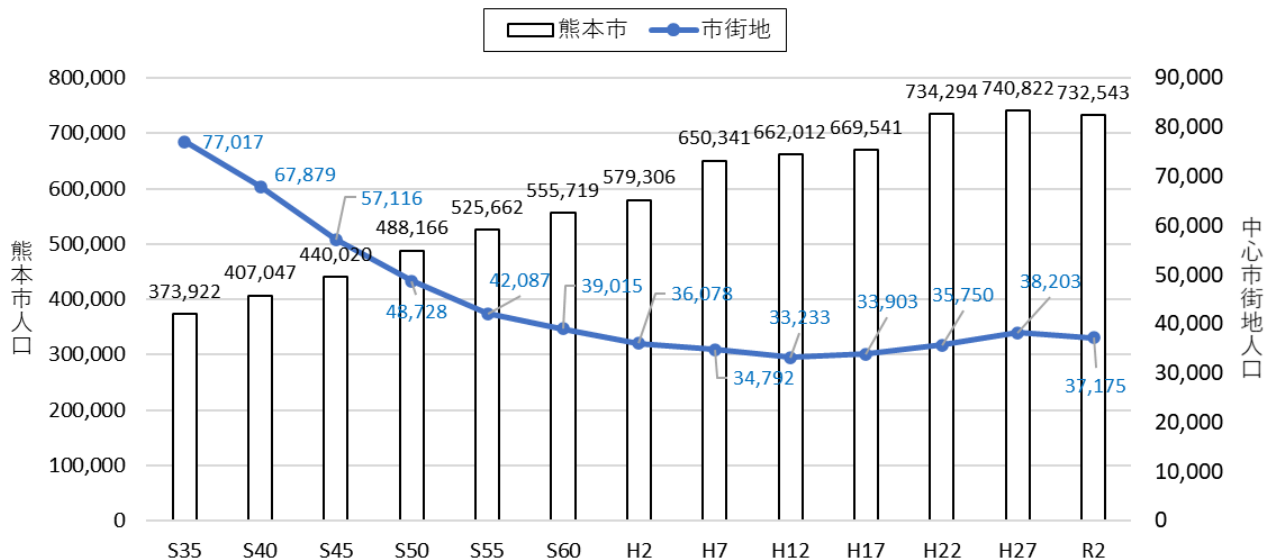
（1）人口動態等

本市では、人口減少・高齢化の進展が見込まれており、中心市街地においても緩やかではあるが、同様の傾向が見られる。また、熊本連携中枢都市圏から多くの通勤・通学者があり、中心市街地をはじめとする、都市機能誘導区域に都市機能を維持・確保していくことが求められていることから、中心市街地を核としたコンパクトな都市づくりを行い、一定の人口密度を維持していくための施策展開が必要となる。

○中心市街地の人口の状況

市全体の人口は、平成27年を境に減少傾向にある。一方、減少傾向にあった中心市街地の人口は、平成12年に上昇に転じたものの、平成27年から令和2年にかけては減少している。

熊本市、中心市街地の人口の推移



(資料) 国勢調査、中心市街地の令和2年は住民基本台帳(R2. 10時点)

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○熊本連携中枢都市圏における本市の人口等

本市の人口は約 74 万人であり、熊本県の人口の 4 割強を占め、熊本県連携中枢都市圏の人口に対しては、6 割強を占めている。

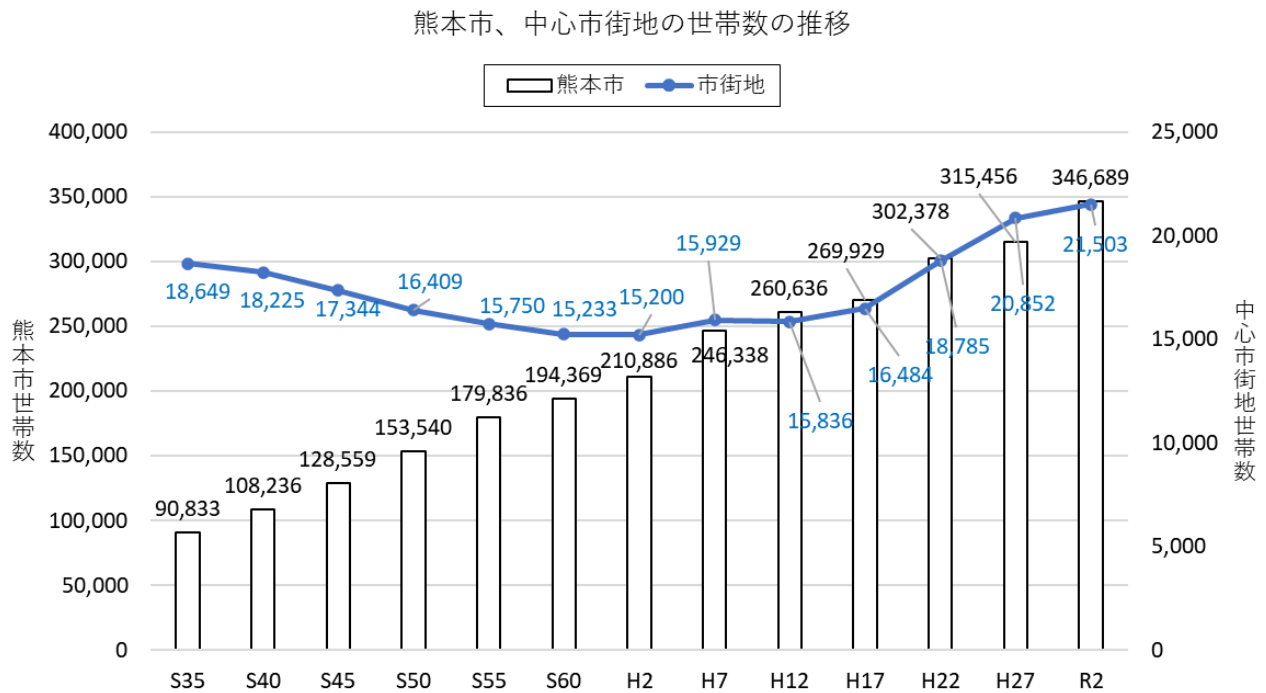
	人口	対県割合	世帯数	対県割合	面積 (km2)	対県割合
熊本市	738,865	42.5%	326,920	45.5%	390	5.3%
熊本連携中枢都市圏（注）	1,211,169	69.7%	507,300	70.5%	3,138	42.4%
熊本県	1,738,301	100.0%	719,154	100.0%	7,409	100.0%

（出典）人口・世帯数は、令和 2 年国勢調査

（注）熊本連携中枢都市圏は、熊本市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町の 19 市町村（令和 4 年 3 月 28 日時点）

○中心市街地の世帯数の状況

市全体の世帯数は、周辺 3 町との合併（H20：富合町、H22：城南町、植木町）もあり、増加傾向にある。一方、中心市街地の世帯数については減少から横ばいであったが、平成 17 年からは増加傾向にある。

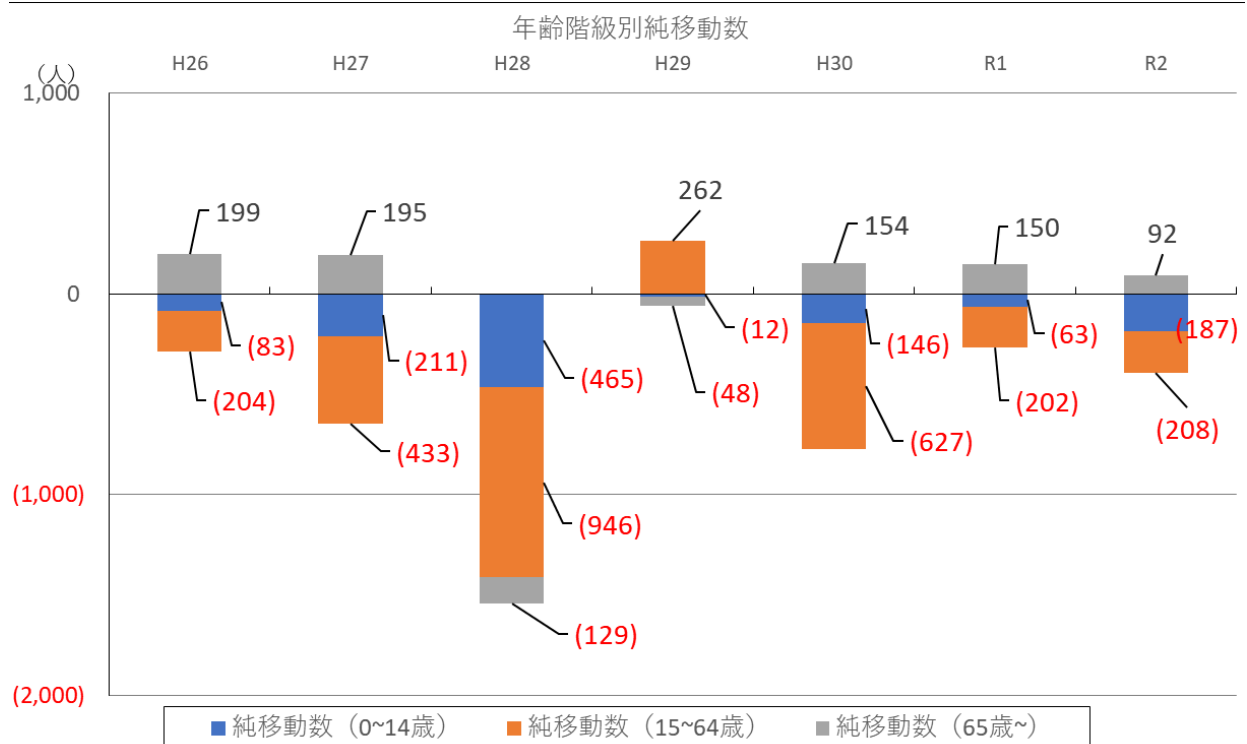
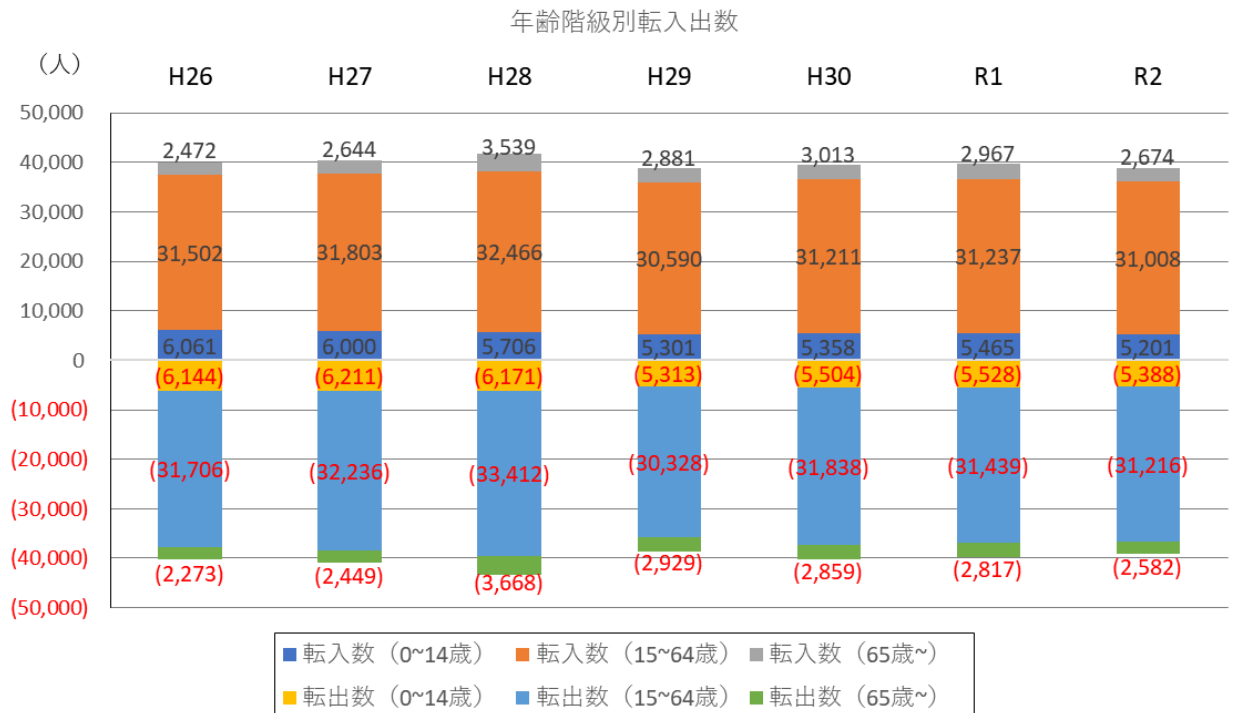


（資料）国勢調査、中心市街地の令和 2 年は住民基本台帳（R2. 10 時点）

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○市全体人口の社会増減

市全体の年齢階級別純移動数の推移は、平成26年以降、転出傾向にある。特に、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）について、その傾向が強く見られる。なお、平成28年の転出増加については、熊本地震の影響によるものと推測される。

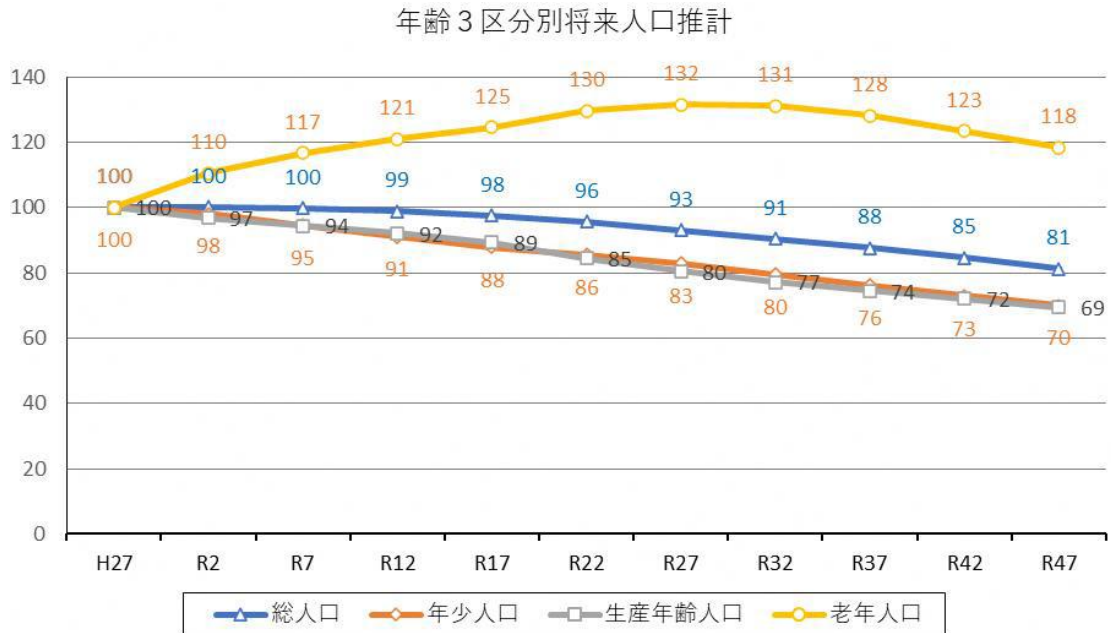


(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」 地域経済分析システム (RESAS)

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○将来人口推計

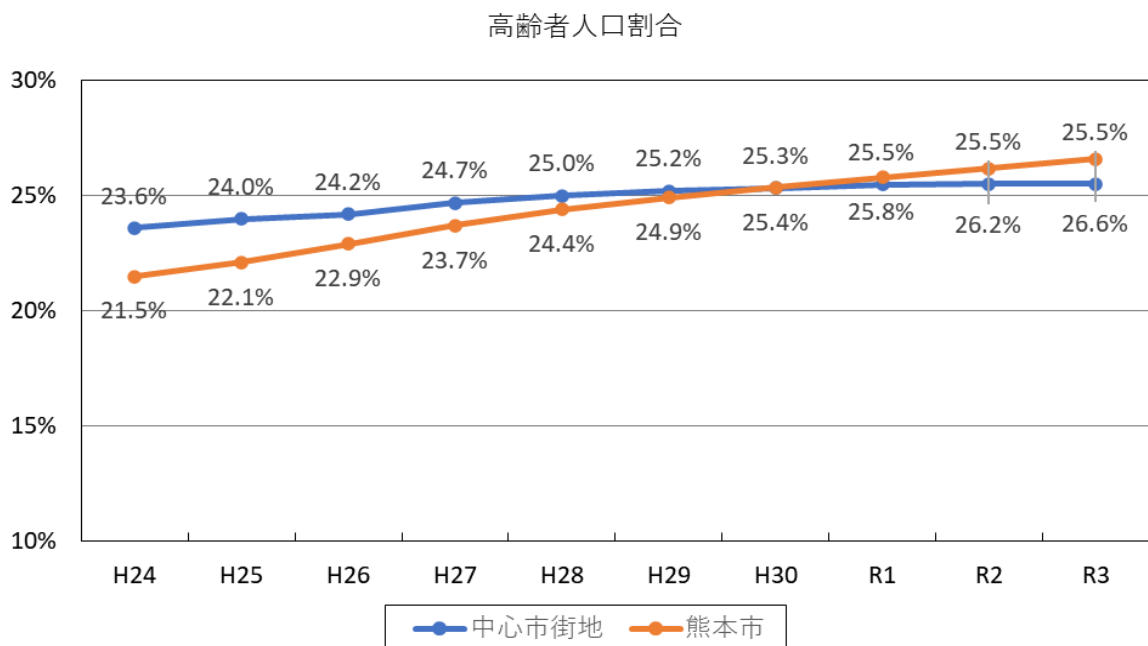
市全体の将来人口推計は、総人口は緩やかに継続的な人口減少が推計されている中で、生産年齢人口は総人口を上回る減少傾向が推計されており、将来的にも生産年齢人口の増加は厳しい状況にある。また、老年人口は令和27年から減少傾向となっている。



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づき
まち・ひと・しごと創生本部作成 地域経済分析システム (RESAS)

○中心市街地における高齢化率

中心市街地における高齢化率は、本市全域に比べ高い傾向にあったが、平成30年を境に、本市全体よりも低くなっている。



(資料) 住民基本台帳各年4月1日

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○中心市街地における年齢別人口の増減率

中心市街地においては、生産年齢人口（15～64歳）が熊本市全体に比べ、高い増加率を示している。一方、老年人口（65歳～）については、大きな増減が見られない。

年齢別人口増減率（平成23年～令和3年）

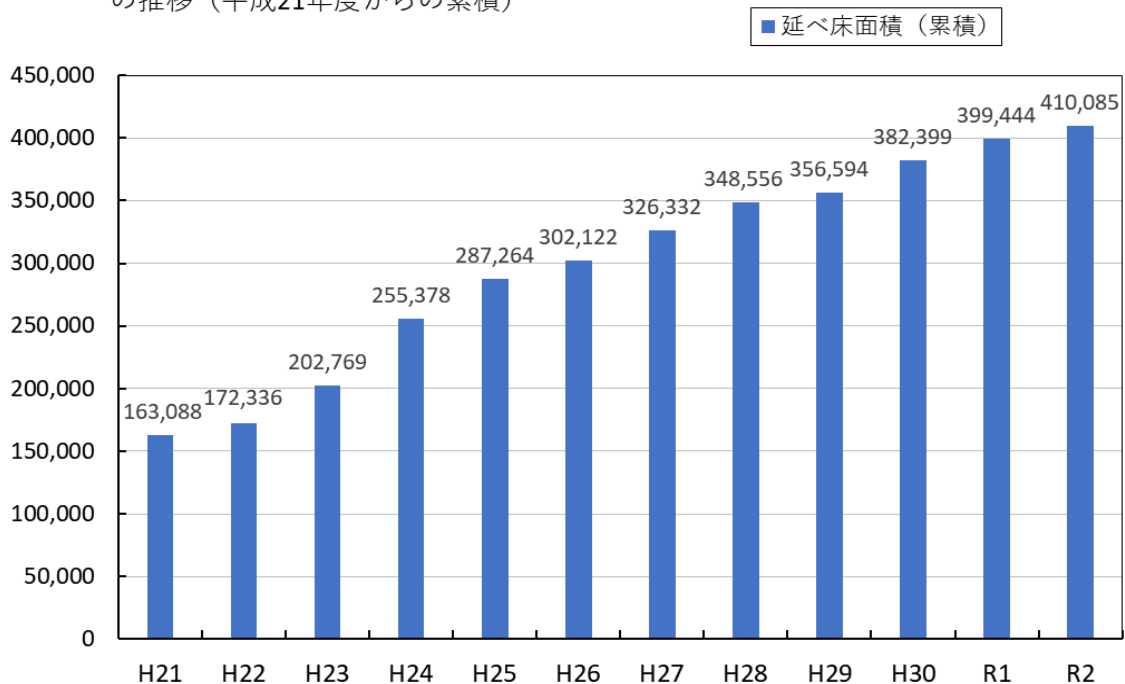


（資料）住民基本台帳各年4月1日

○中心市街地におけるマンションの供給状況

中心市街地のマンション（共同住宅等）の大規模建築物等届出における延べ床面積の累積（延べ床面積が1,000㎡以上のものを抽出）は、現在においても増加傾向にある。

中心市街地内の大規模建築物等届出（共同住宅等）における延べ床面積の推移（平成21年度からの累積）



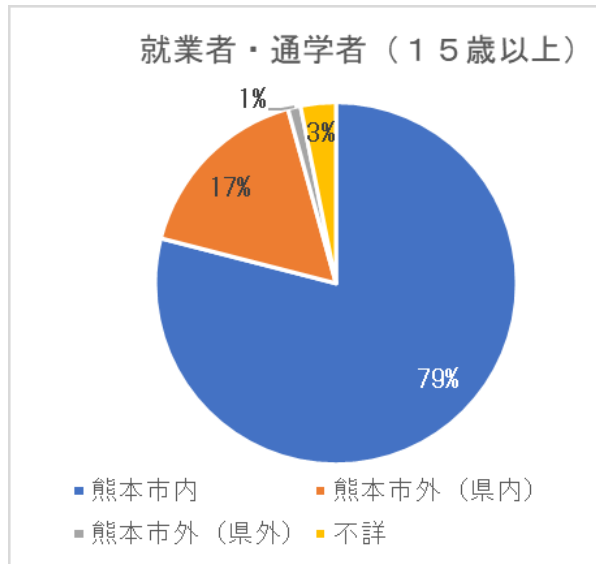
（資料）熊本市調べ ※大規模建築物：高さが13m以上の建築物等

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

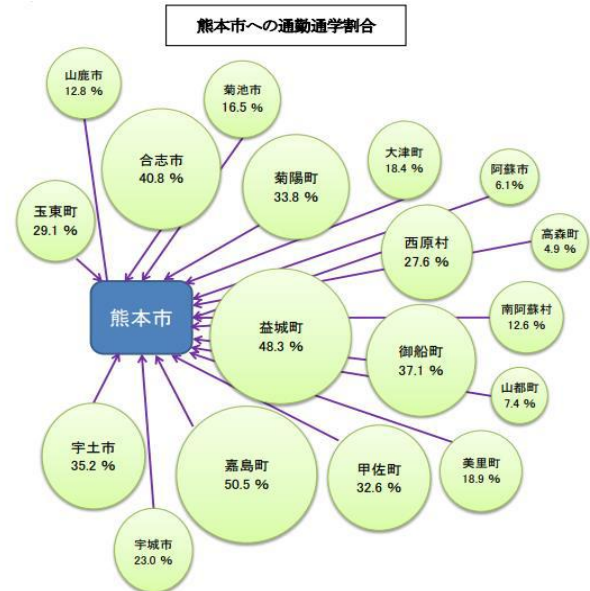
○通勤・通学の状況

本市は、熊本連携中枢都市圏において、「圏域全体の経済成長のけん引」や「高次の都市機能の集積・強化」の役割を担っている。

本市における就業者・通学者の約18%（県内17%、県外1%）が市外から通勤、通学しており、圏域全体から多くの通勤・通学者が中心市街地を訪れている。



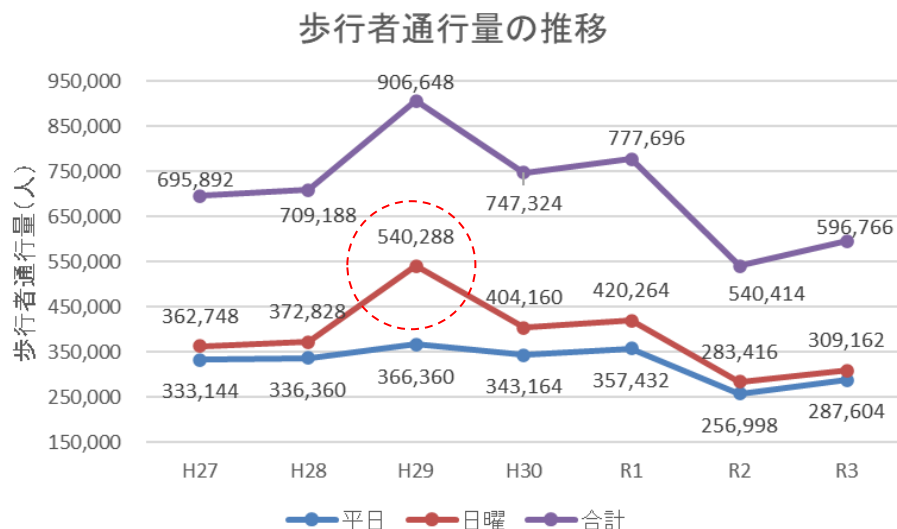
（平成27年国勢調査）



熊本連携中枢都市圏ビジョン（2022年3月）より

○歩行者等通行量

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度は大幅な減少がみられるが、令和3年度には再び、増加傾向に転じている。なお、平成29年度の日曜については、（仮称）花畑広場及び新市街等一帯において大型イベント等が開催されたことによる異常値である。



（資料）商店街通行量調査より（熊本市調べ）

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(2) 商業・観光

本市中心市街地は、本市のみならず、熊本都市圏全域の経済をけん引する役割を担うことから、商業・観光の両面から施策を展開し、にぎわいの創出や回遊性の向上を図る必要がある。

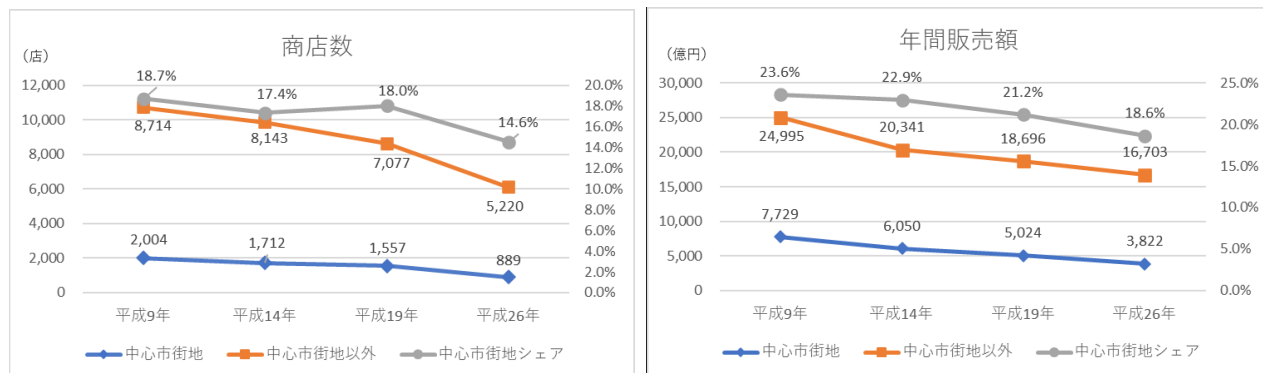
1) 中心市街地の商業

○商店数、年間販売額

小売業の商店数、年間販売額について中心市街地とそれ以外に分けて推移を見ると、いずれも減少傾向が続いている。

全市に占める中心市街地の商店数の割合については、平成19年にわずかに増加したものの、平成26年には再び減少に転じている。

また、熊本市全体の大規模小売店舗の立地状況については、平成24年3月から令和4年8月の約10年間に於いて、約5%の増加が見られるのに対し、中心市街地においては、約1.7%の増加に留まっているが、これは、現在、進んでいる熊本パルコの建て替えによるものと考えられ、一時的な影響と推測される。



(資料) 商業統計

※熊本市と合併前である平成20年以前の旧富合町の各数値と、平成22年以前の旧城南町・旧植木町の各数値については、平成26年の数値と単純比較できるようにするため、中心市街地以外の数値に合算している。

熊本市内における店舗面積5,000㎡超の大規模小売店舗の立地状況

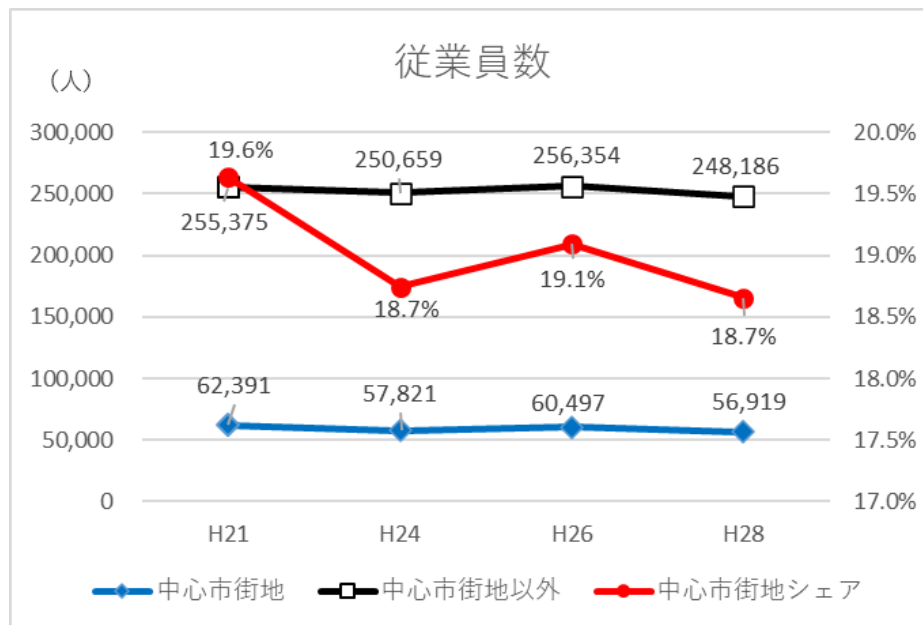
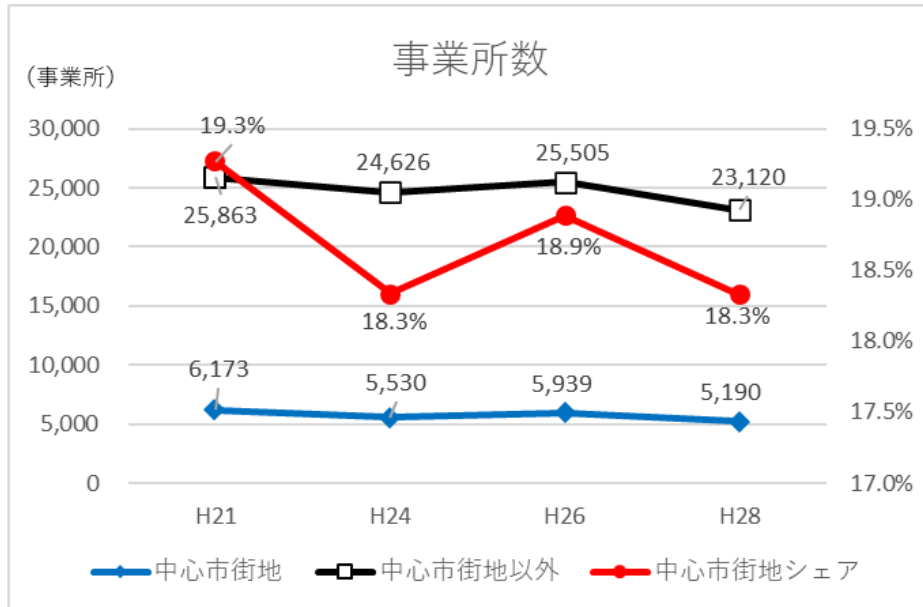
	中心市街地の 店舗面積合計 (㎡)	対H24比	中心市街地以外(熊本市内) の店舗面積合計 (㎡)	対H24比	熊本市全体の店舗 面積合計 (㎡)	対H24比
H24年3月末時点	125,319	—	271,219	—	396,538	—
H29年3月末時点	116,388	92.9%	287,725	106.1%	404,113	101.9%
R4年8月末時点	127,481	101.7%	289,428	106.7%	416,909	105.1%

(資料) 熊本市調べ

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○中心市街地における事業所数、従業者数

中心市街地の事業所数は、6,173事業所（平成21年）から5,190事業所（平成28年）、従業員数は、62,391人（平成21年）から56,919人（平成28年）と概ね減少傾向にある。また中心市街地のシェアについても、事業所数、従業員数ともに概ね減少傾向にある。



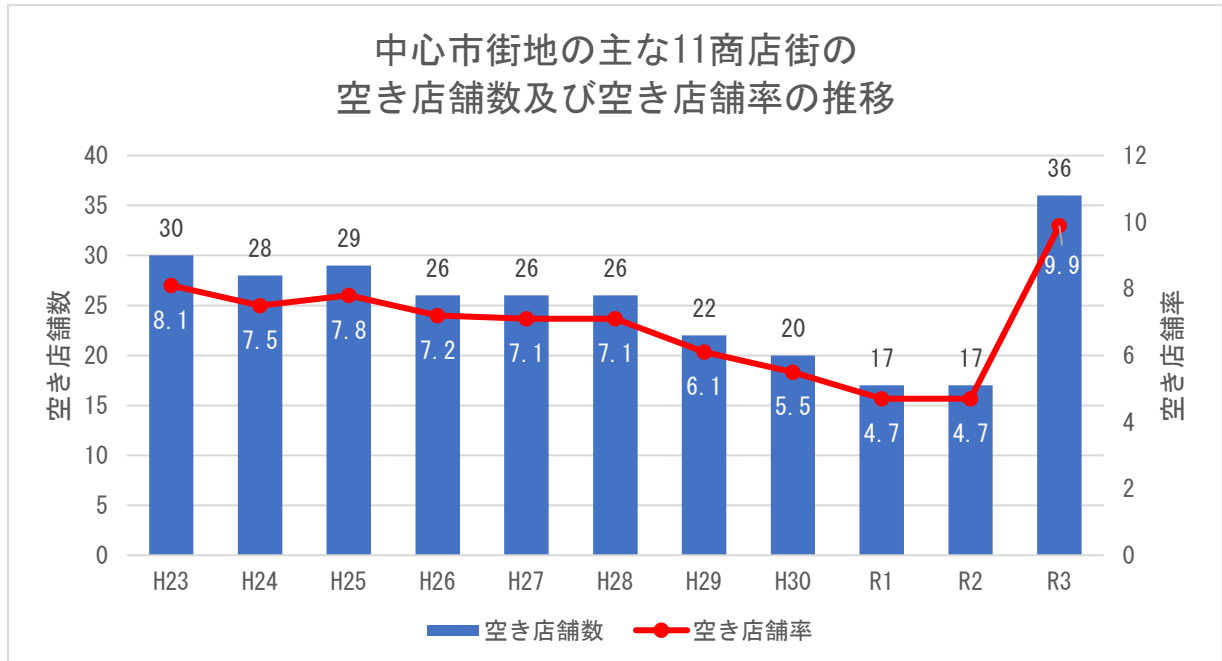
(資料) 平成28年経済センサス

※熊本市と合併前である平成21年の旧城南町・旧植木町の各数値については、平成24年以降の数値と単純比較できるようにするため、中心市街地以外の数値に合算している。

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○中心市街地の空き店舗

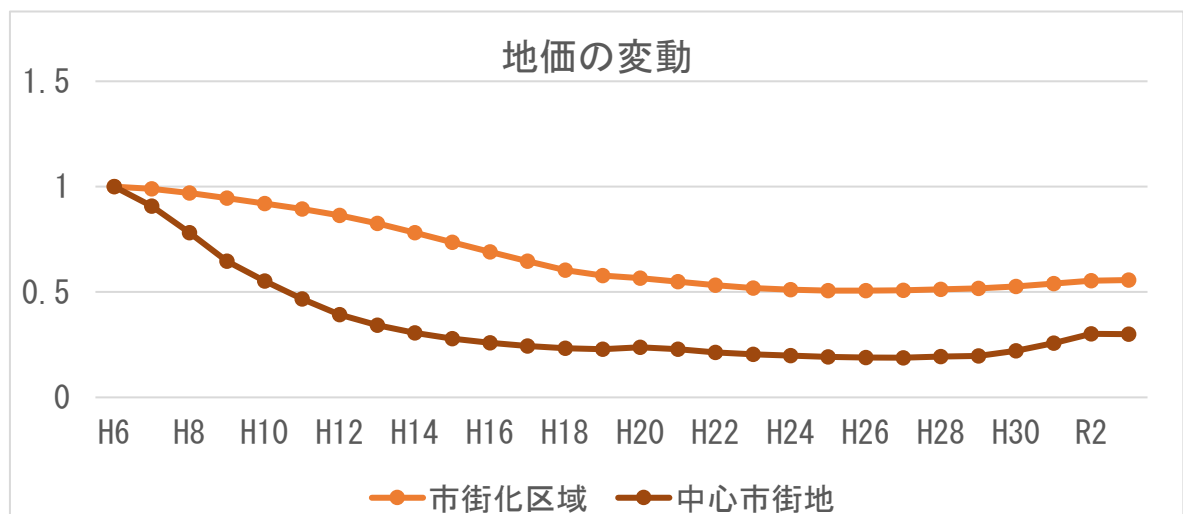
中心市街地の主な商店街の空き店舗数及び空き店舗率は、平成28年以降減少傾向にあったものの、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きく増加している。



(資料) 熊本市調べ

○中心市街地の地価

中心市街地の地価はバブル崩壊後、低下傾向となっており、特に中心市街地ではその傾向が顕著に見られたが、平成27年頃を境に緩やかではあるが、上昇傾向に転じている。



(資料) 地価公示、都道府県地価調査

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○熊本県内商業地における地価

県内商業地の価格上位10地点は全て本市中心市街地が占めており、その中でも最大の変動率（上昇）だったのは、熊本駅周辺であった。なお、県内最大の変動率（上昇）だったのは、菊陽町光の森周辺であった。

また、県内商業地における市町村平均価格においても、本市（商業地）の平均価格は、次点の菊陽町の約2.7倍となっている。

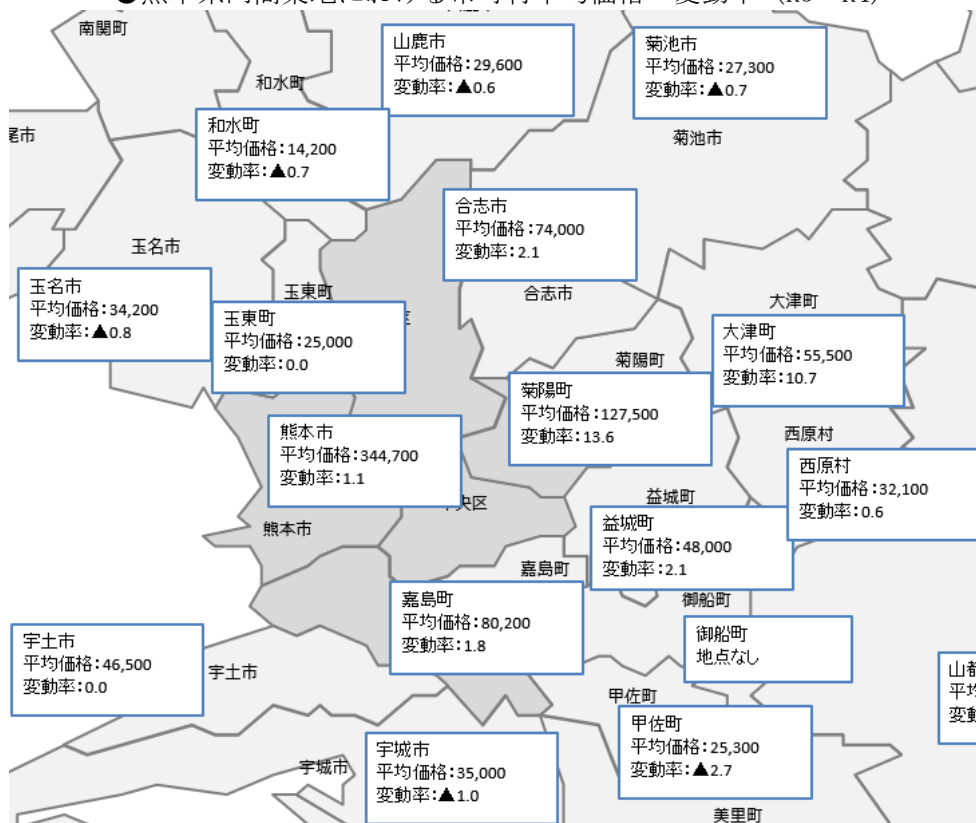
●熊本県内商業地における地価

(単位：円／㎡、%)

順位	基準地番号	所在		価 格		変動率
		地番	住居表示	令和3年	令和4年	
1	熊本中央 5-14	下通1丁目3番3	下通1-3-7	2,420,000	2,370,000	▲2.1
2	熊本中央 5-1	手取本町4番1外	手取本町4-1	1,730,000	1,690,000	▲2.3
3	熊本中央 5-4	上通町1番16	上通町4-14	1,320,000	1,280,000	▲3.0
4	熊本中央 5-7	下通1丁目7番24	下通1-7-20	1,070,000	1,070,000	0.0
5	熊本中央 5-15	新市街4番5	新市街4-13	865,000	870,000	0.6
6	熊本中央 5-13	花畑町10番31	花畑町10-31	855,000	855,000	0.0
7	熊本中央 5-5	下通1丁目2番8	下通1-2-8	760,000	750,000	▲1.3
8	熊本西 5-3	春日2丁目718番5	春日2-3-26	690,000	705,000	2.2
9	熊本中央 5-2	安政町2番14	安政町2-23	440,000	435,000	▲1.1
10	熊本中央 5-9	南坪井町2番15	南坪井町2-20	308,000	308,000	0.0

令和4年7月1日 熊本県

●熊本県内商業地における市町村平均価格・変動率（R3→R4）



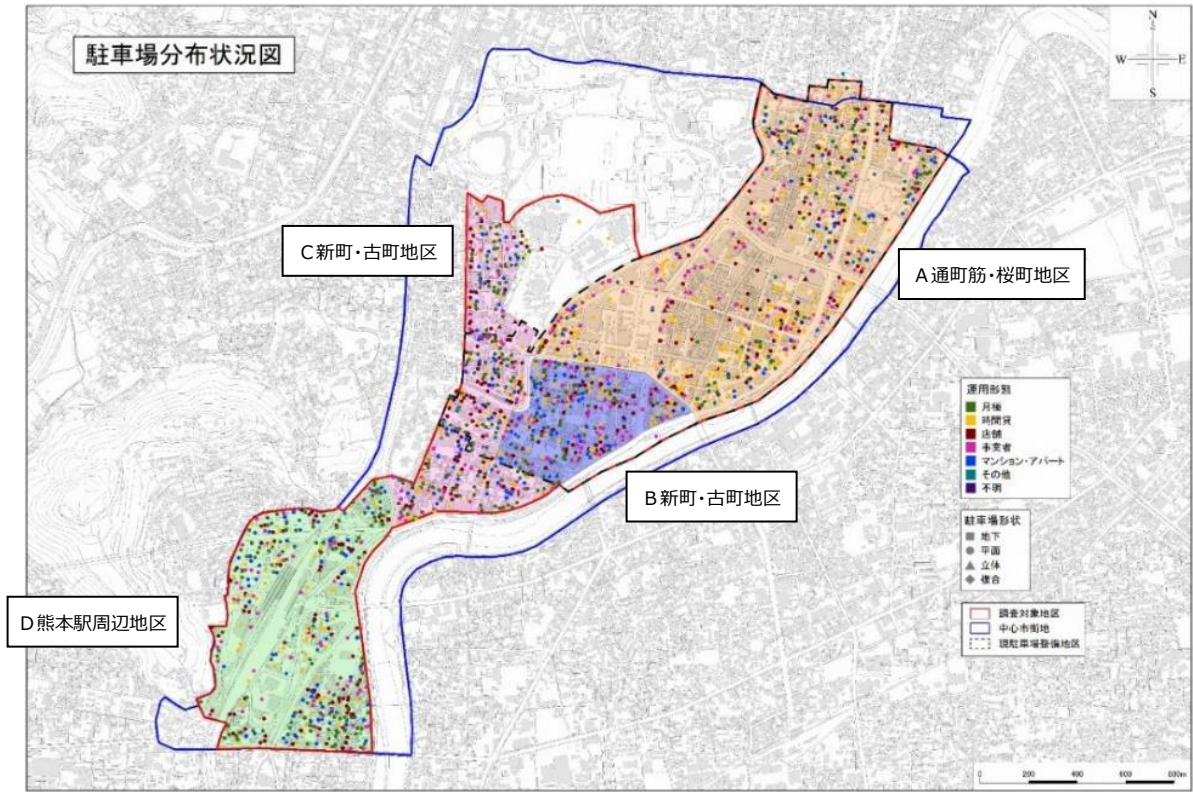
令和4年7月1日 熊本県

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

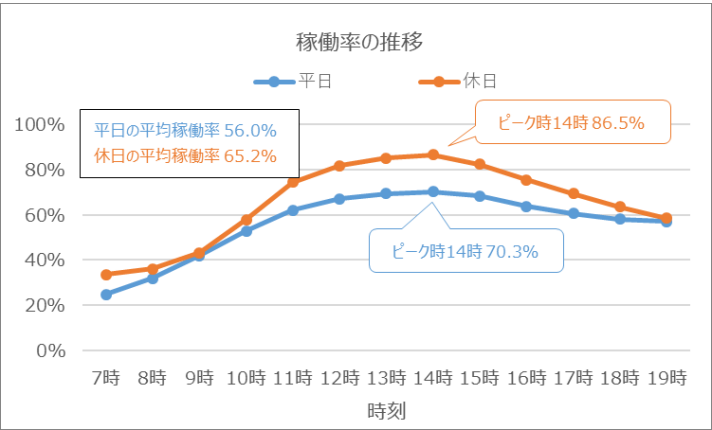
○中心市街地の駐車場

中心市街地における駐車場整備地区において、1,729箇所、30,218台の駐車場が存在し、時間貸し駐車場がその大半を占めている。

時間貸し駐車場における稼働率は、休日ピーク時においても86.5%であった。



		調査対象地区計							
		A. 通町筋・桜町地区		B. 新町・古町地区		C. 新町・古町地区		D. 熊本駅周辺地区	
		利用可能台数	箇所数	利用可能台数	箇所数	利用可能台数	箇所数	利用可能台数	箇所数
利用形態別	計	30,218	1,729	17,643	651	3,260	281	3,960	405
	時間貸	15,971	384	12,900	224	592	50	803	58
	事業者	2,351	284	1,264	110	478	64	279	50
	店舗	3,562	331	1,404	116	692	53	492	85
	月極	4,448	423	1,059	112	628	61	1,582	132
構造別	その他	3,886	307	1,016	89	870	53	804	80
	立体	13,398	136	11,409	95	672	17	230	9
	平面	16,820	1,593	6,234	556	2,588	264	3,730	396



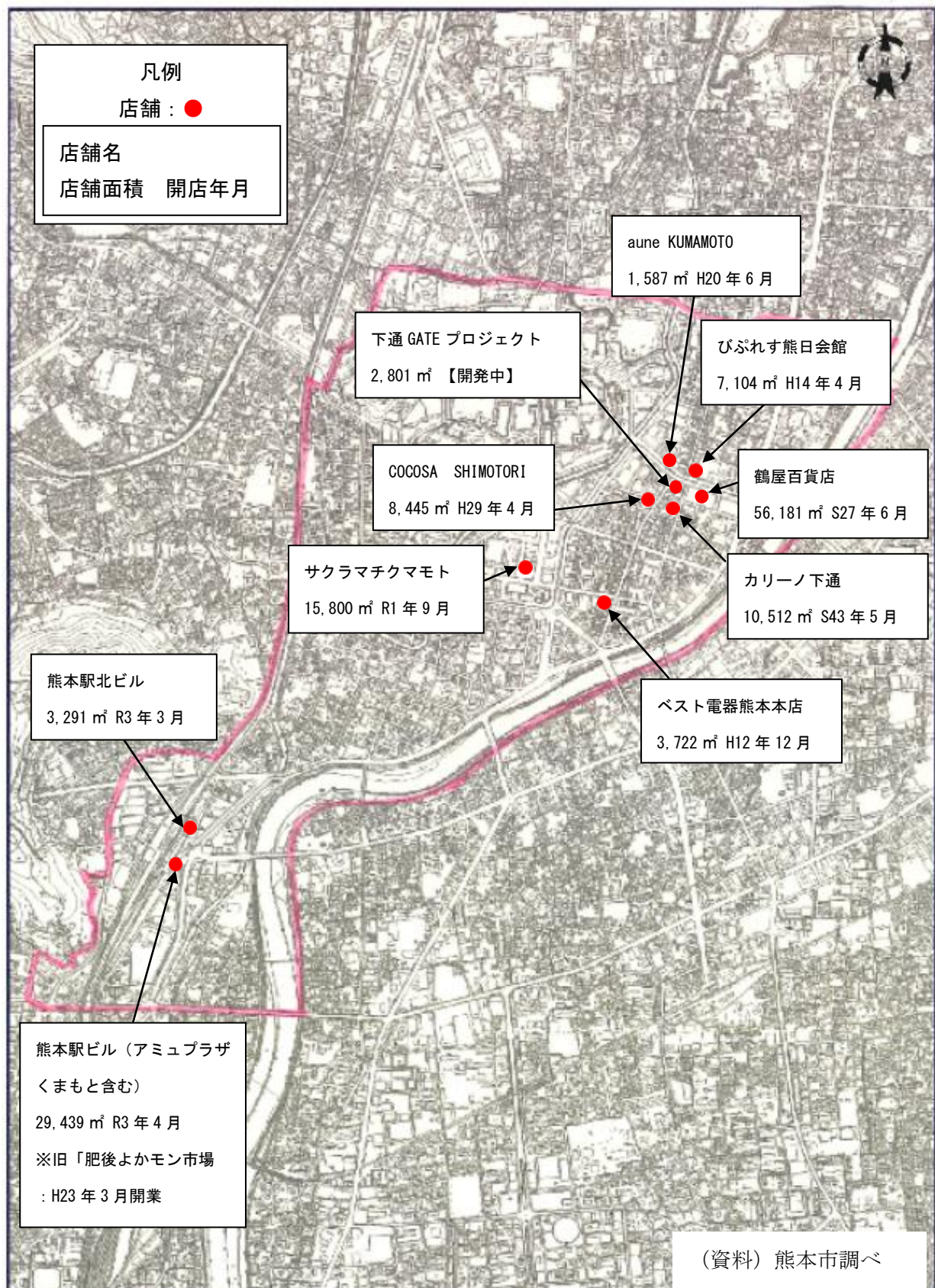
地区名	調査日	地区全体	
		日平均満空率(%)	ピーク時(%)
A. 通町筋・桜町地区	平日	53.9	67.9
	休日	63.0	86.5
B. 新町・古町地区	平日	61.8	75.5
	休日	44.0	58.9
C. 新町・古町地区	平日	68.3	89.6
	休日	54.1	72.3
D. 熊本駅周辺地区	平日	66.0	81.2
	休日	85.5	94.9
調査対象地区	平日	56.0	70.3
	休日	65.2	86.5

まちなか駐車場適正化計画（令和4年3月、熊本市）より

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○大規模小売店舗

中心市街地内の大規模小売店舗立地状況（1000 ㎡超）



1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

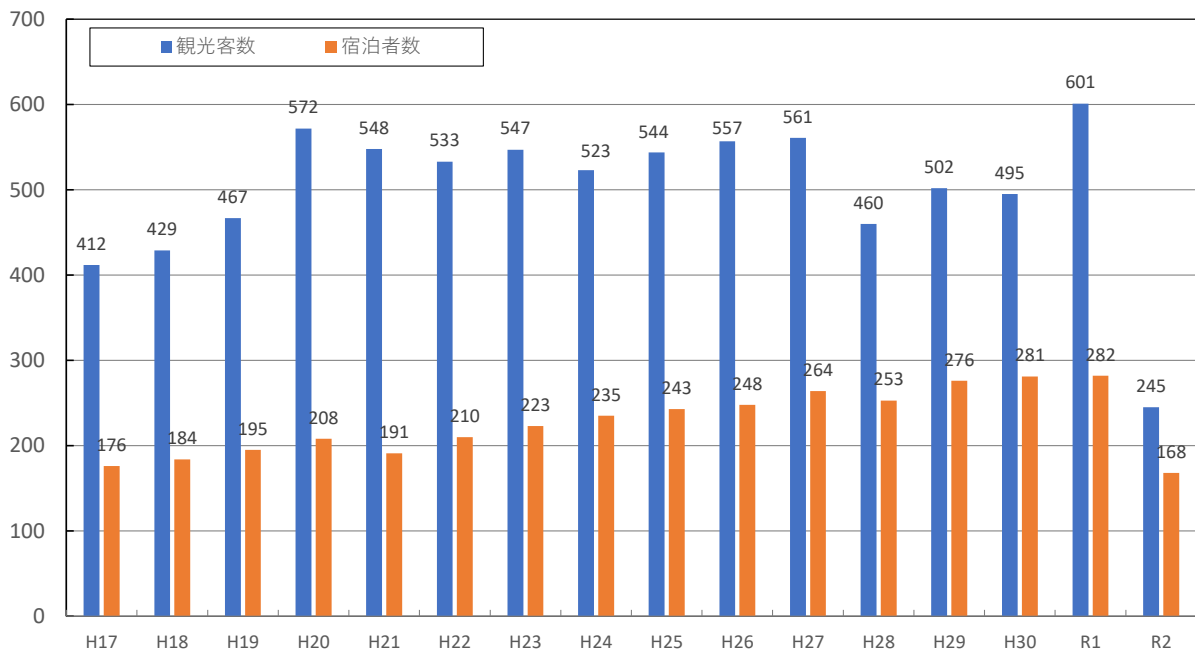
2) 観光

○観光客入込数

本市の年次別観光入込数は、平成17年まで400万人台前半にまで落ち込みを見せていたが、熊本城本丸御殿復元等の効果により平成20年からは500万人を超えている。同様に、宿泊客数も平成19年までは200万人以下で推移していたが、平成22年以降は200万人以上で増加を続けている。

ただし、令和2年は新型コロナウイルスの感染拡大により、観光客、宿泊者数ともに大幅に減少している。

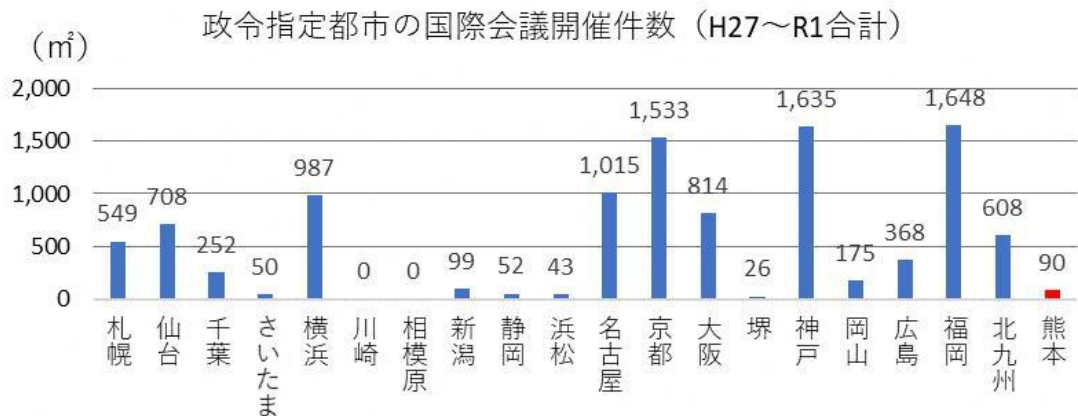
(万人) 年次別観光客入込数（観光客数、宿泊客数）



(資料) 令和2年熊本市観光統計

○コンベンションの開催

本市におけるコンベンション開催件数は、他の政令指定都市と比較して少ない状況である。



(資料) 日本政府観光局（J N T O）国際会議統計

※国際会議：参加者50名以上、日本を含む3カ国以上の会議

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○主要な観光・文化施設

令和元年度において、本市の主要観光施設入園者数は、熊本城や城彩苑などを有する中心市街地が約66%を占めている。

中心市街地以外に目を向けると、熊本市動植物園、フードパル熊本、水前寺成趣園、道の駅「すいかの里植木」、水の科学館の順となっている。

誘客施設は中心市街地に立地しているものも多く、中でも熊本城は、熊本の歴史・文化の象徴的な存在となっており、市内有数の観光スポットとして平成20年は本丸御殿復元等の効果が大きく200万人を超える入園者数があり、一旦減少するものの、近年では再び増加傾向にある。ただし、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少している。

市内主要観光施設入園者数

施設名	H28	H29	H30	R1	R2	
熊本城 (※H28.5以降は二の丸広場で カウント)	1,444,101	2,072,936	1,704,769	2,107,024	891,844	熊本市中央区本丸1-1
(うち特別公開)		0	0	(119,997)	(317,162)	
城彩苑 (うちわくわく座)	956,173 (114,824)	1,190,246 (113,219)	1,057,151 (118,520)	1,233,724 (133,068)	618,433 (103,313)	熊本市中央区二の丸1-1-1
熊本博物館	0	0	11,500	101,648	43,108	熊本市中央区古京町3-2
旧細川刑部邸	15,547	0	0	23,113	28,596	熊本市中央区古京町3-1
小泉八雲熊本旧居	5,861	10,379	10,967	10,595	3,810	熊本市中央区安政町2-6
熊本県伝統工芸館	138,889	154,620	154,937	142,811	72,736	熊本市中央区千葉城町3-35
熊本県立美術館本館	45,203	107,850	109,377	147,177	81,483	熊本市中央区古京町3-2
熊本県立美術館分館	88,823	122,696	204,856	168,653	17,386	熊本市中央区千葉城町2-18
熊本市現代美術館	410,139	235,827	242,665	267,371	101,841	熊本市中央区上通町2-3
くまモンスクエア	423,188	492,245	533,459	576,170	144,613	熊本県熊本市中央区手取本町8-2
中心市街地内	3,527,924	4,386,799	4,029,681	4,778,286	2,003,850	
水前寺成趣園	357,265	429,994	439,466	425,497	172,302	熊本市中央区水前寺公園8-1
熊本市動植物園	205,728	288,809	360,709	785,006	367,297	熊本市東区健軍5丁目14-2
フードパル熊本	716,400	680,500	667,800	630,200	567,100	熊本市北区貢町581-2
水の科学館	96,651	106,824	128,414	97,836	34,013	熊本市北区八景水谷1丁目11-1
峠の茶屋公園(資料館)	6,707	6,758	4,858	2,334	1,694	熊本市西区河内町岳5-4
くまもと工芸会館	46,596	49,323	49,663	47,765	32,478	熊本市南区川尻1丁目3-58
立田自然公園	5,986	6,918	6,464	7,195	4,732	熊本市中央区黒髪4丁目610
北岡自然公園	4,360	1,162	0	0	1,197	熊本市西区横手2丁目5-1
夏目漱石内坪井旧居	3,660	0	0	0	0	熊本市中央区内坪井町4-22
夏目漱石大江旧居	1,267	6,043	5,134	4,770	2,099	熊本県熊本市中央区水前寺公園21-16
徳富記念園	1,532	1,702	1,900	378	0	熊本市中央区大江4丁目10-33
横井小楠記念館	842	0	158	802	604	熊本市東区沼山津1丁目25-91
後藤是山記念館	245	1,181	970	860	368	熊本市中央区水前寺2丁目6-10
リデル・ライト両女史記念館	775	0	0	0	0	熊本市中央区黒髪5丁目23-1
御馬下の角小屋	1,688	2,346	2,666	1,996	721	熊本市北区四方寄町1274
森林学習館	2,394	3,079	3,514	3,447	8,887	熊本市北区貢町
くまもと文学・歴史館	28,547	33,084	44,980	35,318	15,833	熊本市中央区出水2丁目5-1
監物台樹木園	8,645	14,160	14,851	11,884	3,813	熊本市中央区二の丸4-1
岩戸観音・五百羅漢	26,600	26,600	16,557	24,835	10,726	熊本市西区松尾町平山589(雲巖禅寺内)
島田美術館	10,630	4,597	4,841	4,962	3,025	熊本市西区島崎4丁目5-28
新聞博物館	18,918	4,603	8,798	4,376	1,233	熊本市中央区世安町172
熊本国際民芸館	1,640	1,458	1,810	1,826	991	熊本市北区龍田1丁目5-2
神風連資料館	448	493	588	568	588	熊本市中央区黒髪5丁目7-60
金峰森の駅みちくさ館	16,624	17,949	18,575	13,578	6,759	熊本市西区河内町岳1192
熊本市塚原歴史民族資料館	1,521	2,091	4,560	4,463	2,210	熊本市南城区南町塚原1924
田原坂西南戦争資料館	55,441	61,940	101,596	59,648	15,006	熊本市北区植木町豊岡862
植木温泉	113,160	105,051	90,730	76,198	59,996	熊本市北区植木町
道の駅「すいかの里植木」	36,080	233,079	225,336	220,645	210,330	熊本県熊本市北区植木町岩野160-1
中心市街地外	1,770,350	2,089,744	2,204,938	2,466,387	1,524,002	
全施設の合計①+②	5,298,274	6,476,543	6,234,619	7,244,673	3,527,852	

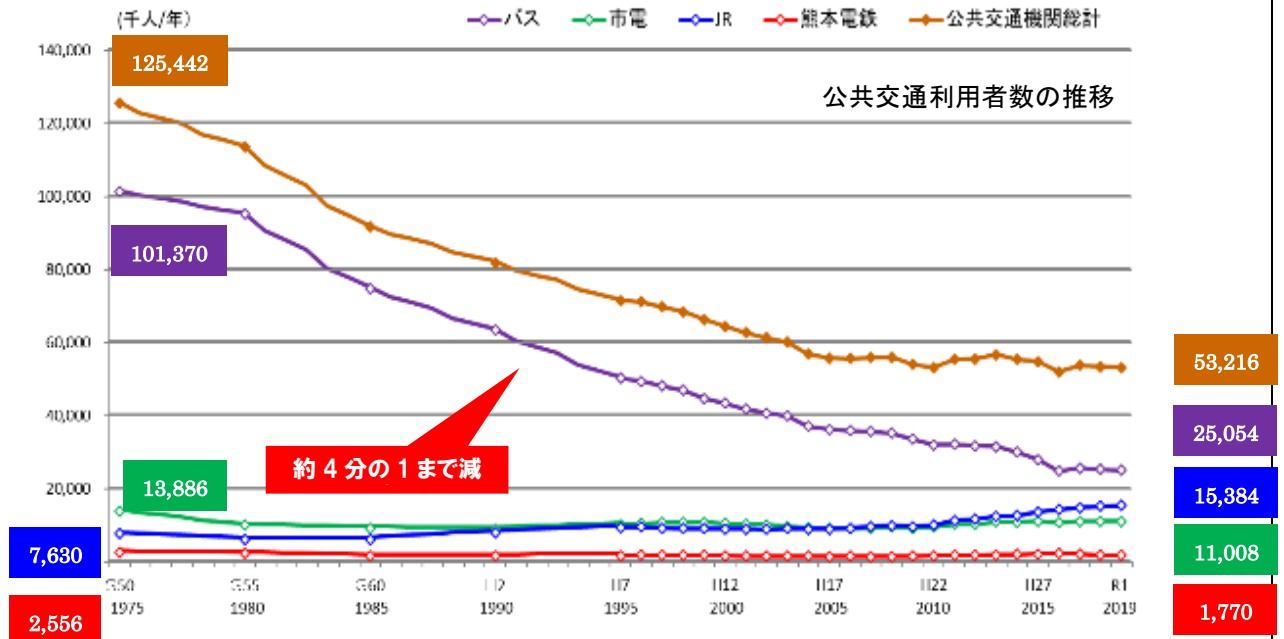
(資料) 平成28～令和2年熊本市観光統計

(3) 都市機能

ウォークアブル都市の推進に向け、車中心から人中心のまちなかへの転換を図るため、公共交通の利用促進や、駐車場配置の適正化を含む低未利用地の有効活用を図る必要がある。

○公共交通機関

本市の公共交通は路線バスに加え、市電、J R、熊本電気鉄道で構成され、全体的に減少傾向が続いている。

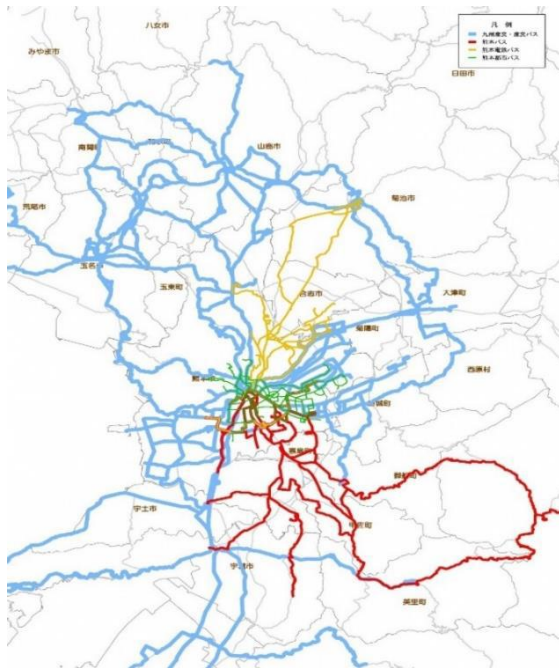


1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

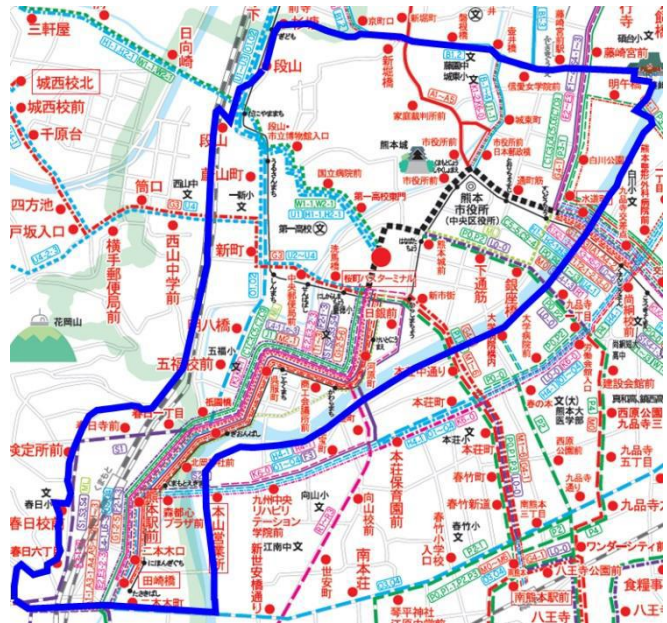
○路線バスの利用者数

路線バスは、本市のみならず周辺市町も含め、交通センター（現・熊本桜町バスターミナル）を起点として放射方向に、また、網の目状に路線バス網が張り巡らされ、本市のみならず近隣市町を含めた住民等の生活の足として役割を果たしてきた。

利用者数については、昭和50年に比べ、約4分の1まで減少（P.21のグラフ参照）している。



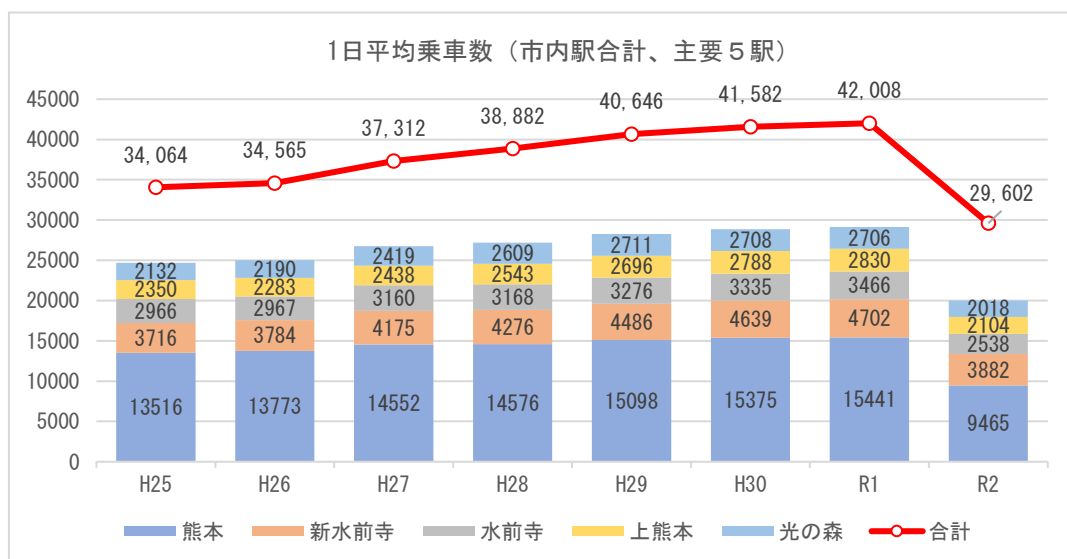
路線バス路線図（広域）



路線バス路線図（熊本市中心部）

○鉄道駅の乗車人員数

本市における鉄道駅の乗車人員数は微増傾向にあった。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、大きく減少した。



（資料）熊本市調べ

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○市電の利用者数

熊本市電の乗車人数の推移（P. 21のグラフ参照）を見ると、平成7年度から平成21年度にかけて減少傾向にあったが、平成22年度の熊本駅周辺におけるサイドリザベーション化事業や運行系統の名称変更、さらには、平成23年度の新水前寺駅における結節強化を実施したことなどにより利用者は約10%増加している。特に九州新幹線が全線開業した平成23年度以降は年間の利用者数が微増傾向にあり、1,100万人を超えている。

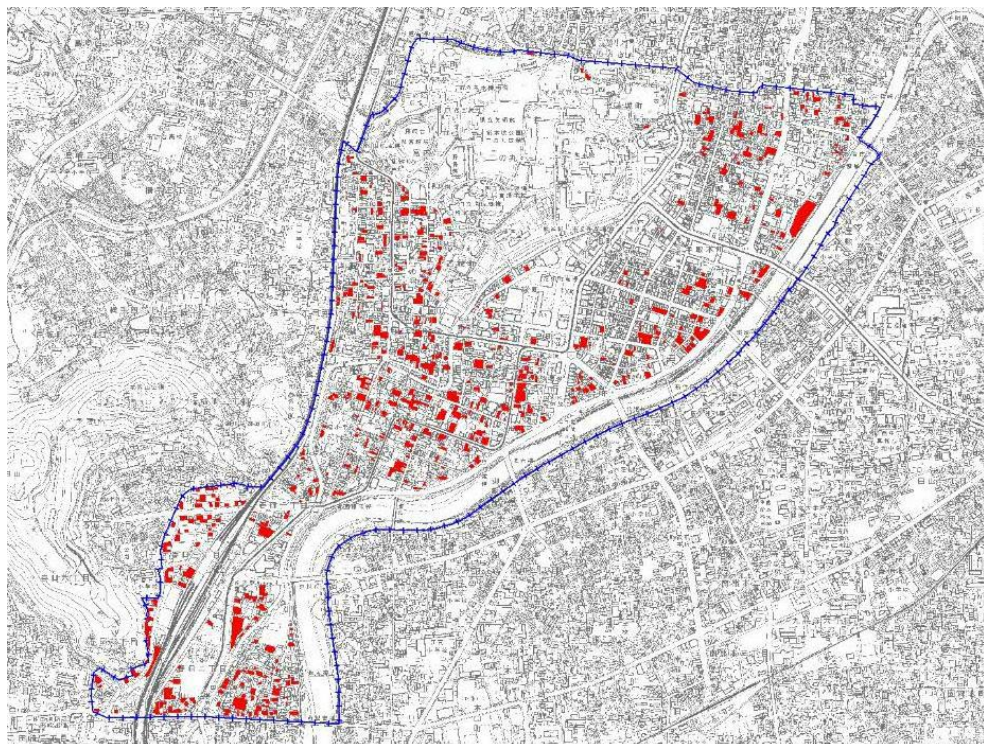


熊本市電路線図

○低未利用地の状況

中心市街地内の低未利用地（駐車場利用も含む）は以下の通りであり、中心市街地内に広く分布している。

低未利用地（駐車場利用も含む）分布図



（資料：熊本市商工会議所調べ）

〔3〕 地域住民のニーズ等の把握・分析

「令和3年度熊本市第7次総合計画市民アンケート調査報告書」を基に、地域住民のニーズ等を把握・分析した。

（1） 令和3年度熊本市第7次総合計画市民アンケート調査報告書

- 実施主体 ： 熊本市
- 実施時期 ： 令和4年1月14日～令和4年2月4日
- 調査対象者 ： 熊本市在住の満20歳以上の男女5,000人
 （住民基本台帳より無作為抽出。外国人含む。）
- 調査方法 ： 郵送による調査票配布・回収及びWEBアンケートによる回収
- 回収結果 ： 有効回収数 1,932人 有効回収率 38.6%

アンケート結果によると、中心市街地のにぎわいに関しては、前計画が進捗するに連れて、上昇傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染拡大以降（令和2年度以降）、大きく落ち込んでいる。

また、主要な基盤整備が完了した年度（桜町・花畑地区：令和元年度、熊本駅周辺：令和3年度）において、魅力を感じる市民の割合が大きく増加していることから、完成した施設自体に対する期待値を含んでいるものと想定される。

今後は、整備した都市基盤を最大限に活用し、点から線へステップアップを行い、中心市街地全体の魅力を高めるための施策展開が必要である。

① 中心市街地ににぎわいがあると感じる市民の割合

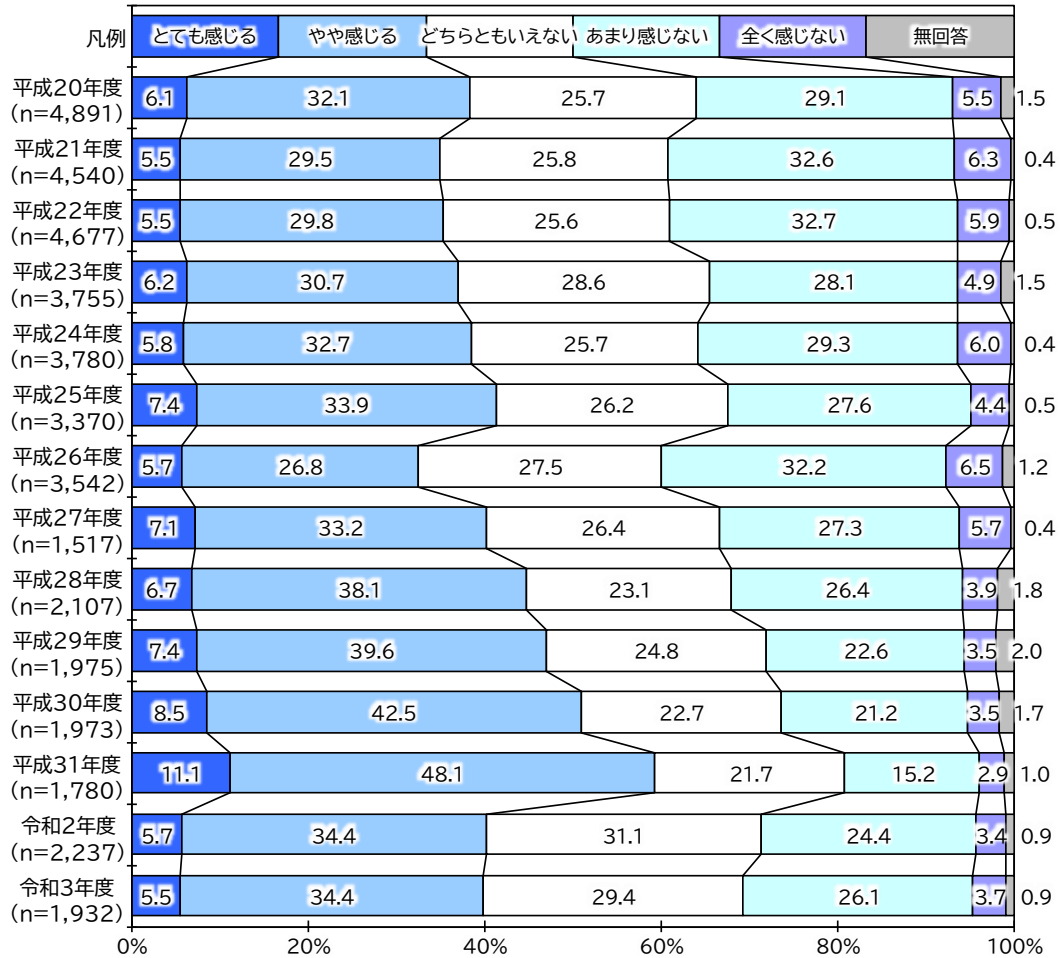
中心市街地ににぎわいがあると感じるかについては、「とても感じる」（5.5%）、「やや感じる」（34.4%）を合わせた割合は39.9%で、「全く感じない」（3.7%）、「あまり感じない」（26.1%）を合わせた割合（29.8%）を10.1ポイント上回っている。

前回調査と比較すると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合（前回40.1%）は0.2ポイント減少している。一方、「全く感じない」、「あまり感じない」を合わせた割合（前回27.8%）は2.0ポイント増加している。

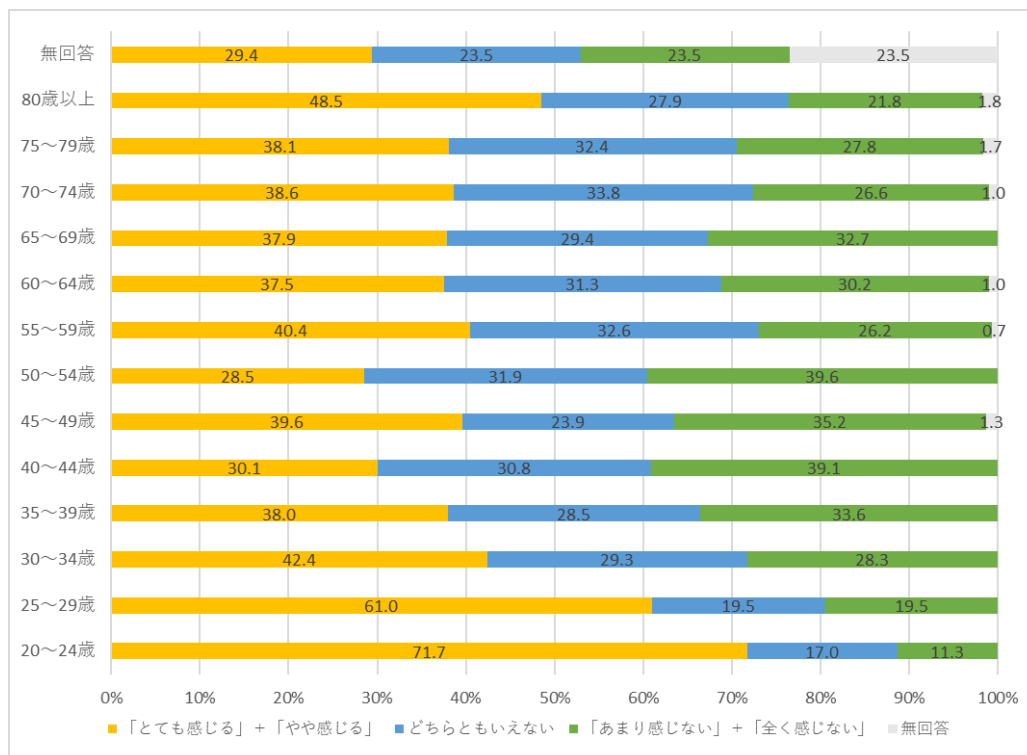
年代別にみると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合は、20～24歳が71.7%で最も高く、次いで25～29歳（61.0%）、80歳以上（48.5%）の順となっている。

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

中心市街地ににぎわいがあると感じる市民の割合（全体／経年比較）



中心市街地ににぎわいがあると感じる市民の割合（年代別）

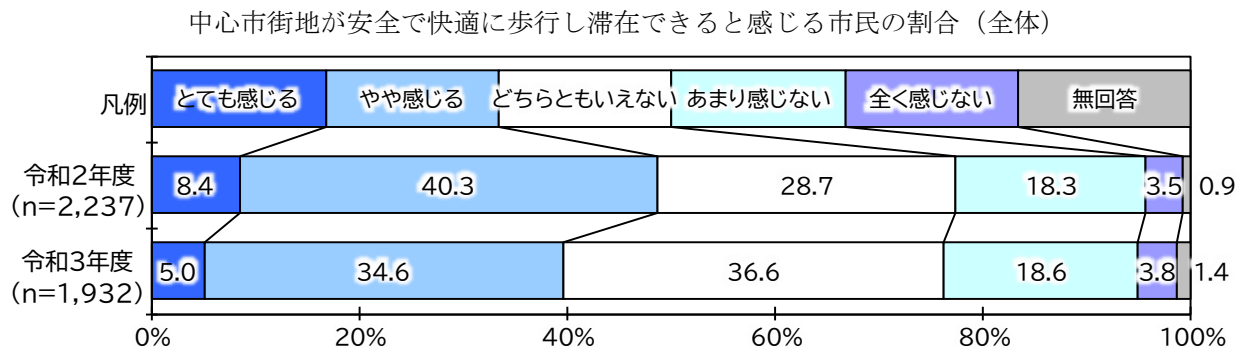


1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

②中心市街地が安全で快適に歩行し滞在できると感じる市民の割合

中心市街地が安全で快適に歩行し滞在できると感じるかについては、「とても感じる」(5.0%)、「やや感じる」(34.6%)を合わせた割合は39.5%で、「全く感じない」(3.8%)、「あまり感じない」(18.6%)を合わせた割合(22.4%)を17.1ポイント上回っている。

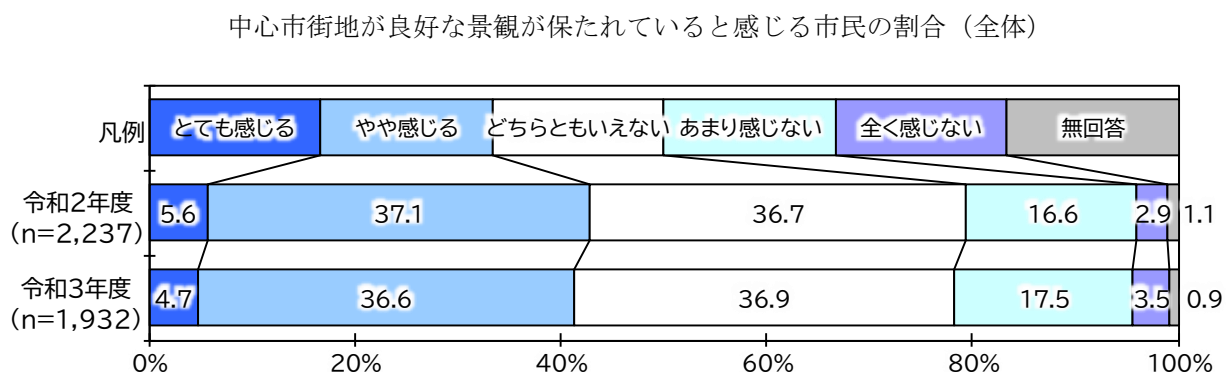
前回調査と比較すると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合(前回48.7%)は9.2ポイント減少している。一方、「全く感じない」、「あまり感じない」を合わせた割合(前回21.8%)は0.6ポイント増加している。



③中心市街地が良好な景観が保たれていると感じる市民の割合

中心市街地が良好な景観が保たれていると感じるかについては、「とても感じる」(4.7%)、「やや感じる」(36.6%)を合わせた割合は41.3%で、「全く感じない」(3.5%)、「あまり感じない」(17.5%)を合わせた割合(21.0%)を20.3ポイント上回っている。

前回調査と比較すると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合(前回42.7%)は1.4ポイント減少している。一方、「全く感じない」、「あまり感じない」を合わせた割合(前回19.5%)は1.5ポイント増加している。



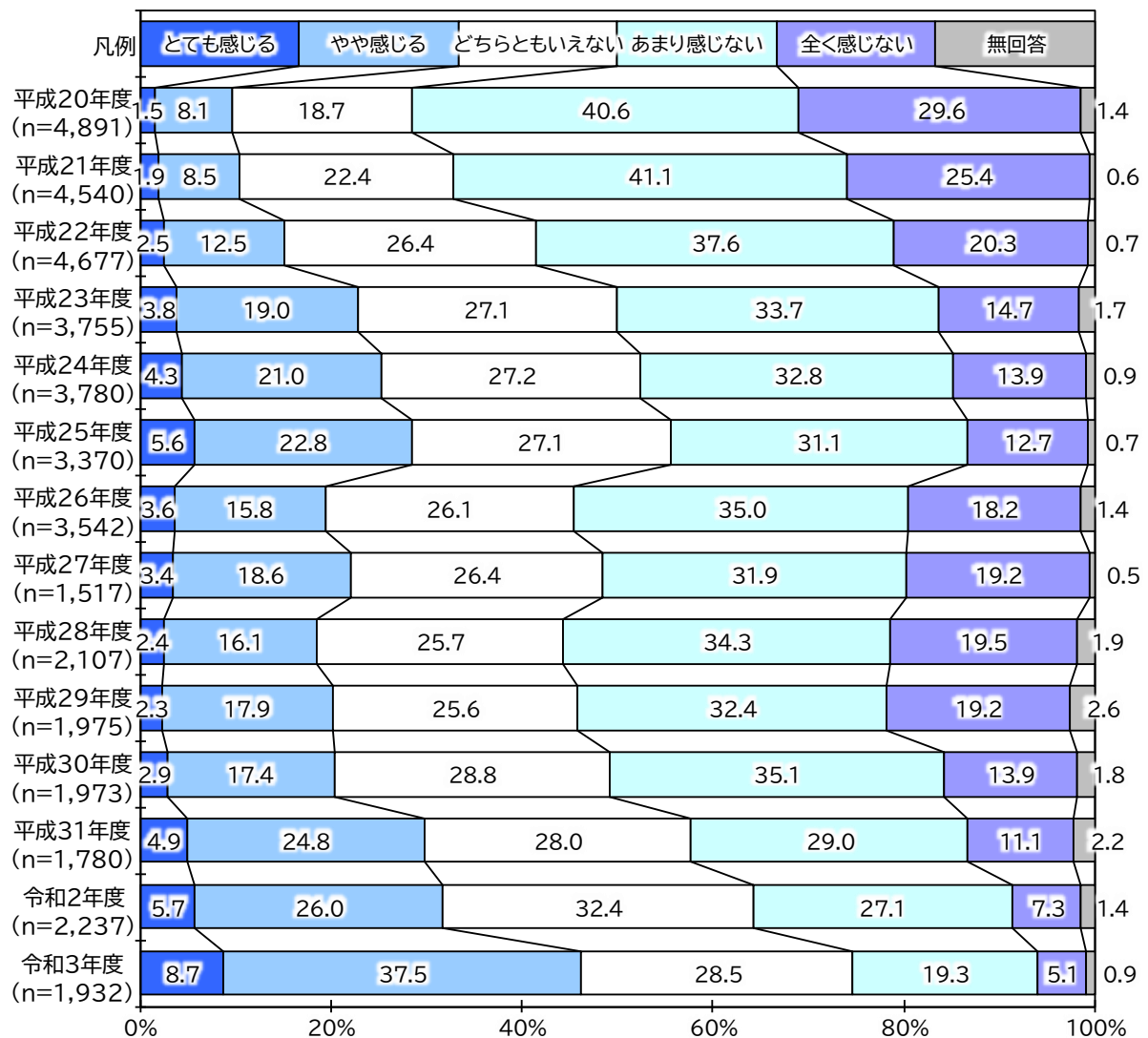
1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

④熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合

熊本駅周辺の街並みが魅力的であると感じるかについては、「とても感じる」（8.7%）、「やや感じる」（37.5%）を合わせた割合は46.2%で、「全く感じない」（5.1%）、「あまり感じない」（19.3%）を合わせた割合（24.3%）を21.9ポイント上回っている。

前回調査と比較すると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合（前回31.7%）は14.5ポイント増加している。一方、「全く感じない」、「あまり感じない」を合わせた割合（前回34.4%）は10.1ポイント減少している。

熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合（全体／経年比較）



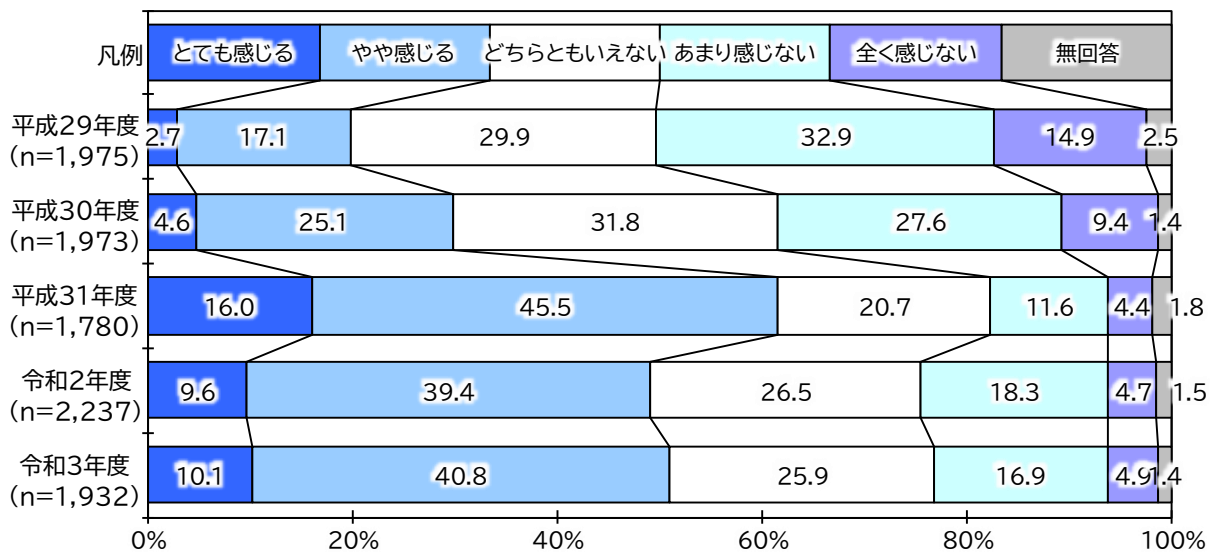
1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

⑤桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合

現在の桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じるかについては、「とても感じる」（10.1%）、「やや感じる」（40.8%）を合わせた割合は51.0%で、「全く感じない」（4.9%）、「あまり感じない」（16.9%）を合わせた割合（21.7%）を29.3ポイント上回っている。

前回調査と比較すると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合（前回49.0%）は2.0ポイント増加している。一方、「全く感じない」、「あまり感じない」を合わせた割合（前回23.0%）は1.3ポイント減少している。

桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合（全体／経年比較）



〔4〕これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

（1）熊本市中心市街地活性化基本計画（前計画）の概要

本市では、平成29年3月に3期目となる熊本市中心市街地活性化基本計画（前計画）の認定を受け、第2期基本計画までの成果を活かし、以下の方針・目標を掲げて中心市街地活性化に向けた各種事業を実施してきた。

○計画期間：平成29年4月～令和5年3月（6年）

○区域面積：約415ha

○基本コンセプト

地震からの創造的復興により
誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人が訪れる、
魅力あるくまもとの顔づくり

○基本方針

基本方針1 にぎわいあふれる城下町

高度な都市機能が集積する中心市街地を維持していくには、今後の人口減少社会においても、更なるまちのにぎわいの創出が必要であるため、熊本城ホールを含む桜町地区再開発事業や、シンボルプロムナード及び（仮称）花畑広場の整備等において、地域・都市間の交通拠点及び観光・文化・情報の交流拠点を形成するとともに、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用しながら、熊本のしごと・ひと・まちを元気にしていく。

基本方針2 安心してずっと暮らしたいまち

地震後に居住人口が減少し始め、今後も人口減少社会になっていくという課題に対応し、これまでに集積した都市機能を活かし、商業・文化・業務機能等と共存した、機能性の高いまちなか居住を促進するために、再開発や区画整理などにより都市機能の向上を図り、中心市街地内の居住人口を増加させる。また、若年層の就職先や子育て施設が少ないといった課題に対応するため、企業立地の推進や産業の振興による雇用の場の拡大や子育て支援施設の整備による子育て環境の向上により、中心市街地内の居住人口を増加させる。

基本方針3 誰もが訪れてみたくなるまち

コンベンション開催件数が他都市に比べて少ないということや、歩行者通行量の増加に小売業販売額が比例していないという課題に対応するため、MICEの誘致によりコンベンションの開催件数を増加させるとともに、商店街のにぎわいを創出することにより経済活力を高めていく。また、国内外に対しての観光PR、さらには、熊本城の復旧過程を観光資源として活用し、国内外の観光客の増加を図ることにより、交流人口を増加させ、経済波及効果（平均消費額：宿泊客は日帰り客に比べて1人1日あたり約3倍）を高めていく。

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○中心市街地の活性化の目標

基本方針1 にぎわいあふれる城下町

(数値目標) 熊本城公園(熊本城、城彩苑等)への入込数、及び桜町・花畑
周辺地区で行われるイベント来場者数

基準値: 1,921,762 人/日 (H28) → 目標値: 2,650,000 人/日 (R4)

基本方針2 安心してずっと暮らしたいまち

(数値目標) 中心市街地内の居住人口

基準値: 36,604 人/年 (H28) → 目標値: 37,000 人/年 (R3)

基本方針3 誰もが訪れてみたくなるまち

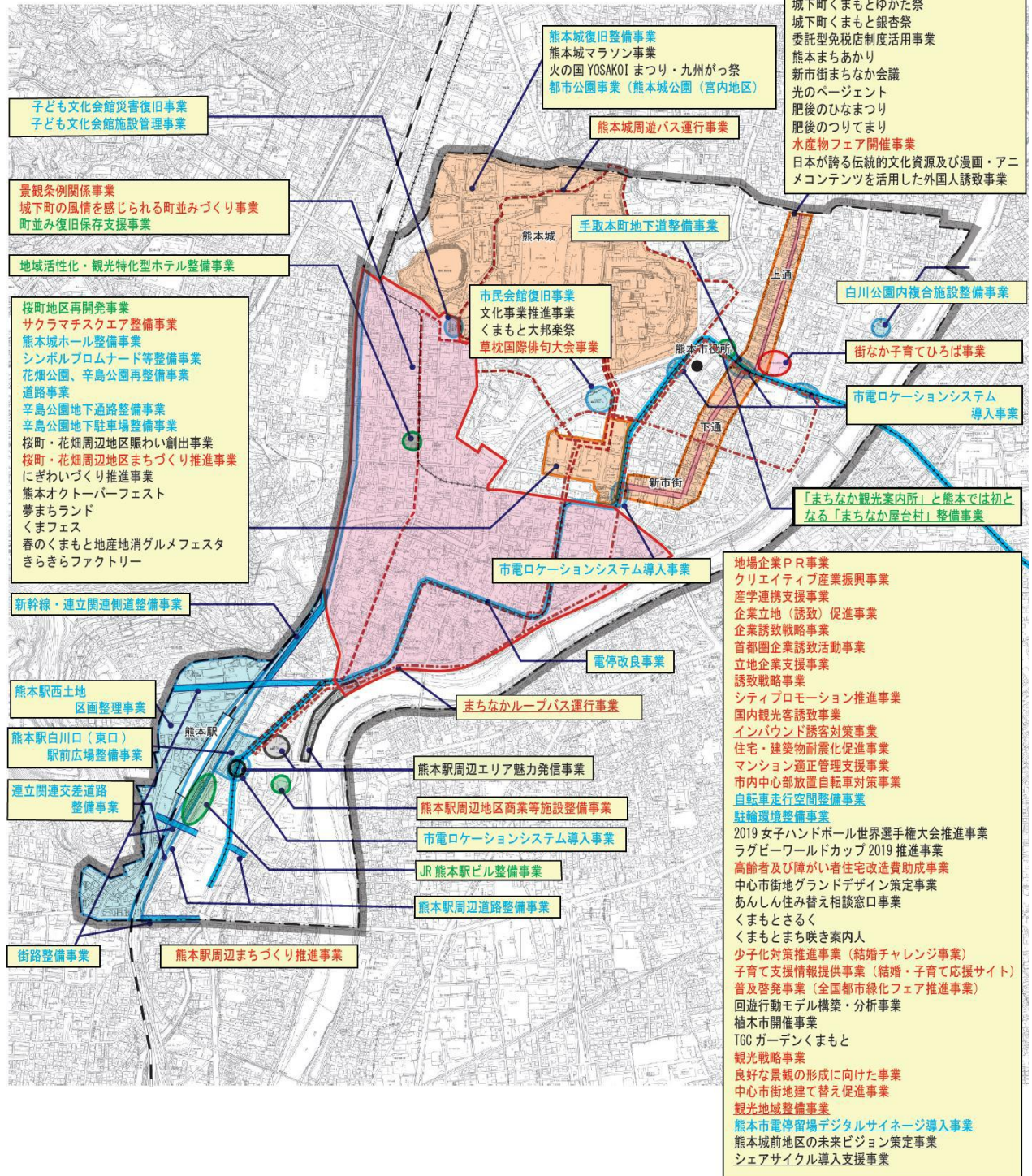
(数値目標) 熊本市内の宿泊客数

基準値: 2,637,637 人/年 (H27) → 目標値: 3,000,000 人/年 (R4)

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

○事業実施箇所

凡例	行政	民間 (行政+民間含む)
ハード	青	緑
ソフト	赤	黒



1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(2) 事業等の進捗状況

事業名	事業主体	実施時期	進捗
熊本駅周辺まちづくり推進事業	熊本市	H16年度～R3年度	完了
熊本駅周辺エリア魅力発信事業	熊本市、民間事業者	H28年度～	継続
桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	熊本市	H23年度～	継続
辛島公園地下駐車場整備事業	熊本市	H29年度～R6年度	継続
熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業	熊本市	H28年度～R2年度	完了
新幹線・連立関連側道整備事業	熊本市	H16年度	完了
連立関連交差道路整備事業	熊本市	H27年度	完了
熊本駅周辺道路整備事業	熊本市	H27年度～R3年度	完了
街路整備事業	熊本市	H29年度～R2年度	完了
熊本駅西土地区画整理事業	熊本市	H13年度～R2年度	完了
熊本市自転車利用環境整備事業	熊本市	H24年度～R2年度	完了
道路事業	熊本市	H30年度	完了
都市公園事業（熊本城公園（宮内地区））	熊本市	S49年度～R2年度	完了
普及啓発事業（全国都市緑化フェア推進事業）	熊本市、（公財）都市緑化機構	R1年度～R4年度	継続
桜町地区再開発事業	熊本桜町再開発株式会社	H20年度～R3年度	完了
花畑公園、辛島公園再整備事業	熊本市	H26年度～R3年度	完了
辛島公園地下通路整備事業	熊本市	H29年度～R2年度	完了
手取本町地下道改修整備事業	熊本市	R3年度～R4年度	継続
自転車走行空間整備事業	熊本市	R3年度～R12年度	継続
JR熊本駅ビル整備事業	民間事業者	R1年度～R3年度	完了
熊本城ホール整備事業	熊本市	H24年度～R1年度	完了
子ども文化会館施設管理事業	熊本市	H7年度～	継続
白川公園内複合施設整備事業	熊本市	H28年度～H30年度	完了
子ども文化会館災害復旧事業	熊本市	H28年度～H30年度	完了
市民会館復旧事業	熊本市	H28年度～H29年度	完了
シンボルプロムナード等整備事業	熊本市	H25年度～R4年度	継続
熊本駅周辺地区商業等施設整備事業	民間事業者	H20年度～R3年度	完了
くまもとさるく	（一財）熊本国際観光コンベンション協会	継続中（開始時期不明）	継続
くまもとまち咲き案内人	（一財）熊本国際観光コンベンション協会	継続中（開始時期不明）	継続
マンション適正管理支援事業	熊本市	H20年度～	継続
景観条例関係事業	熊本市	H11年度～	継続
城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	熊本市	H23年度～	継続
高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業	熊本市	H9年度～	継続
住宅・建築物耐震化促進事業	熊本市	H20年度～	継続
あんしん住み替え相談窓口事業	熊本市居住支援協議会	H29年度～	継続
良好な景観の形成に向けた事業	熊本市	R1年度～R2年度	完了
中心市街地建て替え促進事業	熊本市	R2年度～R11年度	継続
町並み復旧保存支援事業	熊本市	H29年度～R3年度	完了
サクラマシスクエア整備事業	九州産交ランドマーク株式会社	R1年度	完了
回遊行動モデル構築・分析事業	一般社団法人 すきたい熊本協議会	R1年度	完了
ファッションの街くまもとと魅力創出事業	熊本市、民間事業者	H28年度～	継続
産学連携支援事業	熊本市	H13年度～	継続
企業立地（誘致）促進事業	熊本市	H11年度～	継続
企業誘致戦略事業	熊本市	H23年度～	継続
首都圏企業誘致活動事業	熊本市	H23年度～	継続
立地企業支援事業	熊本市	H24年度～R2年度	完了
地産地消フェア開催事業	熊本市	H17年度～	継続
商店街空き店舗対策事業	熊本市	H24年度～	継続
桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業	熊本市、民間事業者	H16年度～	継続
商店街活性化対策事業	熊本市	H13年度～	継続
安全安心まちづくり推進事業	熊本市、民間事業者	H18年度～	継続
にぎわいづくり推進事業	熊本市、民間事業者	S53年度～	継続
くまもと大邦楽祭	熊本市、民間事業者	H5年度～	継続
文化事業推進事業	熊本市、民間事業者	H18年度～	継続
地場企業P R事業	熊本市	H28年度～H30年度	完了
草枕国際俳句大会事業	熊本市、民間事業者	H8年度～	継続
植木市開催事業	熊本市、民間事業者	継続中（開始時期不明）	継続
T G C ガーデンくまもと	熊本市、民間事業者	R1年度～	継続
中心商店街地区魅力向上事業	熊本市、民間事業者	H14年度～	継続
「まちなか観光案内所」と熊本では初となる「まちなか屋台村」整備事業	民間事業者	R1年度～R3年度	完了

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

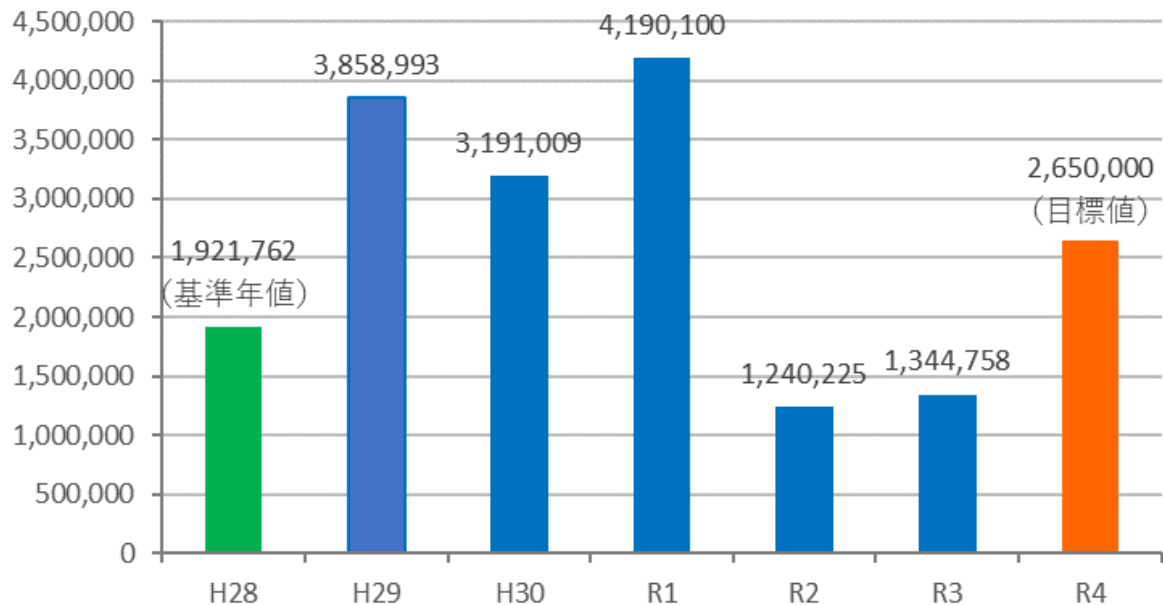
事業名	事業主体	実施時期	進捗
街なか子育てひろば事業	熊本市	H26年度～	継続
クリエイティブ産業振興事業	熊本市	H28年度～R1年度	完了
日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人誘致事業	民間事業者	H30年度～	継続
城下町くまもとゆかた祭	民間事業者	H17年度～	継続
城下町くまもと銀杏祭	民間事業者	H17年度～	継続
委託型免税店制度活用事業	民間事業者	H29年度～	継続
熊本まちあかり	民間事業者	H28年度～	継続
きらきらファクトリー	民間事業者	H27年度～R3年度	完了
新市街まちなか会議	民間事業者	H28年度～	継続
光のページェント	民間事業者	H18年度～	継続
肥後のひなまつり	民間事業者	H21年度～	継続
肥後のつりてまり	民間事業者	H22年度～	継続
熊本オクトーバーフェスト	民間事業者	H27年度～H29年度	完了
夢まちランド	民間事業者	H27年度～	継続
くまフェス	民間事業者	H27年度～	継続
春のくまもと地産地消グルメフェスタ	民間事業者	H27年度～H29年度	完了
「夢未来みかん」祭り	民間事業者	H23年度～	継続
水産物フェア開催事業	熊本市	H22年度～	継続
火の国YOSAKOIまつり・九州がっ祭	民間事業者	H28年度～	継続
少子化対策推進事業（結婚チャレンジ事業）	熊本市	H29年度～	継続
子育て支援情報提供事業（結婚・子育て応援サイト）	熊本市	H28年度～	継続
地域活性化・観光特化型ホテル整備事業	民間事業者	H30年度	完了
誘致戦略事業	熊本市	H27年度～	継続
シティプロモーション推進事業	熊本市	H21年度～H30年度	完了
インバウンド誘客対策事業	熊本市	継続中（開始時期不明）	継続
熊本城マラソン事業	熊本市、民間事業者	H23年度～	継続
市内中心部放置自転車対策事業	熊本市	H23年度～	継続
2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業	（一財）2019女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会	H28年度～R1年度	完了
熊本城周遊バス運行事業	熊本市	H18年度～	継続
観光戦略事業	熊本市	R1年度～	継続
まちなかループバス運行事業	熊本市	R3年度～	継続
熊本城復旧整備事業	熊本市	H28年度～	継続
市電ロケーションシステム導入事業	熊本市交通局	H28年度～H29年度	完了
電停改良事業	熊本市	H23年度～	継続
駐輪環境整備事業	熊本市	H24年度～R12年度	継続
国内観光客誘致事業	熊本市	～30年度	完了
国際観光客誘致事業（再掲）	熊本市	継続中（開始時期不明）	継続
観光地域整備事業	熊本市	R2年度～	継続
熊本市電停留場デジタルサイネージ導入事業	熊本市	R3年度～R6年度	継続
熊本城前地区の未来ビジョン策定事業	熊本城前地区まちづくり協議会	R2年度～	継続
中心市街地ランドデザイン策定事業	熊本商工会議所、熊本経済同友会	H30年度～	継続
ラグビーワールドカップ2019推進事業	ラグビーワールドカップ2019熊本推進協議会	H28年度～R1年度	完了
シェアサイクル導入支援事業	熊本市シェアサイクル事業者	R4年度～	継続

(3) 目標の達成状況

基本方針1 「にぎわいあふれる城下町」

(数値目標) 熊本城公園(熊本城、城彩苑等)への入込数、及び桜町・花畑
周辺地区で行われるイベント来場者数: **目標を達成する見込み。**

1) 目標数値の推移とその検証



※調査方法: 熊本城公園(熊本城、城彩苑等)来場者、桜町・花畑周辺地区で行われる
イベント来場者を計測

※調査月: 毎年4月～翌3月

※調査主体: 熊本市

令和元年度の来場者数は、計画の基準値(H28)と比べて218%増加し、目標を達成していたものの、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大きく減少した。しかしながら、ワクチンの接種が進むとともに、新しい生活様式が浸透したこと、さらには、令和4年3月～5月にかけて、第38回全国都市緑化くまもとフェアが開催できたこと(中心市街地は、当該フェアのメイン会場である「まちなかエリア」に位置)などから、目標を達成する見込みである。

これは、桜町・花畑地区や熊本駅周辺地区において、にぎわい創出に資するイベント等のソフト事業を継続的に実施してきたことによるものと推測される。

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

2) 主要事業の進捗状況及び事業効果

①桜町地区再開発事業(事業主体：熊本桜町再開発株式会社)

事業完了時期	令和元年度【完】
事業概要	バスターミナル、商業、ホテル、住宅、公益施設（熊本城ホール）などの都市機能の導入を行った。
事業効果及び進捗状況	人・モノ・情報の交流拠点となるランドマーク施設の整備、広域バスターミナルや商業施設等の機能更新により、桜町・花畑周辺地区のにぎわいの創出を図った。 九州中央の拠点都市にふさわしい「くまもとの顔」として、MICE 施設やホテル商業施設等がシンボルプロムナードと一体となって市民等が憩い・集いたくなるような空間を形成した。 【スケジュール】 平成 26 年度：都市計画決定、基本設計 平成 27 年度：再開発事業施行認可、権利変換計画認可、解体工事、実施設計 平成 28 年度：解体工事、実施設計、建設工事 令和元年度：竣工

②花畑公園、辛島公園再整備事業（事業主体：熊本市）

事業完了時期	令和 3 年度【完】
事業概要	シンボルプロムナードの整備に合わせて、花畑公園、辛島公園の再整備を行った。
事業効果及び進捗状況	まちなかの広大なオープンスペースとして、にぎわい創出のみならず、日常における憩いの空間として、多くの方にご利用いただき、中心市街地の活性化が図られた。 【スケジュール】 平成 28 年度：基本デザインを実施 平成 29 年度：基本設計を実施 平成 30 年度：実施設計を実施 令和 2 年度：整備に着手 令和 3 年度：供用開始

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

③（仮称）熊本城ホール整備事業（事業主体：熊本市）

事業完了時期	令和元年度【完】
事業概要	展示ホール、シビックホール、会議室、メインホールの4層で構成された、熊本城ホールを整備した。
事業効果及び進捗状況	全館を一体で利用することによって3,000人規模のコンベンションを単独で開催することも可能であり、中心市街地の拠点性を高め、にぎわいの創出に寄与している。

④シンボルプロムナード等整備事業（事業主体：熊本市）

事業完了時期	令和3年度【完】
事業概要	延長220m、幅27mの熊本市道を平成27年に廃道し、オープンスペースとして整備を行った。
事業効果及び進捗状況	桜町地区再開発施設と一体となり、当該地区の賑わいとくつろぎの空間として利用されている。今後、イベントの増加により来場者数の増加が予想され、中心市街地の活性化に大いに寄与するものと期待されている。

⑤城下町の風情を感じられる町並みづくり事業（事業主体：熊本市）

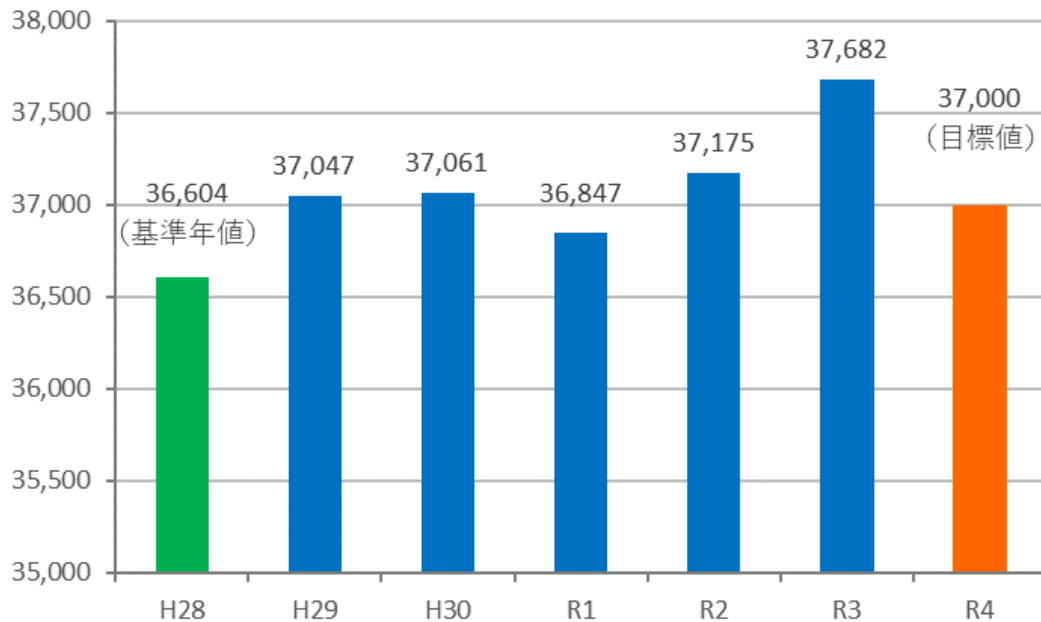
事業完了時期	【事業中】
事業概要	熊本駅と熊本城を結ぶ新町・古町地区において、町屋等の保存活用を行うことで、城下町の風情を感じられる町並みづくりを進める。
事業効果及び進捗状況	新町・古町地区においては熊本城の城下町として往時の風情を感じられる町並みづくりをすすめることで、中心市街地の賑わいや活性化につなげる。

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

基本方針2 「安心してずっと暮らしたいまち」

(数値目標) 中心市街地内の居住人口：目標を達成する見込み。

1) 目標数値の推移とその検証



※調査月：毎年10月1日現在

※調査主体：熊本市

※調査対象：中心市街地内7校区の住民基本台帳登録者

令和3年の人口は、計画の基準値（H28）と比べて2.9%増加し、37,682人となっており、目標を達成している。

これは、桜町再開発事業における住宅の整備や、熊本駅周辺地区の整備が行われ利便性が向上したことにより、周辺のマンション建設が進んだためであると推測される。

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

2) 主要事業の進捗状況及び事業効果

①桜町地区再開発事業(事業主体：熊本桜町再開発株式会社)

事業完了時期	令和元年度【完】
事業概要	バスターミナル、商業、ホテル、住宅、公益施設（熊本城ホール）などの都市機能の導入を行った。
事業効果及び進捗状況	人・モノ・情報の交流拠点となるランドマーク施設の整備、広域バスターミナルや商業施設等の機能更新により、桜町・花畑周辺地区のにぎわいの創出を図った。 九州中央の拠点都市にふさわしい「くまもとの顔」として、MICE 施設やホテル商業施設等がシンボルプロムナードと一体となって市民等が憩い・集いたくなるような空間を形成した。 【スケジュール】 平成26年度：都市計画決定、基本設計 平成27年度：再開発事業施行認可、権利変換計画認可、解体工事、実施設計 平成28年度：解体工事、実施設計、建設工事 令和元年度：竣工

②マンション管理適正化事業（事業主体：熊本市）

事業完了時期	令和4年度
事業概要	マンションの適正な維持管理の誘導を図るためのセミナー開催、マンション管理士派遣、無料相談会開催などを実施する。
事業効果及び進捗状況	昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンション（1,000㎡以上）の耐震診断や耐震改修を支援することで、市民の住宅に対する耐震化の意識を高めると共に、地震があった場合の被害軽減を図り、より安全で安心な住環境の整備を促し、まちなか居住を促進している。

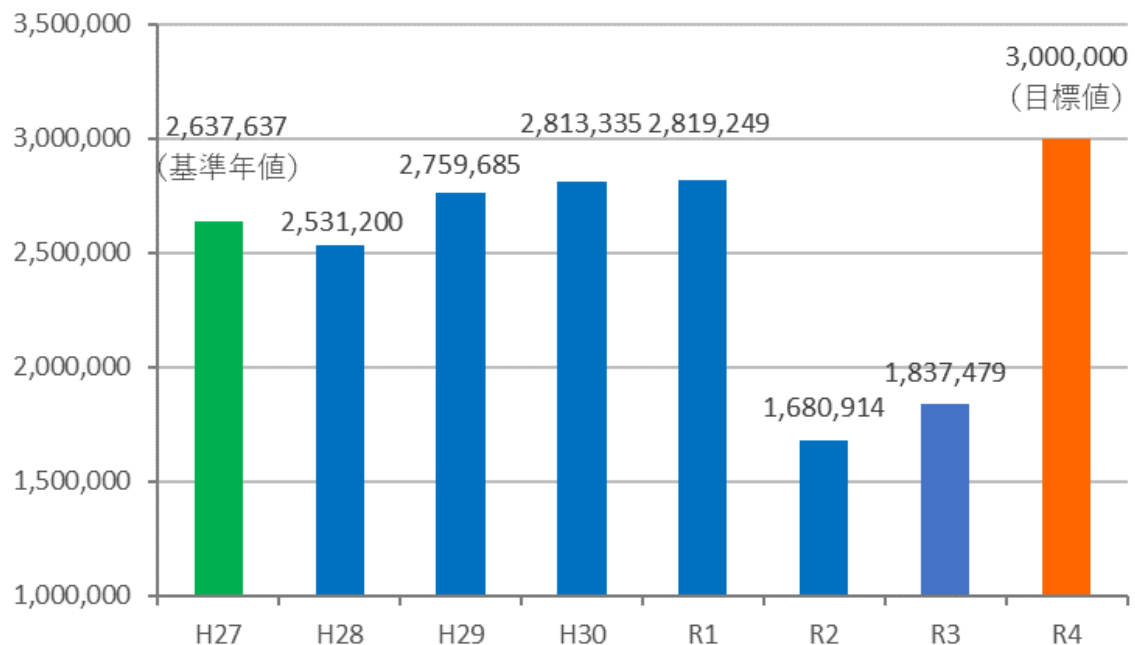
③高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業(事業主体：熊本市)

事業完了時期	令和4年度
事業概要	在宅の高齢者及び障がい者が、安全かつ快適な生活ができるように住宅を改造する場合に必要な経費の一部助成を実施する。
事業効果及び進捗状況	中心市街地に住む高齢者及び障がい者が増加している中、より安全で安心な住環境の整備を促すことで、まちなか居住を促進している。

基本方針3 「誰もが訪れてみたくなるまち」

(数値目標) 熊本市内宿泊客数：目標を達成できない見込み。

1) 目標数値の推移とその検証



※調査方法：熊本市内の宿泊客数調査からの集計

※調査月：毎年1月～12月

※調査主体：熊本市

令和元年の宿泊者数は、計画の基準値（H27）と比べて6.9%増加し、2,819,249人となっており、宿泊者数は増加傾向にあった。これは桜町地区市街地再開発事業など、前計画の成果によるものと考えられる。本来であれば、令和3年3月の熊本城天守閣の完全復旧や熊本駅白川口駅前広場の整備などにより、目標値を達成する見込みであったものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響による行動制限、特に県外移動の自粛等による影響が大きく、目標を達成することができない見込みとなった。

当該指標については、第4期計画においても継続して指標に設定し、整備した都市基盤の利活用や新たな事業の実施により、目標の達成を目指すこととしている。

2) 主要事業の進捗状況及び事業効果

①熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業（事業主体：熊本市）

事業完了時期	令和3年度【完】
事業概要	熊本駅白川口駅前広場の整備を行った。
事業効果及び進捗状況	熊本の陸の玄関口である熊本駅白川口駅前広場の整備を行い、交通結節機能の強化が図られた。

②新幹線・連立関連側道整備事業（事業主体：熊本市）

事業完了時期	令和元年度【完】
事業概要	（都）鹿児島本線側道2号の整備を行った。
事業効果及び進捗状況	・渋滞を緩和し、安全で円滑な道路交通を確保するため、骨格となる幹線道路網の整備が図られた。 ・利便性向上及び産業活動や地域づくりなどを支えるため、地域課題に対応した道路整備が推進された。

③連立関連交差道路整備事業（事業主体：熊本市）

事業完了時期	令和元年度【完】
事業概要	新幹線及び在来線高架橋と交差する道路の整備を行った。
事業効果及び進捗状況	歩行者の東西間の移動がスムーズになり、利便性が向上した。また、新たに歩道が整備された箇所もあり、歩行者の通行の安全性も向上した。

(4) 定性的評価

1) 計画期間前後における地域住民の意識の変化

〔3〕地域住民のニーズ等の把握・分析（P. 24～）に記載したように、新型コロナウイルス感染症拡大前までは、計画の進捗に合わせて、中心市街地ににぎわいを感じる市民の割合は上昇傾向にあった。特に、前計画において基盤整備を行った、桜町・花畑地区や熊本駅周辺においては、基盤整備完了後、地域に対する魅力を感じる市民の割合が大きく上昇しており、前計画の実施の成果が見受けられる。

2) 中心市街地活性化協議会の意見

「9章〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載のとおり。

【5】中心市街地活性化の課題

本市中心市街地は、本市のみならず、熊本都市圏、さらには九州圏からも多くの人々が集まり、また、多くの観光客が訪れることから、新しい生活様式への対応を含め、様々なニーズへの対応が求められる。

また、第3期までの計画により、桜町・花畑地区の市街地再開発施設や花畑広場、熊本駅周辺地区の熊本駅白川口駅前広場、熊本駅ビルなど、中心市街地における大規模な都市基盤を整備してきたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、整備された都市基盤を最大限に活用することができず、前計画における目標の達成に大きな影響が生じた。

さらには、将来的に人口減少、高齢化の進展が見込まれる中、本市が目指す多核連携都市の実現に向け、中心市街地において、これまでに多く立地した都市機能を活かし、商業・業務機能等と共存した、機能性の高いまちなかへと居住を誘導する必要がある。

そこで、以下の3つを中心市街地活性化の課題とし、本計画の検討に取り組むもの。

① 技術革新など、時代の変化への迅速かつ柔軟な対応

まちなかにおける機会の創出やデジタルサービスの構築など、魅力あるまちづくりを行うために、時代の変化を見据え、成長が期待できる産業への支援や将来を担う人材の育成が課題となっている。

② まちなかのにぎわい創出と回遊性の向上

中心市街地におけるにぎわいを創出し、まちなかを歩いて楽しめるように、桜町周辺地区や熊本駅周辺地区で整備した都市基盤を最大限に活用していくことが課題となっている。

また、高齢者から小さな子どもまで、多世代の方がまちなかのにぎわいを感じられるように、都市基盤と連携した移動サービスの強化が課題となっている。

③ まちなかの安全性の向上

災害に強く、多世代の市民が暮らしやすいまちづくりを行うため、老朽化した建物の建替えの更なる促進や、新しい生活様式への対応、医療・介護等の支援体制の充実が課題となっている。

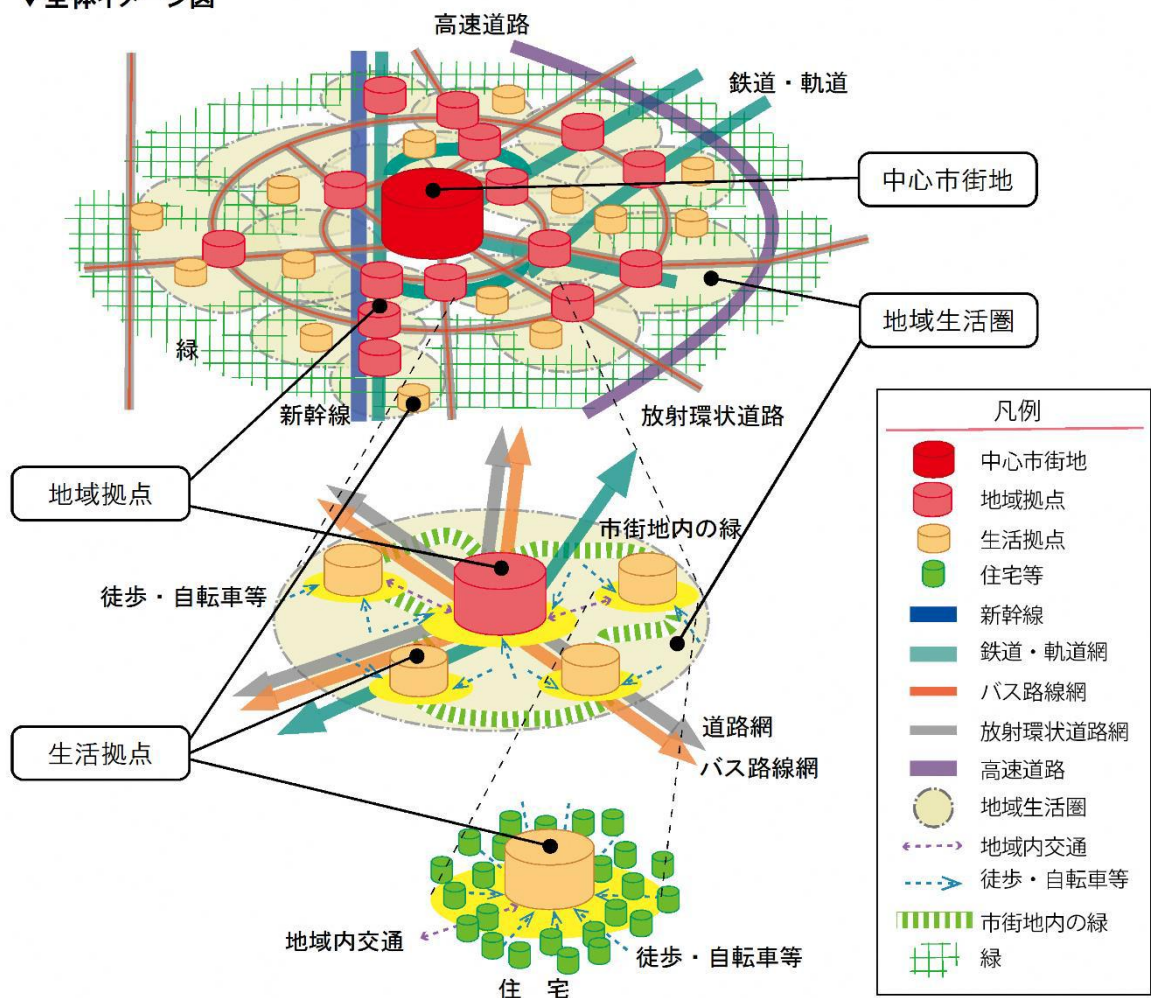
〔6〕中心市街地活性化の方針

1) 本市が目指す都市づくり

本市においては人口減少・高齢化の進展が見込まれる中でも長期的に都市活力を維持するため、コンパクトで持続可能な都市づくりに向けて、誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げ、多核連携都市の実現に向けた立地適正化計画の策定など、各種取組を進めているところである。

多核連携都市では、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化等、様々な機能が集積する中心市街地と行政・商業などの生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図り、中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶ都市構造を目指している。

▼全体イメージ図



さらには、多核連携都市の実現に向けて、下記に示す2つの具体化に向けた方針を示している。

○公共交通の利便性が高い地域への居住機能誘導

○中心市街地や地域拠点への都市機能集積

1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

《各拠点における機能について》

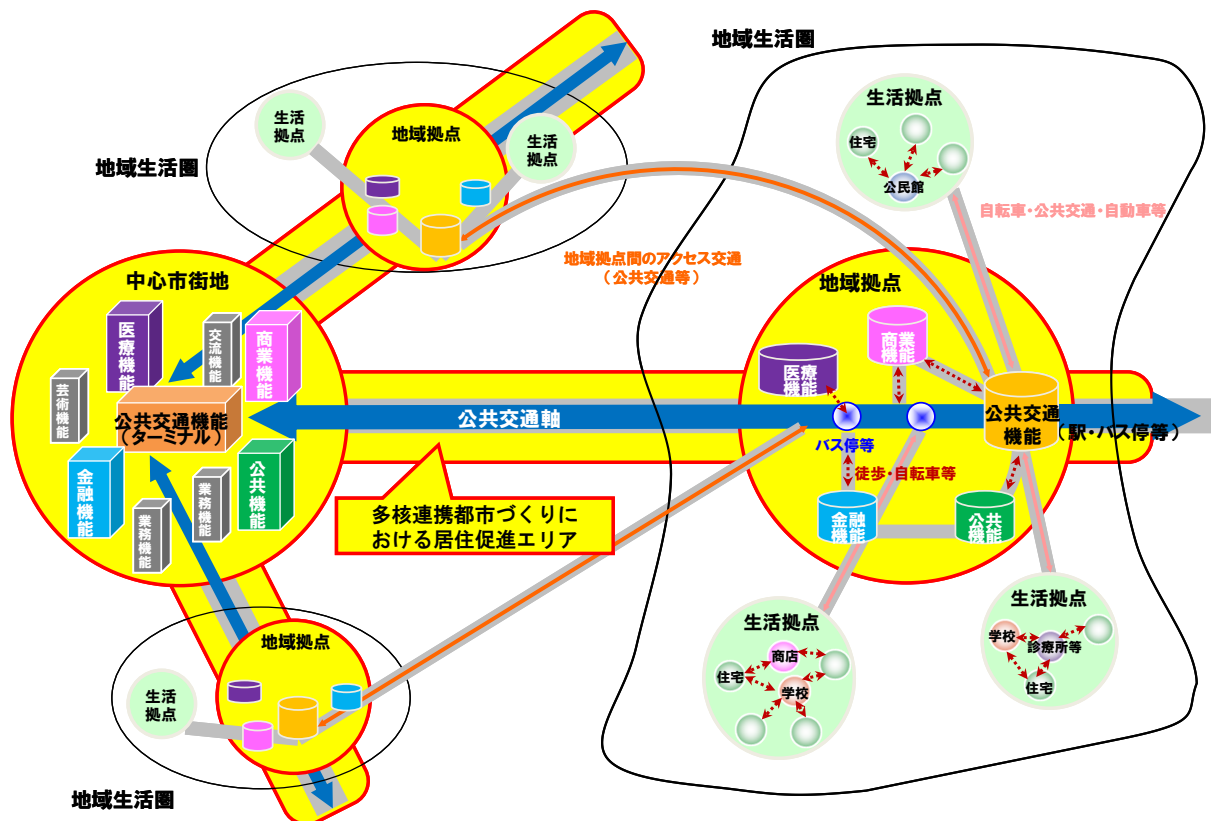
○居住機能

中心市街地	地域拠点	生活拠点
居住機能 これまでに集積した都市機能を活かし、商業・業務機能等と共存した、機能性の高いまちなか居住を促進するエリア	建物の共同化等による居住環境の改善など、各種都市機能と調和した居住機能の集積を促進するエリア	既存集落や地域コミュニティの維持・活性化により、市民が主体となった居住を促進する場

○都市機能

中心市街地	地域拠点	生活拠点
都市機能 商業、業務、芸術文化、交流など熊本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展をけん引する高度な都市機能が集積するエリア	商業や行政サービス、医療、福祉、教育など地域での暮らしに必要な都市機能が集積するエリア	個人商店やNPO法人の活動拠点、公民館、小中学校など、市民等が主体となり地域に密着したサービス活動を行う場

《多核連携都市づくりのイメージ》



(資料) 第2次熊本市都市マスタープラン (地域別構想)

2) 本市のまちづくりにおける中心市街地の位置づけ

①熊本市総合計画

本市では、平成24年4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限に活かして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などに取り組んでおり、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む基本指針として、平成28年3月に「熊本市第7次総合計画」を策定した。

この計画では、目指すまちの姿として、～市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」～を掲げている。

その中で、中心市街地における主な取り組みとしては、「魅力と活力のある中心市街地の創造」を目指し、中心部と熊本駅周辺部双方の回遊性を高めるような一体的なまちづくりを進め、中心市街地の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成を図るとしている。

令和6年度からは、新たに「熊本市第8次総合計画」を策定し、引き続き「上質な生活都市」の実現に向け、中心市街地においては「世界を魅了する都市ブランド力の向上」を目指し、魅力と活力のある中心市街地の形成を図ることとしている。

②第2期熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

本市では、熊本市人口ビジョンで掲げた将来展望に向け、実効性が高く効果的な施策を戦略的に展開していくため、平成28年3月に「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」を策定した。また、第1期で掲げた「基本理念」、「方向性」、「基本目標」を継承し、更なる地方創生の進化に向け、令和2年3月に「第2期熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」を策定した。

本計画では、「しごと」に力点を置いた総合戦略を展開するとともに、Society 5.0の実現に向けた新しい技術の活用やSDGsを原動力とした地方創生の取り組みなど新しい時代の流れをとらえた総合戦略とし、前計画で実施した事業に関連して、「熊本城の特別公開、桜町再開発事業の完了や熊本城ホールの開業、更にはJR熊本駅の再開発や熊本空港民営化による国際便の増加などの変化の時期を迎えており、今後、人口減少社会における成長分野である「観光業の振興」による地域経済の活性化に向け、国内外からの観光客誘致を戦略的に進めることが重要」と位置づけているほか、リーディングプロジェクトにおいても、賑わい創出のため、熊本城ホールなど、中心市街地における文化施設の活用などの取り組みをおこなうことと位置づけた。

本計画は、令和5年度末で計画期間が終了し、令和6年度からは「熊本市第8次総合計画」に基づき、取組を進めている。

③熊本市都市マスタープラン

本市では、平成21年3月に、都市計画に関する基本的な方針を示す「第2次熊本市都市マスタープラン（全体構想）」を策定した。その中で、目指すべき都市構造の将来像として、『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』を掲げ、商業・業務・文化など様々な機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点として位置づけている。その周辺では行政・商業など地域の生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点を核として複数の地域生活圏の形成を図るとしており、地域拠点と中心市街地は利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した多核連携型の都市構造を目指すとしている。

その中で、中心市街地は、高次都市機能の維持・集積を図り、さらには、居住を誘導することで人口密度を維持するとともに回遊性の向上を図ることにより、城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいの創出を目指すとしている。

令和8年3月には、新たに「第3次熊本市都市マスタープラン」を策定し、同計画では、目指すべき都市構造の将来像として、くまもとの歴史や文化・自然を守り活かしながら、地域と共に多様な価値を創造し、次世代に活力をもたらす「多核連携都市」を掲げている。

このうち中心市街地は、商業・業務・文化など様々な高次都市機能が集積する都市の中核として、市域及び熊本都市圏全体の社会経済活動をけん引する拠点に位置づけられている。その実現に向け、土地利用の高度化等による高次都市機能の維持・集積を図るとともに、緑やオープンスペースの確保、ウォークラブルな空間の形成等を通じ、居心地がよい人中心の「昼も夜も歩いて楽しめる魅力的な都市空間」の創出や、まちなか居住の促進によるにぎわいの創出を図ることとしている。

④熊本市立地適正化計画

本市では、一定のエリアに日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、その周辺や公共交通沿線等の人口密度を維持することにより、人口減少下においても日常生活サービス機能や地域コミュニティなどを積極的に確保し、持続可能な都市を実現するため、平成28年4月に「熊本市立地適正化計画」を策定した。また、令和3年3月には、施策展開の方向性等の盛り込みや防災視点の強化を行うための改訂をおこなった。その中で、中心市街地は都市機能誘導区域に設定され、熊本都市圏の中心として、質の高い芸術・文化、幅広い交流等を提供する役割を担うとされた。

熊本市都市マスタープランの実行計画とされる同計画は、令和7年度の第3次熊本市都市マスタープラン策定に併せて、都市マスタープランと立地適正化計画を統合し、市民にとってよりわかりやすい計画するとともに、計画の推進を図ることとしている。

⑤熊本地域公共交通計画

本市では、平成28年3月に、将来に亘り持続可能で利便性の高い公共交通網を形成するため、「地域公共交通網形成計画」を策定した。また、令和3年4月には、社会状況の変化や上位・関連計画の変更等を考慮し、必要な時点修正等を行い、新たに「地域公共交通計画」として改訂した。目指す都市の将来像としては、「公共交通を基軸とした多核連携都市くまもと」を掲げており、中心市街地と地域拠点間等が公共交通で結ばれ、便利に快適に移動できる環境を目指し、基幹公共交通軸の機能強化を図るとともに、公共交通サービス水準の向上に努めるとしている。

その中で、前期計画において整備を行った、熊本桜町バスターミナルや熊本駅白川口駅前広場は、互いに連携し機能を補完するという役割を踏まえ、公共交通ネットワークの核としての機能を求められている。



【地域公共交通の将来像】

3) 熊本都市圏、熊本県域における中心市街地の位置づけ

①熊本連携中枢都市圏ビジョン

本市は、平成28年3月に、隣接・周辺自治体の5市10町2村で「熊本連携中枢都市圏ビジョン」を策定した。(令和7年3月末時点では、9市13町2村)

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化させ経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう取り組みを進めている。

目指す圏域の姿として、「圏域市町村がそれぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、ひとつとなって大きな力となり、九州中央の交流拠点を目指していく」を掲げており、取り組みの方向性として、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を掲げている。

その中で、中心市街地には、特に、「圏域全体の経済成長のけん引」や「高次の都市機能の集積・強化」が求められている。

②熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策は、社会的・経済的に深いつながりがある都市圏全体で一体となって取り組むことが効果的であることから、令和2年1月、当時熊本連携中枢都市圏を構成していた18市町村共同で「2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、令和3年3月、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定した。

熊本連携中枢都市圏にある恵まれた自然環境を守り、未来へと引き継ぎながら、これらの自然から得られるエネルギーを圏域内で十分に活用し循環させることで、脱炭素化と持続可能で豊かな都市圏を実現するとの考え方から、基本理念に「水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」を掲げている。

③熊本都市圏都市交通マスタープラン

熊本都市圏都市交通マスタープランは概ね20年後を目標年次とし、目指すべき都市構造とそれを支える交通体系のあり方を提案するものであり、「多核連携型の都市圏構造」の形成を支援するため、地域間の交通需要に的確に対応するとともに地域間連携を支える交通ネットワークの将来像として、「放射8方向の基幹公共交通軸」や「2環状11放射道路網」の形成を進めている。

中心市街地は、安全で快適な歩行空間のネットワークを形成するとともに、公共交通や自転車交通との連携を高め、安全・安心に回遊できる移動環境を整備することが求められている。

4) その他の関連計画における中心市街地の位置づけ

①熊本市住生活基本計画

本市は、平成27年3月に、少子高齢化・人口減少の急速な進展や空き家の増加による住環境の悪化など、住まいを取り巻く様々な課題に対応した新たな住宅施策の展開を図るため、「熊本市住生活基本計画」を策定した。また、様々な社会情勢の変化や熊本地震の経験を踏まえ、令和2年3月に、本市の住まいを取り巻く環境の変化に的確に対応し、住生活の更なる向上を目指すため、計画の中間見直しを行い、中心市街地への都市機能集積及び居住機能誘導を図るとともに、住みやすい“まち”の実現に向けた中心市街地と各地域の商店街等との連携による回遊性向上に取り組んだ。

令和7年3月の計画改定では、「市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち」を基本理念とし、住宅政策の一環として、持続可能なまちづくりの推進のために、「多核連携都市」の実現に向けて、生活利便性や交通利便性の向上、防犯性の向上等に取り組むこととしている。

②熊本市景観計画

平成22年1月に、熊本の美しい景観形成をより一層進めるため、景観法第8条に基づく法定計画である「熊本市景観計画」を施行した。また、令和6年4月には、熊本城の眺望など、これまで先人が守り育ててきた景観を未来に引き継ぎながら良好な都市景観を創り育むため、改定した。

中心市街地の区域を含む熊本城周辺地域、熊本駅周辺地域、市電沿線地域、白川沿岸地域を重点地域に指定して、熊本らしさを印象づけ、良好な景観形成を進めていくとしている。

③熊本市光のマスタープラン

令和3年3月に、本市における夜間景観の理念や方針を明らかにすることで、官民間問わず、市民一人ひとりが意識をもって熊本ならではの魅力あふれる夜間景観を創出するため策定した。

中心市街地では、夜間においても賑わいや回遊性を高めるために、都市の個性を創出するとともに、閉店後にもにぎわいの余韻を残すなどの景観づくりを進めることや、訪れる人に対する、安心感や居心地の良さなど、おもてなしを感じさせる工夫を行うこととしている。

④熊本市自転車活用推進計画

本市は、令和3年3月に、渋滞緩和、災害時の交通機能の維持、健康維持、環境負荷の低減などを踏まえ、様々なメリットがある自転車をより多くの市民に利用してもらえるような総合的な計画として、「熊本市自転車活用推進計画」を策定した。

中心市街地から概ね5km圏域内に、人口の約半分である35万人が居住しており、これら近距離の買い物人口の自転車による来街を促進し、中心市街地の活性化を図ることとしている。

5) 中心市街地活性化基本計画策定の目的

本市は、熊本地震から復興し、高次な都市機能が集積した“くまもとの顔”である中心市街地の更なるにぎわいの創出を目的として、中心市街地の活性化に取り組んできた。

今後は、これまでの「くまもとらしさ」がより深まり、新たな「くまもとらしさ」が発現することで、本市が第7次総合計画で掲げる「市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、『上質な生活都市』」の実現を目指し、同計画において、中心市街地において取り組んでいくとしている「魅力と活力のある中心市街地の創造」に官民連携して取り組んでいくため、本計画を策定するものである。

① 前計画からの方向性

中心市街地の活性化を図るべく3つの基本方針とそれぞれに数値目標を設定し事業を実施してきた結果、基本方針1「にぎわいあふれる城下町」、2「安心してずっと暮らしたいまち」、3「誰もが訪れてみたくなるまち」のうち、基本方針1及び2の数値指標については、目標を達成する見込みとなっている。基本方針3については、達成が難しい状態であることから、新たな方針のもと、継続して数値指標を設定し、目標の達成を目指すこととする。

今後は、前計画までに整備してきた都市基盤を最大限に活用し、「点から線」へステップアップすることはもとより、ウォークアブル都市の推進に向け、車中心から人中心のまちなかへの転換を図り、誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人が訪れる、魅力あるくまもとの顔づくりに取り組んでいく。

また、前計画における「にぎわい」、「まちなか居住」、「観光（商業）」という3つの方針を再編し、新たに「社会的観点からの方向性」から見える方針を加えることで、時代の変化を見据えた、持続可能なまちづくりに取り組んでいく。

② 社会的観点からの方向性

現代社会においては、ウィズコロナ・アフターコロナにおける新しい生活様式や、人口減少、少子・高齢化社会への対応に加え、デジタル化や脱炭素社会に向けた技術革新など、様々なニーズが存在している。

最近では、本市近隣自治体の菊陽町において、台湾の半導体メーカーTSMC（台湾積体回路製造）の熊本工場建設がスタートし、2024年の稼働を控える中、本市の中心市街地は、アクセス性や、提供されるサービスの質の向上など、グローバルな視点を持ち、より広域的かつ重要な役割を担っていくことが求められている。

本市中心市街地は、本市のみならず、熊本都市圏から多くの通勤、通学者が集まり、さらには、国内外から多くの観光客等も訪れることから、特に、多種多様なニーズへの対応が求められ、時代の変化を踏まえ、それらを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応していくことで、魅力あるまちづくりを推進していく。

③ 経済的観点からの方向性

本市中心市街地は、県内商業地における地価の上位10地点を全て占めるなど、

1 章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

熊本都市圏全域に与える経済面の影響が非常に大きいことから、本市のみならず、熊本都市圏全体の経済をけん引する役割を求められている。

前計画において、桜町・花畑地区や熊本駅周辺における大規模な基盤整備が完了したものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、その整備効果は最大限に発揮できていないことから、今後、それら都市基盤を最大限に活用し、賑わいの創出を図り、経済の活性化を図る必要がある。また、依然、コンベンション開催件数が他都市と比較して少ないことから、MICEの誘致により開催件数を増加させるとともに、観光PR等により、交流人口を増加させ、経済波及効果を高めていく。

さらには、宿泊施設が増加していることから、熊本城に代表される観光資源等を活かし、長期滞在を促すようなまちづくりを行い、観光・商業の活気あるまちづくりを推進していく。

6) 中心市街地活性化の方針

【コンセプト】

中心市街地が抱える課題等を踏まえ、本計画の基本コンセプトは次のように設定する。

昼も夜も歩いて楽しめる、いつまでも魅力的なまち

【魅力あるまちづくり】

基本方針 1 時代の変化に応えるまち

時代の変化を見据え、成長が期待できる産業への支援や将来を担う人材の育成、まちなかにおける機会の創出、デジタルサービスの構築等を図り、魅力あるまちづくりを行う。

【賑わい創出と回遊性向上】

基本方針 2 にぎわいあふれる城下まち

前計画において整備した桜町周辺地区や熊本駅周辺地区の都市基盤を、最大限活用することで、にぎわいを創出し、さらにその都市基盤と連携した移動サービスを強化していくことで、回遊性の高いまちづくりを行う。

【街なか居住の促進】

基本方針 3 安全・安心に住み続けることができるまち

老朽化した建物の建替えの更なる促進を図るとともに、新しい生活様式への対応や、医療・介護等の支援体制を充実させ、災害に強く、多世代の市民が暮らしやすいまちづくりを行う。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

日本三名城の一つと謳われる熊本城は、加藤清正が慶長6年（1601年）から12年（1607年）にかけ、7年の歳月を費やして築城したものである。清正は熊本の自然に、はじめて大規模な土木事業を行っており、この時から熊本市が城下町として形作られてきた。

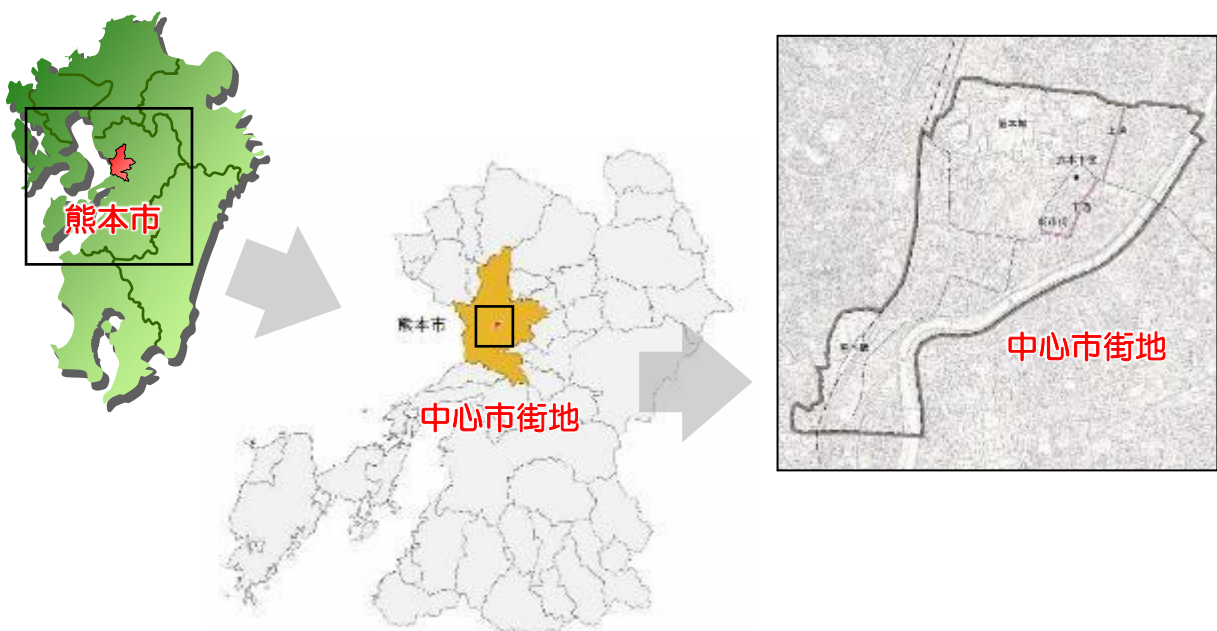
江戸時代は細川氏により肥後熊本が治められたが、明治期では熊本城に鎮台がおかれ、熊本は城下町としてにぎわいを見せることとなる。明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれ、明治24年、鉄道の開通によって熊本駅が設けられた。また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移され、跡地には会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ねるようになり、新市街地が形成されていった。

大正時代には市電が開通し、戦後の復興を経て、九州中央に位置する地方中核都市として着実な発展を続けている。

現在、本市を含む19の市町村で構成する「熊本連携中枢都市圏」において、本市は、圏域全体の経済成長をけん引し、高次の都市機能の集積・強化を図る役割を担っており、そのなかでも、熊本城周辺並びに熊本駅に広がる市街地は、多数の商業施設や事業所に加え、美術館、博物館、ホール等の公共公益施設が数多く整備され、広域から人が集まる環境が整っている。

このように、熊本城周辺並びに熊本駅に広がる市街地は、400年にわたり市街地としてにぎわいを形成してきた歴史があり、また、都市機能が集積して熊本県並びに九州地方の拠点としての役割を担っている地域であることから、中心市街地と位置づける。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての考え方

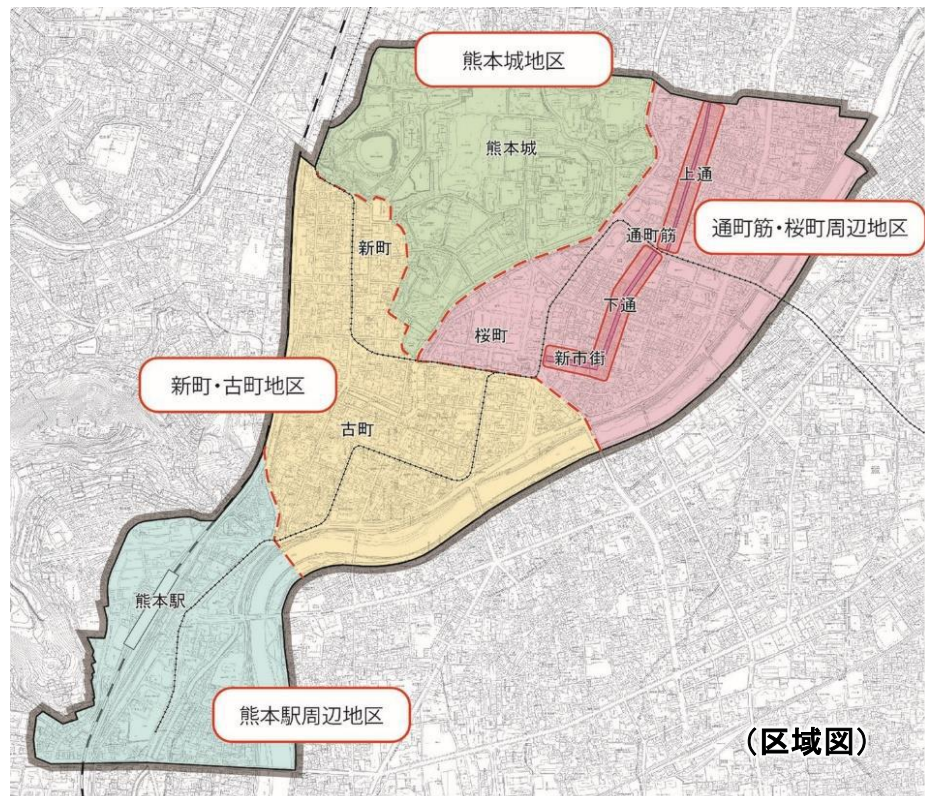
中心市街地の区域は、前述の位置設定の考え方に基づき、商業・業務等都市機能が集積している「通町筋・桜町周辺地区」、本市の陸の玄関口として整備を進めてきた熊本駅及びその周辺を含む「熊本駅周辺地区」、それらの地区を結ぶ役割を果たし、城下町としての町割りや資源のある「新町・古町地区」及び、第1期中心市街地活性化基本計画から本市のまちづくりの中心を担い、今後のまちづくりにおいても変わることのない「くまもとらしさ」の象徴である熊本城や多数の歴史・文化施設のある「熊本城地区」を一体的に活性化していくことから、これらの地区からなる区域を中心市街地と設定する。

(2) 区域の境界となる部分

- ・ 東側境界 市道南千反畑町北千反畑町第4号線、市道井川淵町第2号線、一級河川白川、一般県道瀬田熊本線
- ・ 西側境界 市道段山本町第2号線、市道小沢町上熊本2丁目第1号線、市道新町3丁目島崎1丁目第2号線、J R鹿児島本線、熊本駅西土地地区画整理事業区域界
- ・ 南側境界 主要地方道熊本高森線、市道二本木2丁目新大江1丁目第1号線
- ・ 北側境界 市道上熊本2丁目1丁目第1号線、主要地方道熊本玉名線、市道北千反畑町第5号線

(3) 区域の面積

約415ha

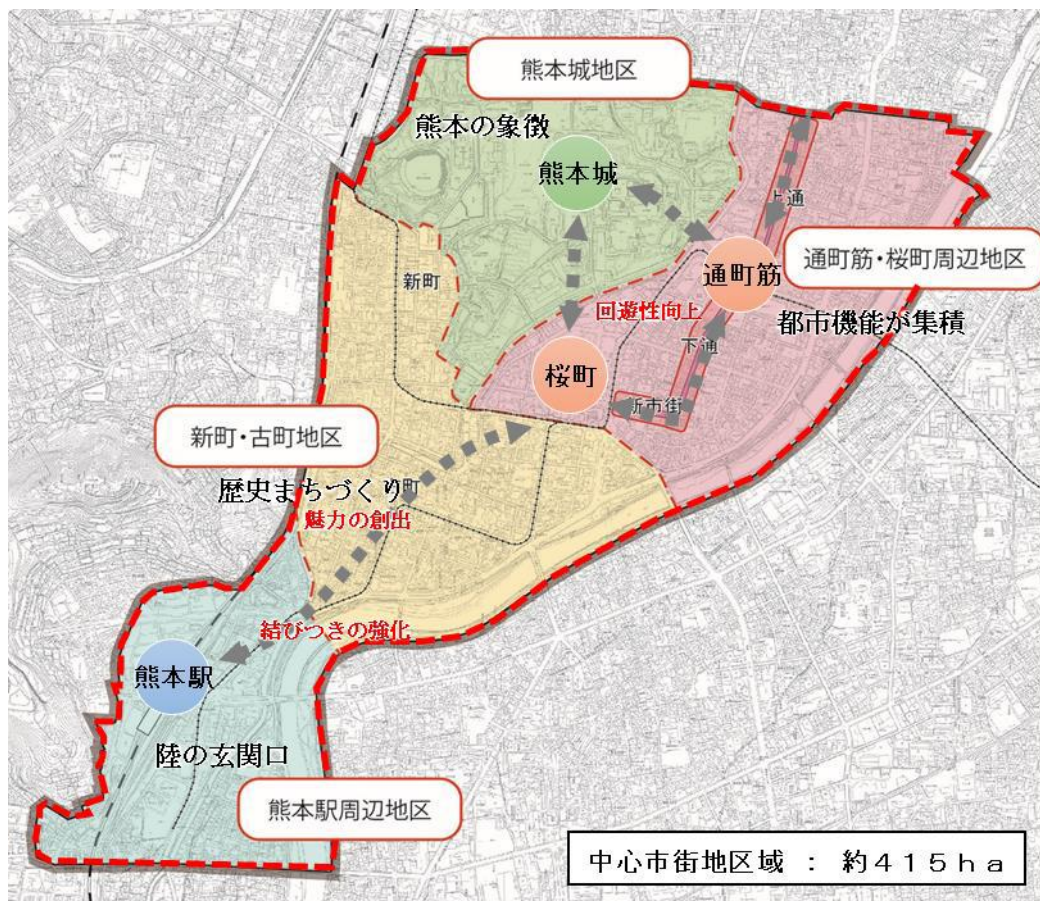


(4) 中心市街地を構成する地区の考え方について

中心市街地の活性化に関する法律の基本理念は、快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積及び創造的な事業活動の促進であり、また、国が定めた「中心市街地の活性化を図るための基本的方針」には、中心市街地の活性化の意義として「歴史的・文化的背景と相まって、地域の核として機能できること」、「過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること」などが挙げられ、地域における社会的、経済的活動の拠点であることに加えて、文化的な拠点でもあるとされている。

また、追求すべき目標として、歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能が集積した生活空間を実現し、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立することが挙げられている。

このことから、本計画に掲げる『時代の変化に応えるまち』、『にぎわいあふれる城下まち』、『安全・安心に住み続けることができるまち』という3つの基本方針、さらにはそれを実現するための国の支援内容でもある「商業の活性化」「市街地の整備改善」「街なか居住の推進」「都市福利施設の整備」「公共交通機関の利便増進」などを踏まえ、本市の中心市街地の区域は、平成29年4月に策定した「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」で設定した区域と同様の「熊本城地区」、「通町筋・桜町周辺地区」、「新町・古町地区」、「熊本駅周辺地区」で構成し、これらの地区の有する特色・機能を活かし、区域全体を一体的かつ効果的に活性化していくものとする。



2章 中心市街地の位置及び区域

① 熊本城地区

本地区には、平成19年に築城400年を迎えた熊本城を中心に県立美術館や熊本博物館などの文化施設や複数の都市公園等があり、多くの観光客が訪れるとともに、市民の憩いの場としても利用されている。

平成20年には、復元整備された熊本城本丸御殿大広間が一般公開され、平成23年には熊本城のエントランス部分にあたる



天守閣復旧後の熊本城

桜の馬場地区に観光交流施設として「桜の馬場 城彩苑」がオープンし、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業効果と相まって、にぎわいを見せている。

平成28年熊本地震により、熊本城は石垣の崩落や建築物の倒壊など甚大な被害を受けたものの、令和元年には、熊本城特別公開を開始し、令和3年には、天守閣内部の一般公開を開始した。

このように、本地区は、中心市街地における歴史的な背景を明確に示しつつ文化的な拠点となる地区であることから、対象区域とするものである。

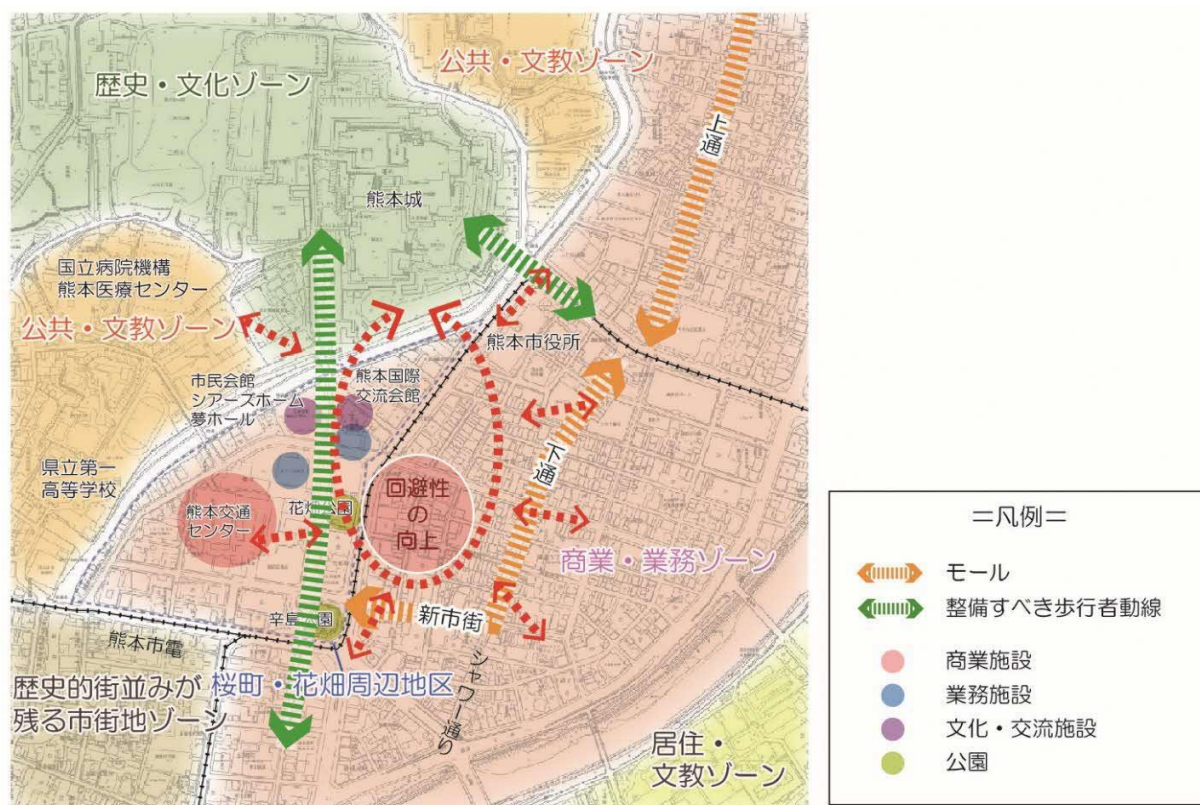
② 通町筋・桜町周辺地区

本地区は、商業・業務機能の集積が特に高い地域であり、また、熊本桜町バスターミナルをはじめとする交通機能の集積がみられるほか、熊本城ホールなどの公共公益施設も多く立地するなど、中心市街地の中でも核となる地区である。通町筋の鶴屋百貨店周辺と桜町のサクラマチクマモトを2つの核、上通アーケード、下通アーケード、サンロード新市街アーケードを3つのモールとし、2核3モールの構造を形成している。

そのため、本地区において、広範囲の商圈を有する商業機能の維持・拡充を図り、さらには、前計画までに整備した桜町地区再開発施設や花畑広場などの都市基盤を最大限に活用することで、にぎわいの創出や回遊性の向上を図ることは、中心市街地のみならず、熊本都市圏全域の経済の活性化に大いに寄与する。

このように、本地区は、過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保でき、にぎわいや経済的活動の拠点となる地区であることから、対象区域とするものである。

2章 中心市街地の位置及び区域



(資料) 桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本構想

③ 新町・古町地区

本地区は、呉服町、紺屋町、細工町などの地名や加藤清正の造った「一町一寺」の町割り、西南戦争以降に復興した「町屋」や史跡など歴史と伝統が残る地区であり、熊本市歴史的風致維持向上計画における重点区域に位置付けている。

熊本地震において「町屋」等、多くの歴史的建造物が被害を受けたところであるが、復旧・復興に向け住民と協働で取り組み、風情のある町並みや景観に配慮した城下町の魅力あふれるまちづくりを進めることとしている。また、本地区に残る貴重な歴史文化遺産を活かし、地域の活性化や観光の振興につなげるとともに、後世に継承していくための取り組みを、現在、地域のまちづくり団体や住民等と協働で取り組んでいる。

このように、本地区は、熊本城と相まって城下町としての歴史的・文化的背景を明確に示しつつ、残存する町屋等を景観資源の核として景観形成や文化活動の拠点となる地区であることから、対象区域とするものである。



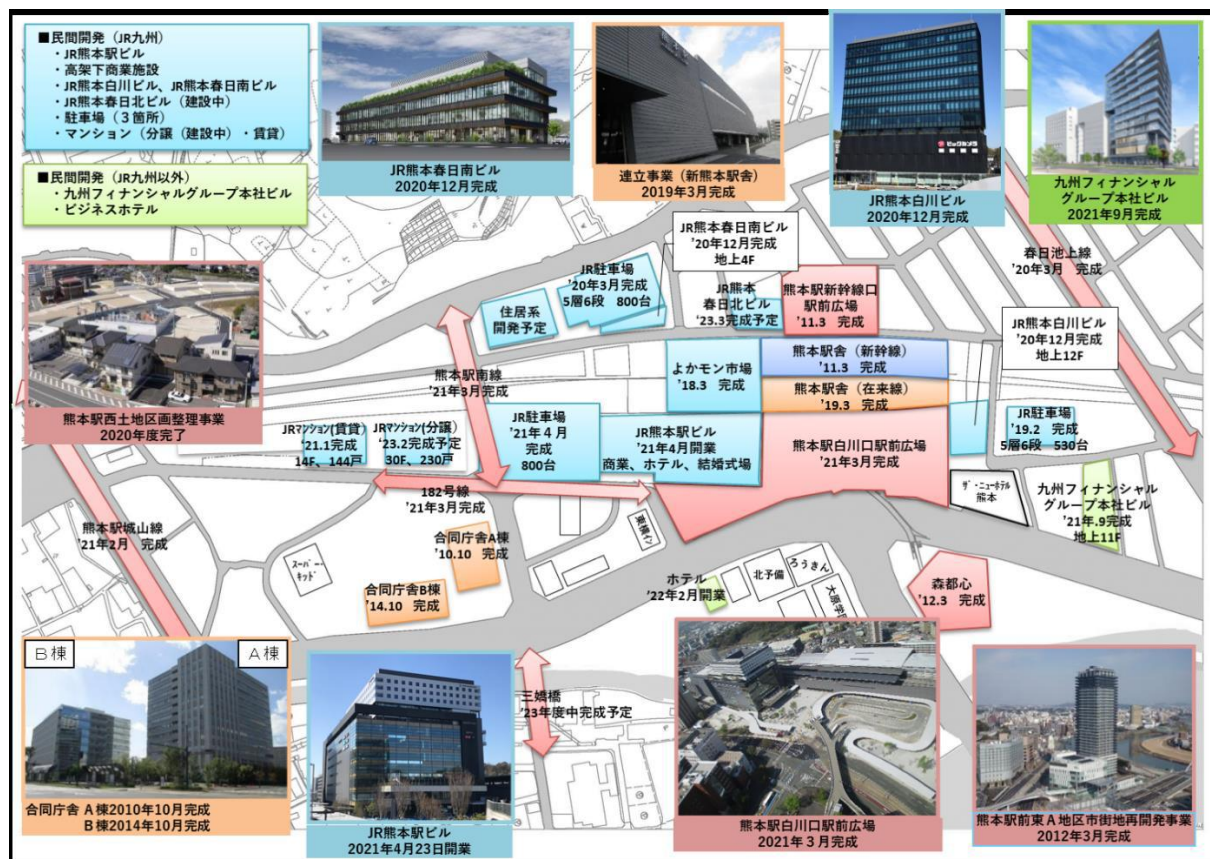
2章 中心市街地の位置及び区域

④ 熊本駅周辺地区

本地区は、九州新幹線鹿児島ルート整備を契機とし、在来線の連続立体交差事業や市街地再開発事業、土地区画整理事業などを進め、令和3年3月の熊本駅白川口駅前広場の整備をもって、一連の基盤整備が完了した。

また、商業施設やホテル、結婚式場を備えた JR 熊本駅ビルをはじめ、商業ビルやオフィスビル、マンション、ホテルなどの建設が進み、中心市街地におけるにぎわいの創出や、街なか居住の促進につながっており、今後も、同様の民間開発が期待されている。

このように、本地区は、中心市街地の活性化において陸の玄関口として重要な地区であることから、対象区域とするものである。



〔3〕中心市街地の要件に適合していることの説明

要 件	説 明																
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	○相当数の小売商業者が集積 本市の小売業・卸売業（平成 2 6 年）について、商店数が 6，1 0 9 店、従業者数が 5 0， 9 2 2 人、年間販売額が 2 0， 5 2 5 億円である。そのうち中心市街地においては、商店数が 8 8 9 店、従業者数が 6， 9 6 8 人、年間販売額が 3， 8 2 2 億円と、それぞれ全市の 1 4． 6 %、1 3． 7 %、1 8． 6 %のシェアを占めている。																
	商業の集積																
	<table><tr><td></td><td>中心市街地</td><td>熊本市</td><td>対市割合</td></tr><tr><td>商店数</td><td>8 8 9 店</td><td>6， 1 0 9 店</td><td>1 4． 6 %</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>6， 9 6 8 人</td><td>5 0， 9 2 2 人</td><td>1 3． 7 %</td></tr><tr><td>年間販売額</td><td>3， 8 2 2 億円</td><td>2 0， 5 2 5 億円</td><td>1 8． 6 %</td></tr></table>		中心市街地	熊本市	対市割合	商店数	8 8 9 店	6， 1 0 9 店	1 4． 6 %	従業者数	6， 9 6 8 人	5 0， 9 2 2 人	1 3． 7 %	年間販売額	3， 8 2 2 億円	2 0， 5 2 5 億円	1 8． 6 %
		中心市街地	熊本市	対市割合													
	商店数	8 8 9 店	6， 1 0 9 店	1 4． 6 %													
	従業者数	6， 9 6 8 人	5 0， 9 2 2 人	1 3． 7 %													
	年間販売額	3， 8 2 2 億円	2 0， 5 2 5 億円	1 8． 6 %													
	(資料) 平成 2 6 年商業統計																
	○相当数の業務機能が集積 本市の事業所数（平成 2 8 年）は 2 8， 3 1 0 事業所で、そのうち、中心市街地には 5， 1 9 0 事業所（全市の 1 8． 3 %）があり、5 6， 9 1 9 人の雇用の場を提供している。なお、中心市街地には民間事業所のほかにも、市役所や国の出先機関も多く集積している。																
	事業所の集積																
<table><tr><td></td><td>中心市街地</td><td>熊本市</td><td>対市割合</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>5， 1 9 0 事業所</td><td>2 8， 3 1 0 事業所</td><td>1 8． 3 %</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>5 6， 9 1 9 人</td><td>3 0 5， 1 0 5 人</td><td>1 8． 7 %</td></tr></table>		中心市街地	熊本市	対市割合	事業所数	5， 1 9 0 事業所	2 8， 3 1 0 事業所	1 8． 3 %	従業者数	5 6， 9 1 9 人	3 0 5， 1 0 5 人	1 8． 7 %					
	中心市街地	熊本市	対市割合														
事業所数	5， 1 9 0 事業所	2 8， 3 1 0 事業所	1 8． 3 %														
従業者数	5 6， 9 1 9 人	3 0 5， 1 0 5 人	1 8． 7 %														
(資料) 平成 2 8 年経済センサス																	

○相当数の都市機能が集積

中心市街地内には、美術館、博物館、ホール等の文化施設をはじめ公共公益施設が数多く整備されており、人が集まる環境が整っている（P. 6 に記載）。ちなみに、中心市街地における宿泊施設の収容人員の割合は68.4%と高く、ビジネス客や観光客に利用されている。

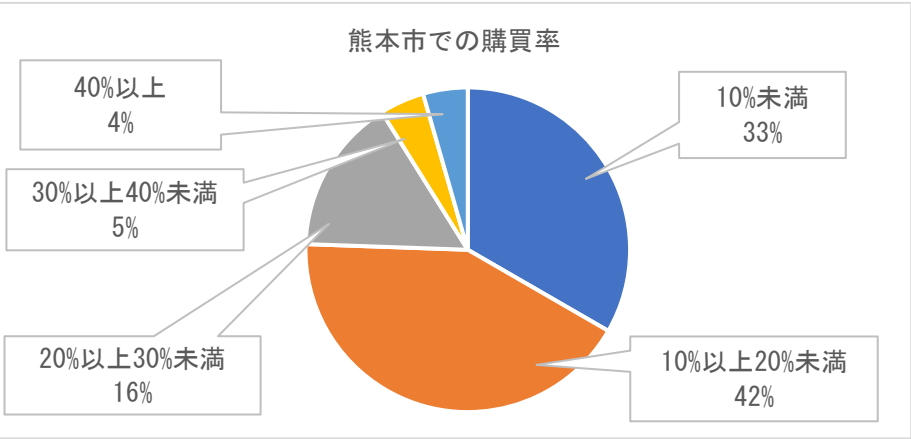
宿泊施設の集積

	中心市街地	熊本市	対市割合
収容人員	8,758人	12,806人	68.4%

（資料）平成27年熊本市調べ

○広域な商圈を形成

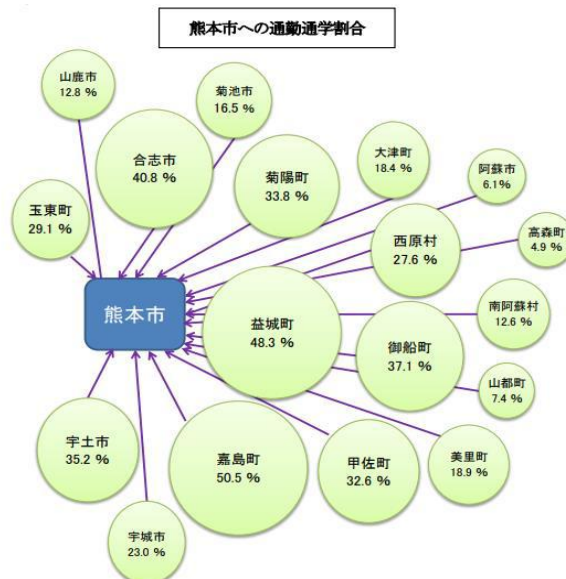
本市は、県内の小売業販売額の約46%（平成26年商業統計調査）が集中する県庁所在都市であって、商業集積も充実しており、その商圈は県内の広範囲に及んでいる。本市での購買率（生鮮食品から贈答品までの13項目の平均）が20%以上となるのは、熊本市も含め熊本県内45市町村（平成27年度熊本県消費動向調査当時）のうち11市町村であり、広域な商圈を形成している。



（資料）熊本県「平成27年度熊本県消費動向調査報告書」

○広い通勤通学圏を形成

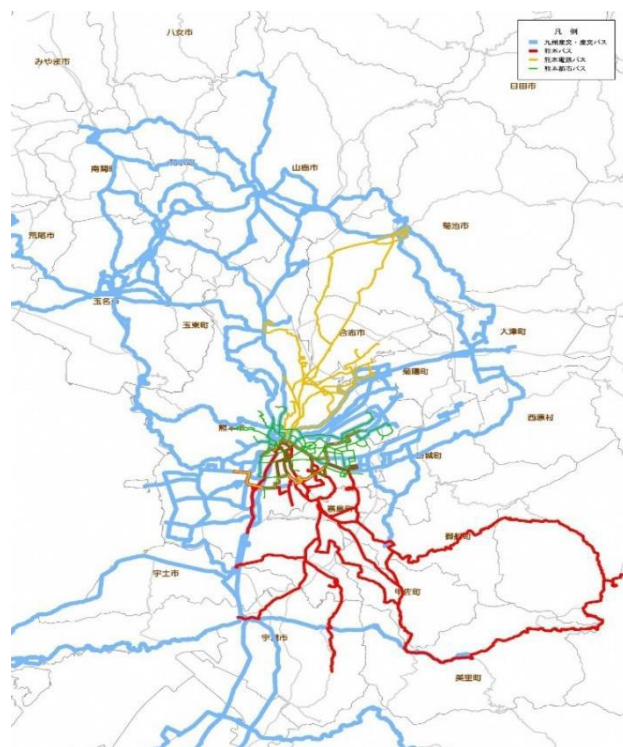
熊本連携中枢都市圏において、各自治体の本市への通勤通学割合は非常に高く、本市は業務や教育の中心としての役割を果たしている。



(資料) 熊本連携中枢都市圏ビジョン (2022年3月)

○広域的な交通拠点の形成

本市及び近隣市町の路線バスは、交通センターを起点として放射方向に、また、網の目状に路線バス網が張り巡らされ、本市のみならず近隣市町を含めた住民等の生活の足として役割を果たしている。



(資料) 熊本地域公共交通計画

2章 中心市街地の位置及び区域

	このように、中心市街地は、小売商業、各種事業所、さらには公共公益施設等の都市機能が限られた範囲に高い密度で集積しており、様々な都市活動が展開されている。また、中心市街地を核とした商圈、通勤通学圏、交通圏が広域的に形成されており、本市及び熊本県において経済的、社会的に中心的な役割を果たしている市街地である。
--	--

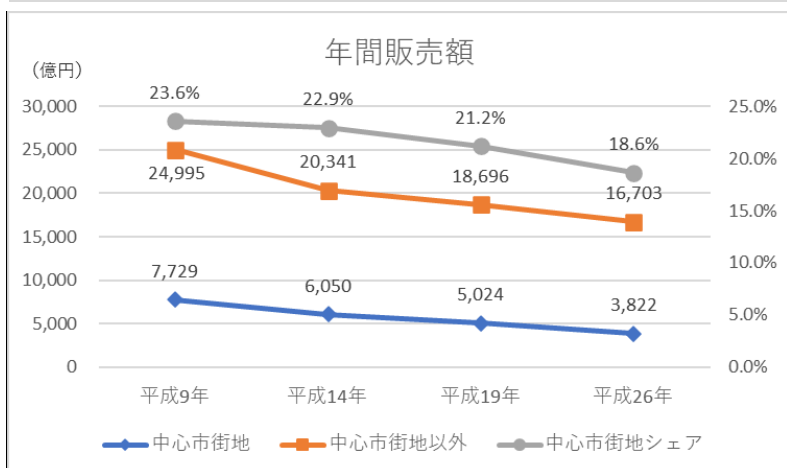
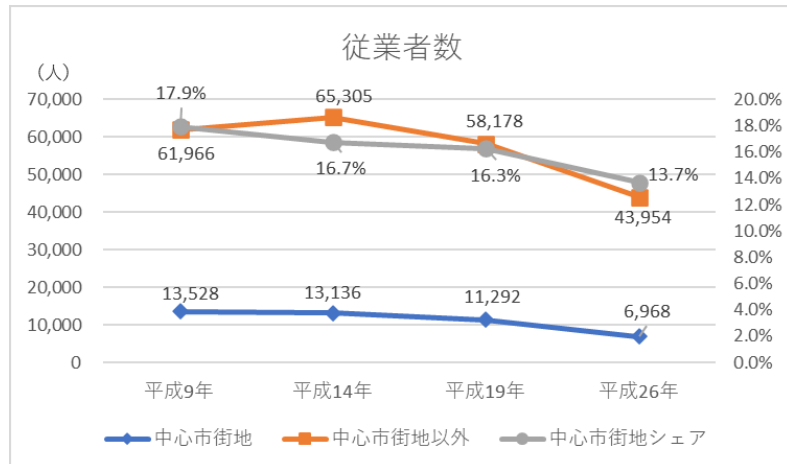
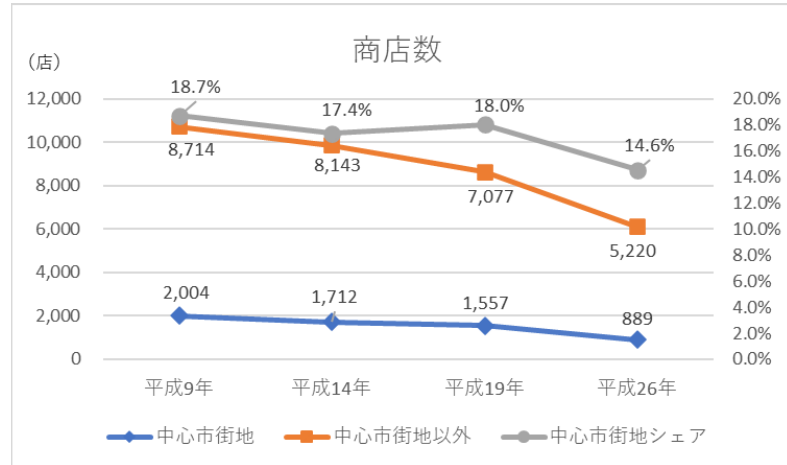
2章 中心市街地の位置及び区域

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

○商店数、従業者数、年間販売額の減少

中心市街地の小売業・卸売業について、商店数・従業者数・年間販売額のいずれも減少傾向にある。更に中心市街地のシェアも減少傾向にあることから、中心市街地以外と比較して中心市街地における減少率が特に大きいことがうかがえる。

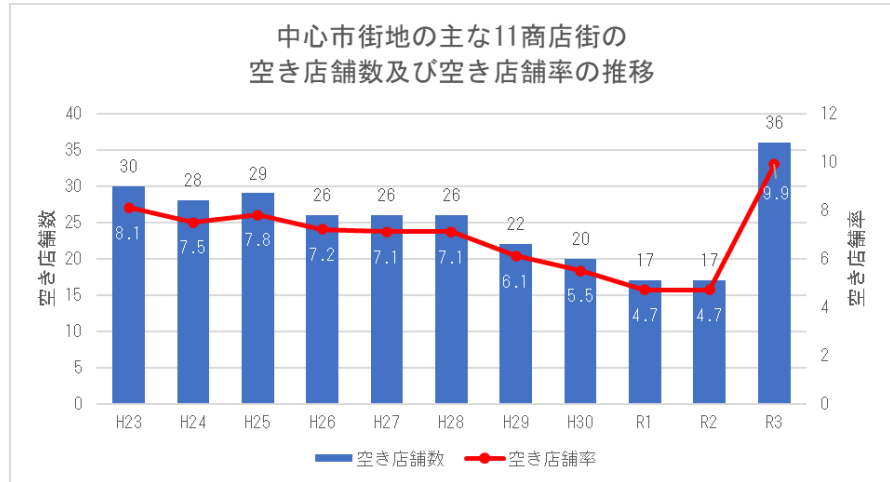


(資料) 平成26年商業統計

2章 中心市街地の位置及び区域

○中心市街地の空き店舗率の高止まり

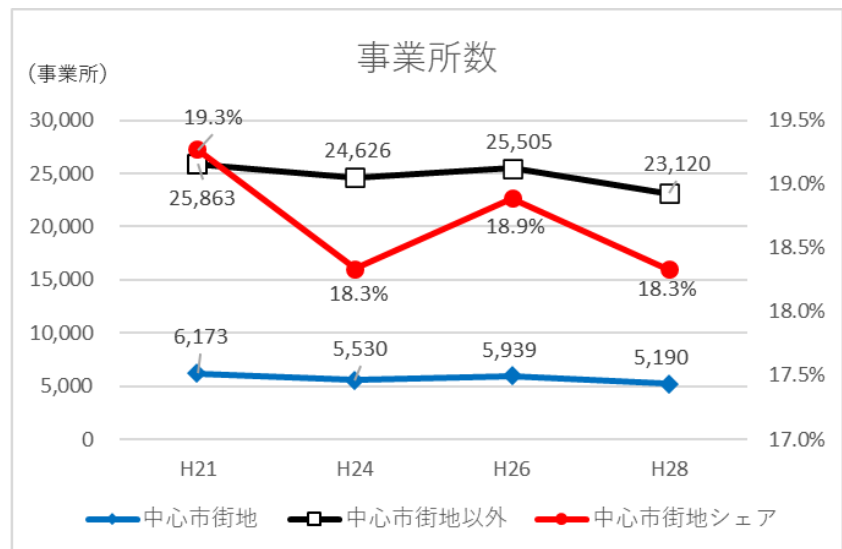
中心市街地の主な商店街の空き店舗率は、緩やかな減少傾向にあったものの、令和3年には新型コロナウイルス拡大の影響により、大きく上昇した。



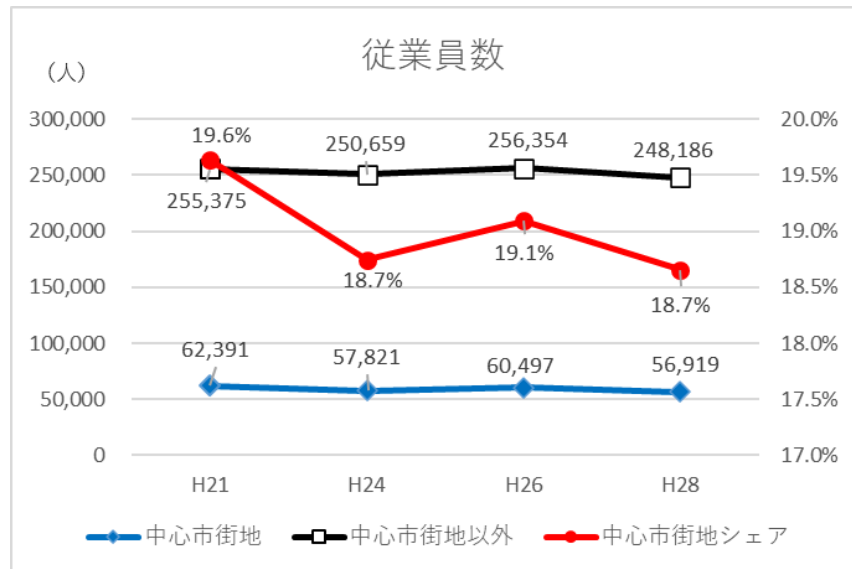
(資料) 熊本市調べ

○中心市街地の事業所数の減少

中心市街地の事業所数は、平成21年の6,173事業所から平成28年に5,190事業所、従業員数は、同じく62,391人から56,919人と減少傾向にある。更に中心市街地のシェアも減少傾向にあることから、中心市街地以外と比較して中心市街地における減少率が特に大きいことがうかがえる。



2章 中心市街地の位置及び区域



※熊本市と合併前である平成 21 年の旧城南町・旧植木町の各数値については、平成 24 年以降の数値と単純比較できるようにするため、中心市街地以外の数値に合算している。

以上のように、中心市街地では小売・卸売業について商店数、従業者数、年間販売額が減少しており、近年、緩やかな減少傾向にあった空き店舗率も、大きく上昇していることから、本市の都市活動や経済の中心としての役割を果たす市街地の活力が低下しつつあり、今後もさらに進展するおそれがあると認められる市街地である。

第 3 号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

○熊本連携中枢都市圏ビジョン

平成 28 年 3 月に策定した「熊本連携中枢都市圏ビジョン」の中では、圏域の市町村は、その特長や強みを生かし、連携しながら「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に資する取り組みを積極的に推進するとともに、圏域としての総合力を発揮するため、市町村それぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、ひとつとなつて大きな力となり、九州中央の交流拠点を目指していくことを目指す圏域の姿として掲げている。

本市中心市街地は、本市のみならず、熊本都市圏全体の経済成長をけん引する役割を担っていることから、本市中心市街地の活性化施策は、周辺市町村の発展に必要不可欠である。

○熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

平成 28 年 3 月に策定した「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」では、基本目標として、「国内外から人々を引き付けるまちを創り、安心して働くことができる雇用を生み出す。～移住・定住の促進と交流の活発化～」などを掲げており、熊本城を目玉として、本市固有の文化・伝統・観光資源等をより魅力ある資源に磨き上げ、県や他の自治体との広域連携を進めながら、インバウンド（訪日外国人旅行者）をはじめとした観光客を呼び込み、観光によって新たな雇用を生み出す取り組みを進めている。

熊本のシンボルである熊本城を有する中心市街地の活性化は、観光客の呼び込みや、それに付随する新たな雇用を生み出すことにつながり、それを周辺市町村と連携を図りながら進めていくことから、本市中心市街地の活性化施策は周辺市町村の発展に必要不可欠である。

中心市街地は、熊本都市圏全体の経済成長をけん引する中心的な役割を担っており、その活性化の効果は、熊本市内はもとより、熊本県内や九州全域へも波及が期待できる。このことから、本市中心市街地の発展は、熊本都市圏全体の発展にも有効である。

3 章 中心市街地の活性化の目標

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕中心市街地活性化の目標

本計画では、中心市街地活性化の方針に基づき、目指す都市像である『昼も夜も歩いて楽しめる、いつまでも魅力的なまち』の実現に向け、以下の3つを中心市街地活性化の目標として設定する。

＜基本方針1＞ 時代の変化に応えるまち

- ・時代の変化を見据え、成長が期待できる産業への支援や将来を担う人材の育成、まちなかにおける機会の創出、デジタルサービスの構築を図り、魅力あるまちづくりを行う。

＜目標1＞ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり

＜基本方針2＞ にぎわいあふれる城下まち

- ・前計画において整備した桜町・花畑周辺地区や熊本駅周辺の都市基盤を、最大限に活用することで、にぎわいを創出し、さらにその都市基盤と連携した移動サービスを強化していくことで、回遊性の高いまちづくりを行う。

＜目標2＞ にぎわいの創出と回遊性の向上

＜基本方針3＞ 安全・安心に住み続けることができるまち

- ・老朽化した建物の建替えの更なる促進を図るとともに、新しい生活様式への対応や、医療・介護等の支援体制を充実させ、災害に強く、多世代の市民が暮らしやすいまちづくりを行う。

＜目標3＞ 安全で安心できるまちなかへの居住促進

〔2〕計画期間の考え方

本計画の計画期間は、令和5年4月から、令和10年3月までの5年とする。

本計画：令和5年4月 ～ 令和10年3月（計画期間5年）

前計画：平成29年4月 ～ 令和5年3月（計画期間6年）

3章 中心市街地の活性化の目標

〔3〕目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の3つの目標に対して以下の目標指標を設定する。

目標1の「時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり」については、時代の変化を見据え、成長が期待できる産業への支援や将来を担う人材の育成、まちなかにおける機会の創出、デジタルサービスの構築を図ることで、中心市街地における利便性や快適性など、来街者の目的を達成できた満足の度合いについて、「桜町・花畑周辺地区」、「熊本駅周辺」含めた中心市街地全体の魅力の向上を図るための指標として、第3期計画で基盤整備を行った「桜町・花畑周辺地区」、「熊本駅周辺」の両地区において「魅力があると感じる市民の割合」を目標指標に設定する。

目標2の「にぎわいの創出と回遊性の向上」については、前計画において整備した「桜町・花畑周辺地区」や「熊本駅周辺」の都市基盤を最大限に活用することで、にぎわいの創出を図り、さらにはそれら都市基盤と連携した移動サービスを強化することで、回遊性向上を図っていくことから、「中心市街地の歩行者通行量」、「熊本市内の宿泊客数」を目標指標として設定する。

目標3の「安全・安心に住み続けることができるまち」については、老朽化建物の建替えの促進を図るとともに、新しい生活様式への対応や医療・介護等の支援体制を充実させ、災害に強く、多世代の市民が暮らしやすいまちづくりを行うことから、「中心市街地内の居住人口」を目標指標として設定する。

	基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標
1	①時代の変化に応えるまち	時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり	・桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合 ・熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合
2	②にぎわいあふれる城下まち	にぎわいの創出と回遊性の向上	・中心市街地の歩行者通行量 ・熊本市内の宿泊客数
3	③安全・安心に住み続けることができるまち	安全で安心できるまちなかへの居住促進	・中心市街地内の居住人口

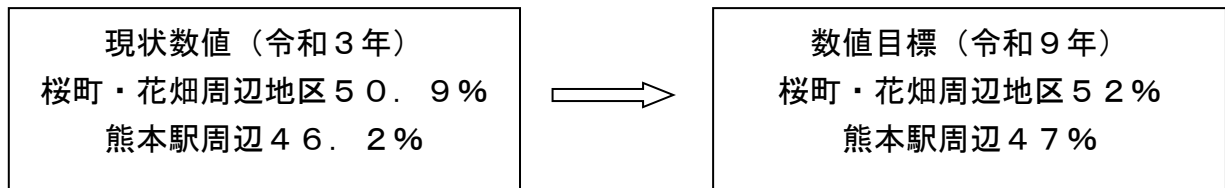
〔4〕具体的な数値目標の考え方

目標指標 1

「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」

< 目標値の設定 >

目標指標 1 については、これまでの傾向（トレンド推計）に、第 4 期計画の実施による効果を勘案して設定する。



調査方法：「熊本市第 7 次総合計画市民アンケート」調査結果

郵送法（郵便による調査票配布・回収）及びWEB アンケートによる回収

調査月：毎年 1 月～ 2 月

調査主体：熊本市

調査対象：熊本市

3章 中心市街地の活性化の目標

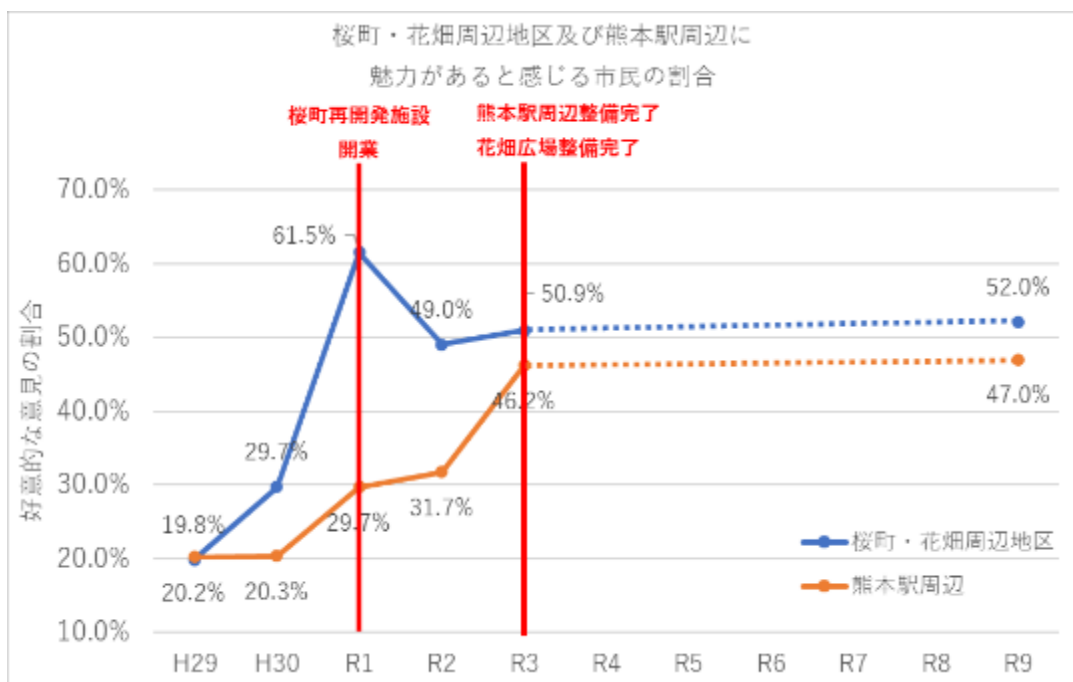
■目標値の積算

ア) これまでの傾向（トレンド推計）

これまでのアンケート調査によると、桜町再開発施設が完成した令和元年や、熊本駅ビルや花畑広場が完成した令和3年は、魅力があると感じる市民の割合が大きく上昇したが、これは、施設完成における期待値を含むものであると推測される。

しかしながら、第4期計画では、本市中心市街地における大型の基盤整備事業は概ね完了しており、計画期間中の大幅な上昇は難しいものと考えられる。

そこで、前計画掲載の事業を継続することで、両地区に魅力を感じる市民の割合が維持されていくものと推計する。



イ) 第4期計画による効果

前計画（第3期）では、約1,400億円の事業が実施され（見込みを含む）、その約8割が桜町・花畑地区及び熊本駅周辺で実施された。その効果もあり、両地区に対し魅力があると感じる市民の割合は、平成29年から令和3年で約30%上昇した。

ここから、中心市街地で実施された事業費に対する魅力の上昇率を計算すると、1億円あたり0.02%の割合で魅力を感じる市民の割合が上昇している。

第4期計画において、新規事業及び、第4期計画から本格化する事業の事業費合計は、約21.6億円と試算しており、ここから、第4期計画における事業効果を推計する。

$$21.6 \text{ 億円} \times 0.02 = \boxed{\text{約}0.4\% \text{の増加}}$$

3章 中心市街地の活性化の目標

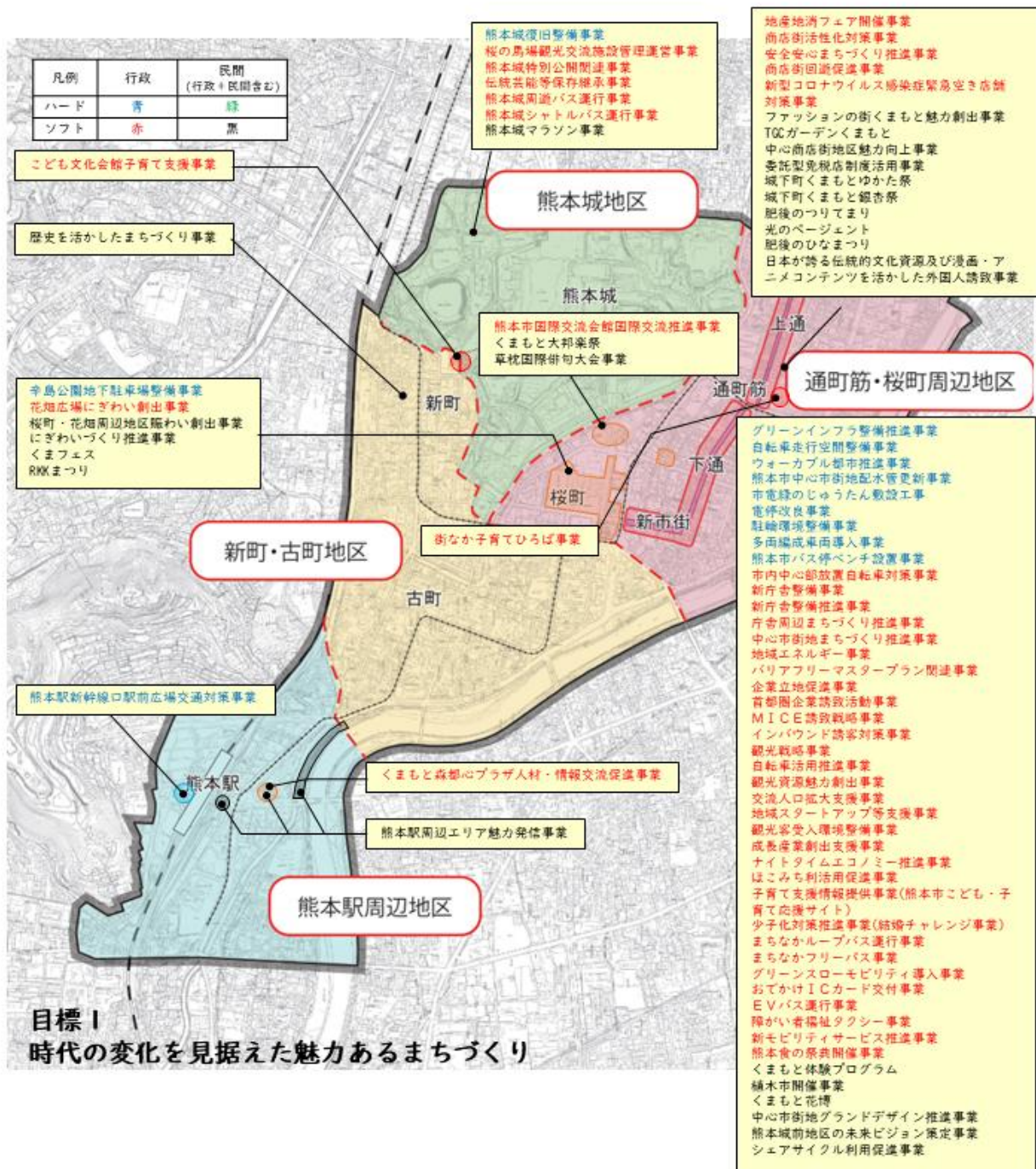
ウ) まとめ

桜町・花畑周辺地区

$$50.9\% + 0.4\% = 51.3\% \div 52\%$$

熊本駅周辺

$$46.2\% + 0.4\% = 46.6\% \div 47\%$$



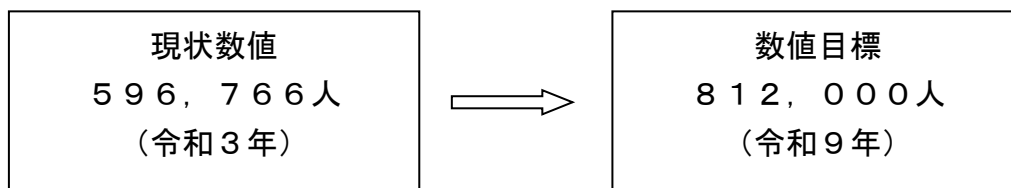
3章 中心市街地の活性化の目標

目標指標 2－1

「中心市街地の歩行者通行量」

<目標値の設定>

目標指標 2－1 については、これまでの傾向（トレンド推計）に、第 4 期計画の実施による効果、新しい生活様式による変化を勘案して設定する。



調査方法：商店街通行量調査結果

調査月：毎年10月

調査主体：熊本市

調査対象：中心市街地、および熊本駅周辺

3章 中心市街地の活性化の目標

■目標値の積算

ア) これまでの傾向（トレンド推計）

新型コロナウイルス感染拡大前の5カ年（平成27年～令和元年）を見ると、中心市街地における歩行者通行量は約2.9%の割合で増加傾向にあった。令和2年に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大幅に減少したものの、令和3年には、ワクチン接種や新しい生活様式の浸透もあり、約10.4%の割合で回復傾向に転じた。

そこで、新型コロナウイルス感染拡大前（令和元年）の水準に戻るまでの期間は、10.4%の割合で上昇し、その後は、従来の割合（2.9%）で上昇することとして通行量を推計する。

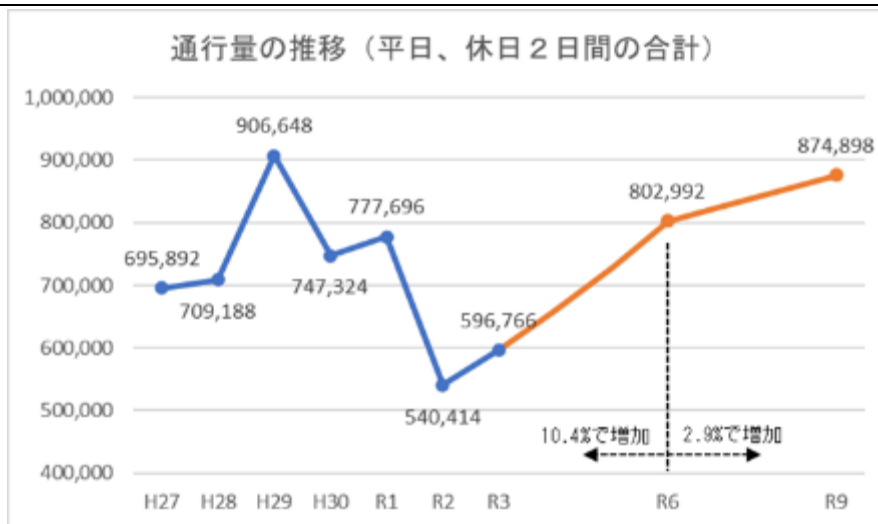
H27～R3における通行量の推移（平日、休日2日間の合計）

町名（通名）	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
上通	123,588	140,640	144,156	151,740	125,700	102,918	109,686
下通	255,144	263,220	361,044	290,328	301,764	204,018	218,406
新市街	77,220	57,336	129,996	58,776	91,680	55,230	59,880
駕町通り	42,984	48,936	47,268	47,904	44,184	29,916	21,948
水道町	40,944	60,360	42,276	44,592	45,204	29,964	30,432
熊本駅周辺	46,248	41,484	56,868	58,248	66,372	41,682	62,946
ワシントン通り	9,180	8,016	9,384	8,088	11,520	5,592	7,692
プールスコート	4,728	5,196	5,748	4,716	6,276	4,584	4,416
西銀座通り	3,060	3,456	3,348	3,684	11,196	6,264	6,252
城見町通り	13,296	12,708	13,596	12,552	13,008	9,888	10,860
シャワー通り	10,320	10,224	10,632	9,696	10,380	8,028	9,048
市庁舎通り	14,856	14,724	14,724	11,160	11,880	8,856	9,096
桜町	24,216	13,872	31,404	14,256	8,652	11,022	18,936
銀座通り	14,748	12,936	15,228	14,160	13,944	9,300	12,540
安政町	15,360	16,080	20,976	17,424	15,936	13,152	14,628
合計	695,892	709,188	906,648	747,324	777,696	540,414	596,766

約2.9%の割合で増加← | →約10.4%で増加

	R3（基準年）		R6		R9（目標年度）
通行量	596,766	⇒	802,992	⇒	874,898
変動率		10.4%		2.9%	

3章 中心市街地の活性化の目標



イ) 第4期計画による効果

本市都市再生整備計画（熊本市中心市街地地区）において、まちなかウォーカブル推進事業等の推進により、5年間で2.8%の上昇を目標と設定しているため、本計画においても、まちなかウォーカブルの推進により、同程度の上昇があるものと設定する。

$$874,898人 \times 2.8\% = 24,497人の増加$$

ウ) 働き方改革の推進

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、テレワーク等の新しい生活様式が浸透し、中心市街地における歩行者通行量は減少傾向にあると考えられる。

内閣府が行っている「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」によると、地方部におけるテレワークの実施率は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年12月時点では8.1%だったが、令和4年6月時点では22.7%と14.6%増加している。この数値には、ほぼ100%テレワークの方から、基本的に出勤だが不定期にテレワークを利用の方までを含むことから、ここでは、約10%程度の減少幅があるものと設定する。

$$874,898人 \times 10\% = 87,490人の減少$$

エ) まとめ

$$874,898人 + 24,497人 + \blacktriangle 87,490 = 811,905人$$

$$\div 812,000人$$

3章 中心市街地の活性化の目標

【令和6年7月変更時の状況】

令和5年度フォローアップでは、**目標指標2－1**中心市街地の歩行者通行量の目標値に対し、最新値643,062人の状況であり、基準値を上回っている。基準値を上回った要因は新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことに加え、各主要事業実施により人流が活性化したことによるもの。

令和5年度に策定した第8次総合計画における指標との統一を図るため、調査地点を1地点追加した計29地点による計測を目標値に設定し、**目標指標2－1**の達成を目指す。

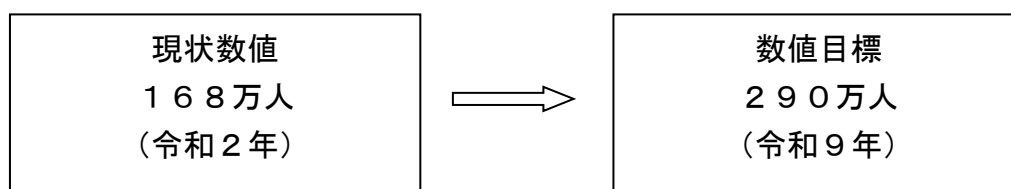
3章 中心市街地の活性化の目標

目標指標 2－2

「熊本市内の宿泊客数」

< 目標値の設定 >

目標指標 2－2 については、これまでの傾向（トレンド推計）に、第 4 期計画の実施による効果を勘案して設定する。



調査方法：熊本市観光統計

調 査 月：毎年 1 月～1 2 月

調査主体：熊本市

調査対象：市内のホテル、旅館、公共宿泊施設の年間宿泊客数

3章 中心市街地の活性化の目標

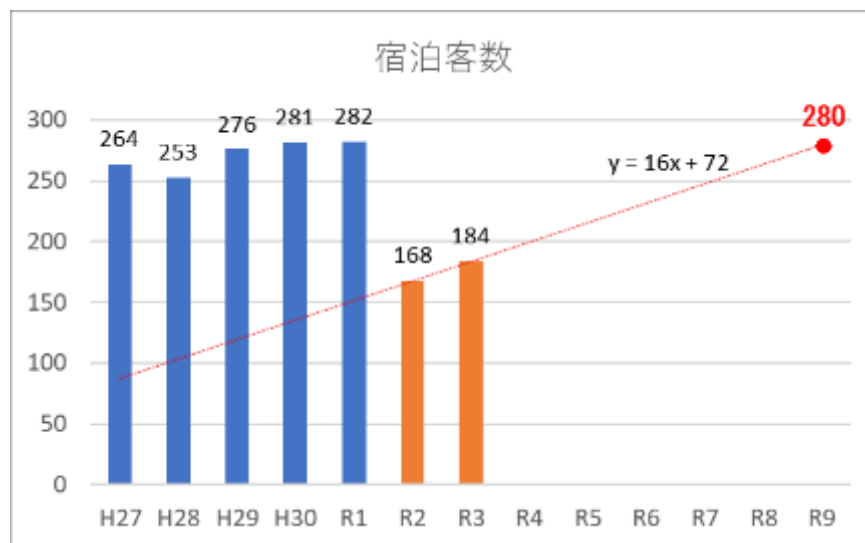
■目標値の積算

ア) これまでの傾向（トレンド推計）

新型コロナウイルス感染拡大前の5カ年（平成27年～令和元年）を見ると、熊本市内の宿泊者数は約1.7%の割合で増加傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染拡大により、大幅な減少（168万人（令和2年））となった。

その後、新たな生活様式への対応等により、令和3年は184万人と回復の兆しが見られた。

本計画期間においても、令和2年から令和3年と同様に宿泊者数が回復していくものとして推計する。



イ) 第4期計画による効果

○中心市街地建て替え促進事業

通町筋のパルコ跡地において、OMO5熊本by星野リゾート（客室数160室）の開業が予定されている。当該ホテルは、宿泊施設としてだけでなく、その宿泊自体を目的とする観光客が見込まれる。

新型コロナウイルス感染拡大前（R1年度）における本市の客室稼働率は、熊本市観光統計（令和3年）によると、80.1%であることから、客室1室あたりの収容人数（1.45人（ホテル連絡協議会の市街地地区平均））を用いて宿泊者数の増加を推計する。

$$160\text{室} \times 80.1\% \times 1.45 \times 365\text{日} = \boxed{\text{約6.8万人の増加}}$$

3章 中心市街地の活性化の目標

○桜町再開発事業（熊本城ホールの利用）

熊本城ホールについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、計画通りの利活用が図られていない。

当初計画では、年間想定利用者数465,000人（施設整備事業の精査・再検討に関する報告書）のうち、宿泊客の延べ人数見込みは、年間162,025人と試算されている。ここから桜町地区再開発施設のホテルへの宿泊客数（73,000人）を差し引くと、約89,000人が事業によって増加する見込みであった。

一方、開業後の熊本城ホールの利用者は約320,000人（R2年度実績）であり、想定利用者数の約70％に留まっている。

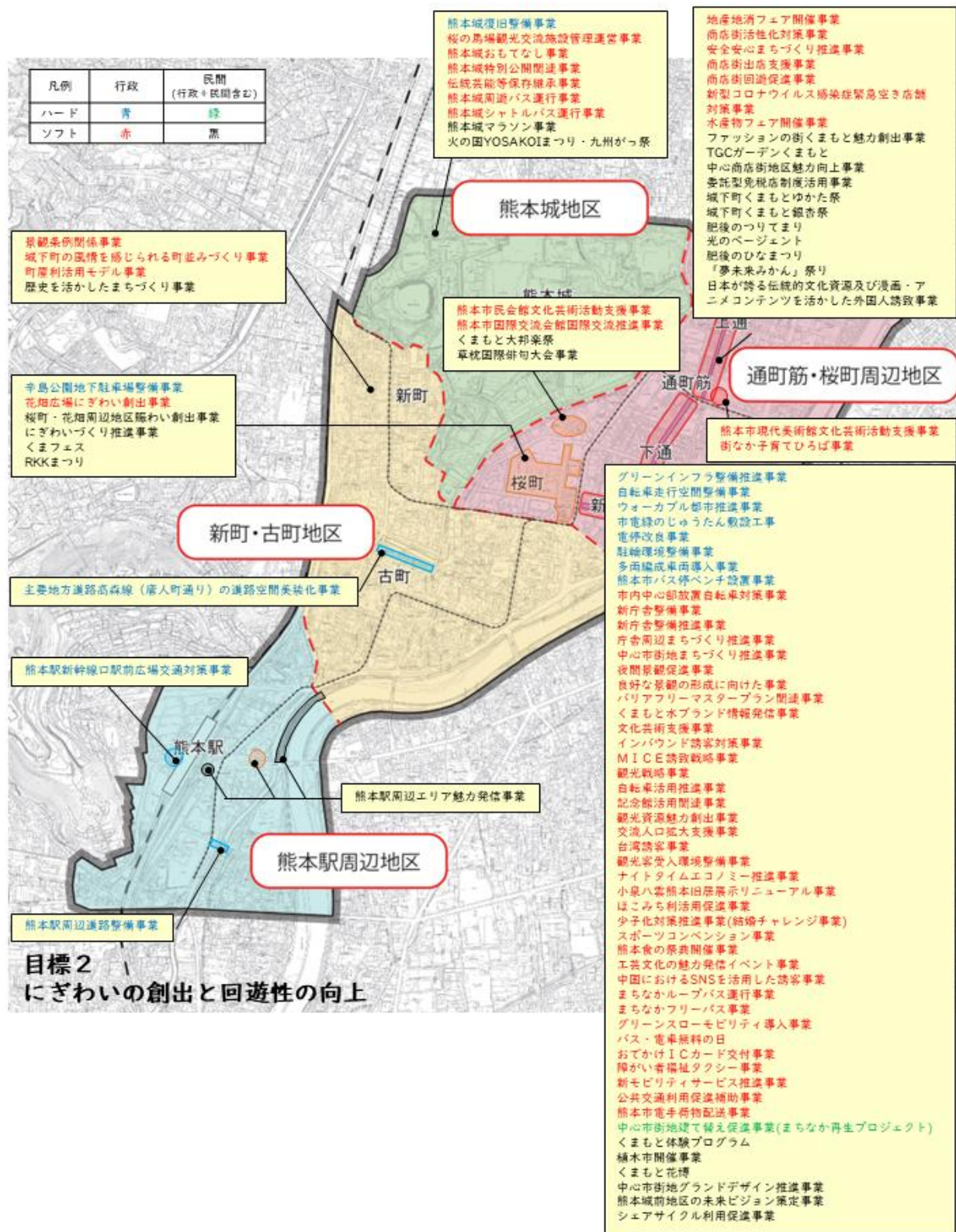
そのため、その差から熊本城ホールの影響による宿泊者数の増加を推計する。

$$89,000人 \times 30\% = 26,700人 \div \boxed{\text{約3万人の増加}}$$

ウ) まとめ

$$280万人 + 6.8万人 + 3万人 = \boxed{290万人}$$

3章 中心市街地の活性化の目標



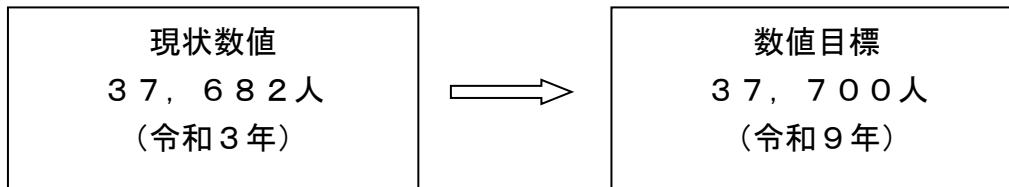
3 章 中心市街地の活性化の目標

目標指標 3

「中心市街地内の居住人口」

< 目標値の設定 >

目標指標 3 については、これまでの傾向（トレンド推計）に、第 4 期計画の実施による効果、新しい生活様式による変化を勘案して設定する。



調査月：10月1日

調査主体：熊本市

調査対象：中心市街地内7校区の住民基本台帳登録者

3章 中心市街地の活性化の目標

■目標値の積算

ア) これまでの傾向（トレンド推計）

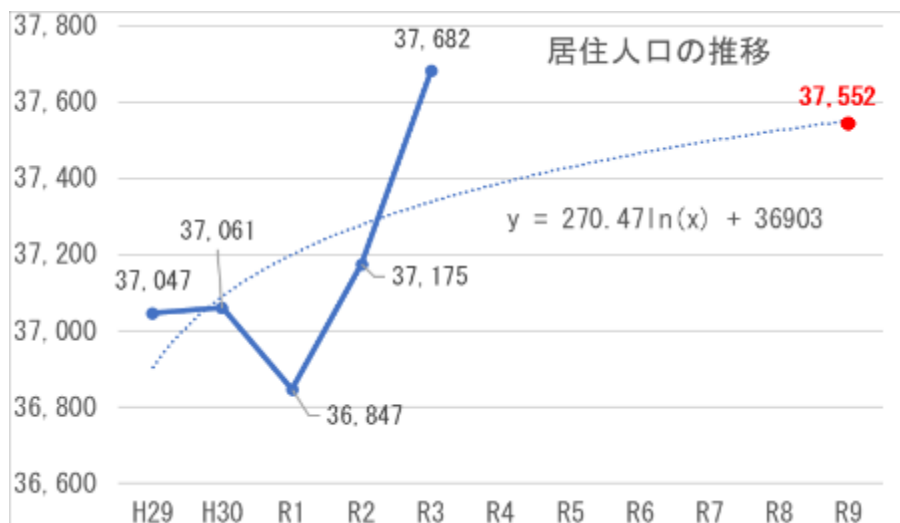
本市全体の将来人口は、緩やかに継続的な人口減少と推計されており、本計画期間（R 5．4～R 1 0．3）においては、3 %程度（平成 2 7 年比）減少する見込みである。（P．1 0 参照）

一方、中心市街地の人口は、居住数や人口密度との関係により、一定数に収束していくことから、中心市街地内 7 校区の居住人口における、過去 5 年間（前計画期間：H 2 9～R 3）の調査結果をもとに、対数近似により推計すると、目標年度である令和 9 年度は、3 7, 5 5 2 人と令和 3 年度の実績値よりも低い数値となる。

なお、令和 3 年度の実績に着目すると、熊本駅周辺を有する春日校区が大きく上昇しているが、熊本駅ビルの開業に伴う、従業員の居住者増に起因する特異値であると推測される。

H 2 8～R 3における居住人口の推移

	H29	H30	R1	R2	R3
城東	3, 253	3, 223	3, 176	3, 070	3, 021
慶徳	3, 671	3, 624	3, 548	3, 814	3, 838
五福	3, 942	3, 866	3, 838	3, 924	3, 999
一新	9, 836	9, 933	9, 926	10, 026	10, 140
碩台	6, 491	6, 469	6, 329	6, 169	6, 186
古町	3, 127	3, 165	3, 281	3, 307	3, 343
春日	6, 727	6, 781	6, 749	6, 865	7, 155
合計	37, 047	37, 061	36, 847	37, 175	37, 682



3章 中心市街地の活性化の目標

イ) 第4期計画による増加

○中心市街地建て替え促進事業

当該事業では、10年間で100件の建て替えを目標としており、事業実施前の5件/年の2倍のペースでの建て替えを計画している。

建て替えにより、商業や業務のみならず、居住についても建物の更新が為されることから、事業の実施により、街なか居住の推進が図られることとなる。

これまでの傾向を見ると、中心市街地内7校区の居住人口は、37,047人（平成29年）から37,682人（令和3年）と、年平均160人ずつ増加してきた。

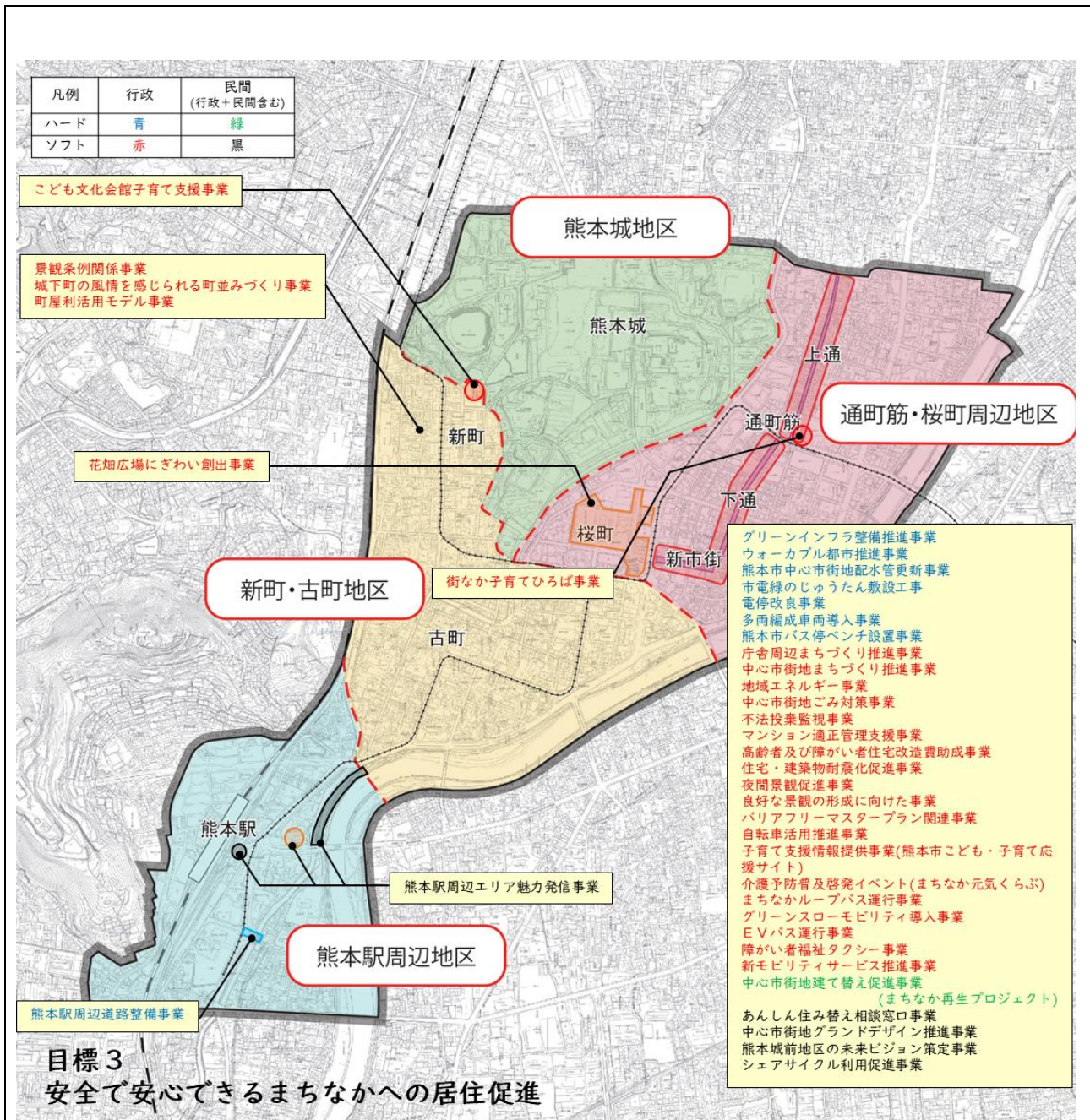
そこで、本計画期間である5年間において、10%のまちなか居住の促進が図られるものとして推計を行う。

$$160人 \times 5年 \times 10\% = \boxed{80人の増加}$$

ウ) まとめ

$$\begin{array}{rcl} 37,552人 & + & 80人 \\ & = & 37,632人 \\ & \div & \boxed{37,700人} \end{array}$$

3章 中心市街地の活性化の目標



〔5〕フォローアップの方針

各数値目標の達成状況については、毎年度末にフォローアップするものとし、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、目標指標については、コロナ禍である令和4年度に設定したことから、今後、社会・経済の動向や事業等の見直しを踏まえ、適宜、上方修正を含め、検討していくこととする。

また、計画期間終了時点において最終的な検証・評価を行い、その結果に応じて必要な施策を検討し、長期的な展望に立って、中心市街地活性化の推進を図っていく。

＜目標1＞ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり

＜目標指標1＞

「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」

本市が毎年1月～2月にかけて実施している「総合計画市民アンケート」において調査を行い、基準年及び目標年度との比較を行い、事業効果を検証する。

【補足】

毎年の「定期フォローアップ報告に関する報告」における参考資料として、RESAS（地域経済分析システム）等を活用し、本市におけるキャッシュレス決済金額の推移や、中心市街地における人流データを活用した「滞在時間」等のデータの収集・分析を行う。

3章 中心市街地の活性化の目標

<目標2> にぎわいの創出と回遊性の向上

<目標指標2-1>

中心市街地の歩行者通行量

本市が毎年10月に実施している「歩行者通行量調査」において調査を行い、基準年及び目標年度との比較を行い、事業効果を検証する。

<目標指標2-2>

熊本市内の宿泊客数

本市が毎年1年分の熊本市内の宿泊客数を把握するために実施している「観光動向調査」において調査を行い、基準年及び目標年度との比較を行い、事業効果を検証する。

【補足】

毎年の「定期フォローアップ報告に関する報告」における参考資料として、歩行者通行量だけでは把握できない、桜町・花畑周辺地区、熊本駅周辺、熊本城、商店街等の都市基盤間の回遊性についても、人流データを活用した「回遊量」や「往来率」、レンタサイクルの利用率等のデータの収集・分析を行う。

<目標3> 安全で安心できるまちなかへの居住促進

<目標指標3>

中心市街地の居住人口

毎年10月1日時点の住民基本台帳によって中心市街地内7校区の居住人口を把握し、基準年及び目標年度との比較を行い、事業効果を検証する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

（1）現状分析

本市の中心市街地は、商業、業務、芸術・文化、娯楽、交流など、様々な活動の中心地として市及び近隣市町村の核となってきた。現在でも、道路・公園等の多くの都市基盤や中心市街地を発着点とするバスターミナルや市電などの公共交通機関が集積し、都市規模に比べコンパクトな市街地が形成され、市域のみならず熊本都市圏 120 万人の業務・消費などの日常の生活から芸術・文化やレクリエーション活動を支えている。

しかしながら、近年のモータリゼーションの進展と相まって市街地の拡大が進み、平成 7 年、9 年の総合病院等の郊外移転や郊外型大規模商業施設の立地など、都市機能の拡散が進んだことで、中心市街地における小売業の商店数や年間商品販売額の減少など、地域経済の衰退が危惧されているだけでなく、都市圏をけん引してきた中心性が失われつつあることから、本市の都市づくりをさらに進めるうえで、中心市街地の整備・改善が重要である。

これまで本市では、中心市街地の活性化について、平成 11 年 3 月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」（旧計画）を策定、その後、平成 18 年度のまちづくり 3 法※の改正に合わせ、平成 19 年 5 月に「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」の認定を受け、3 期にわたって施策、事業を展開してきた。

しかしながら、人口減少・高齢化社会による中心市街地の居住人口の減少はもとより、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症拡大による人流やイベント等の制限により、中心市街地においても、経済活動の低下が見られている。

※都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律

（2）市街地の整備改善の必要性

熊本の陸の玄関口である熊本駅周辺地域においては、アクセス性、快適性、防災力の向上に向けた都市基盤の整備改善に取り組んできており、令和 3 年に熊本駅白川口駅前広場や熊本駅ビルが完成するなど、一連の整備が完了した。

桜町・花畑周辺地区においては、これまで中心市街地の再デザインを行ってきており、令和元年には、再開発事業により、熊本城ホール、商業施設、ホテル、バスターミナルが開業し、令和 3 年には、一年を通して多様なアクティビティが開催され、日常時は憩いの場として、にぎわいと潤いに満ちた上質な空間となるシンボルプロムナードと公園を含む花畑広場が全面供用開始した。

今後は、時代の変化を見据えた、迅速かつ柔軟な対応を行いながら、整備した都市基盤を最大限に利活用し、これらの集客を中心市街地全体へ回遊させるしかけが必要である。

4 章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 熊本駅周辺エリア魅力発信事業

【事業実施時期】	平成２８年度～		
【実施主体】	西区にぎわいづくり実行委員会		
【事業内容】	熊本駅周辺地区において、地域住民と民間事業者、行政が連携し、地域の課題解決に取り組むとともに、熊本駅周辺におけるイベント開催等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	熊本駅周辺地区において、地域住民が主体となり、地域の課題解決に取り組むことで、まちづくりへの機運醸成を図られるとともに、九州新幹線を利用した観光客やビジネス客の中心市街地への入り口である熊本駅周辺地区において、新たな魅力発信や賑わいの創出を行うことで、当該地区のみならず、中心市街地全体の活性化が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【事業名】花畑広場にぎわい創出事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	花畑広場（くまもと街なか広場、辛島公園及び花畑公園）において、盆踊り、アートフェスティバル等の多様なイベント開催によるにぎわいを創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	多くの人々が集い、憩い、交流する中心市街地の重要な結節拠点である花畑広場において、魅力の向上や賑わいの創出など、中心市街地の活性化が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】市内中心部放置自転車対策事業

【事業実施時期】	平成２３年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	放置自転車対策として駐輪場の利用啓発、放置自転車の撤去を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、放置自転車が解消され、自転車を利用しやすい環境が整うとともに安全で安心して快適に歩くことができる歩行者空間や都市景観の改善が実現することになるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【事業名】新庁舎整備事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	本庁舎等（本庁舎・議会棟・中央区役所）の整備を行う。（整備の具体化に必要な詳細調査、資金計画等を含む）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本庁舎等が周辺地域に与える影響は、経済波及効果、地域防災力の向上など多岐にわたることから、市民協働や交流に資する気軽に市民が集える新庁舎を目指すとともに、庁舎単体の在り方のみならず、庁舎を核としたまちづくりを目指すことにより、中心市街地全体の賑わいや回遊性の向上、地域・経済交流が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業 ※詳細調査、資金計画等にかかる経費のみ対象		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】新庁舎整備推進事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	本庁舎等整備に係る市民への情報提供・意見聴取等を行う。（合意形成事業）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本庁舎等が周辺地域に与える影響は、経済波及効果、地域防災力の向上など多岐にわたることから、市民協働や交流に資する気軽に市民が集える新庁舎を目指すとともに、庁舎単体の在り方のみならず、庁舎を核としたまちづくりを目指すことにより、中心市街地全体の賑わいや回遊性の向上、地域・経済交流が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業 ※事業性評価、合意形成等にかかる経費のみ対象		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【事業名】 庁舎周辺まちづくり推進事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	新庁舎整備を契機とした庁舎周辺のまちづくりを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本事業により、中心市街地における新たな都市機能の誘致、老朽建築物の建替え促進、賑わい・回遊性向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業 ※詳細調査、資金計画、事業性評価、合意形成等にかかる経費のみ対象		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 辛島公園地下駐車場整備事業

【事業実施時期】	平成29年度～令和7年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	辛島公園地下駐車場の機能更新（耐用年数を超過した設備（受変電設備・自家発電設備・給排気ファン等）の更新）を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地に位置する辛島公園地下駐車場において、利用者の多様なニーズへの対応など利便性向上と施設の安定運営を図るとともに、駐車場の集約による中心市街地の土地の有効利用や商業の活性化を図ることで、本市が目指す“車中心”から“人中心”への転換を推進できるため。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和7年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】熊本駅新幹線口駅前広場交通対策事業

【事業実施時期】	令和２年度～令和１０年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	駅前広場の交通混雑の解消、円滑な歩行や賑わいの創出などを目的として、歩行者の動線や、タクシー・バス・一般車の乗降、待機スペースの配置を見直す改善・改修を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	当事業は、駅前広場の整備によって、駅周辺の交通混雑の解消や円滑な歩行が可能となるとともに、商業施設の誘致によって賑わいの創出等に寄与するため。		
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	令和８年度～令和１０年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】主要地方道熊本高森線（唐人町通り）の道路空間美装化事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和8年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	新町・古町地区の中心に位置し、地域主体による歴史的建造物等の活用が進められている「唐人町通り」において、歴史ある町並みの持続的な継承・成長を図るため、賑わいや回遊・滞留につなげるための道路空間整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	当事業は、新町・古町地区について、歴史ある町並みを活かし、中心市街地の魅力向上や賑わいの創出等に寄与するため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【事業名】グリーンインフラ整備推進事業

【事業実施時期】	令和４年度～令和８年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	中心市街地や一級河川白川沿い、熊本駅周辺において、緑の多機能性を活用し、オープンスペースでの賑わいの創出や良好な歩行空間を形成することで、時間や距離を感じさせない魅力ある空間整備（白川右岸緑地再整備等）による地区全体の一体的なまちづくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	当事業により、中心市街地や一級河川白川沿い、熊本駅周辺において、賑わいの創出や良好な歩行空間を形成することで、中心市街地における来街者の増加が図られるため。また、緑の多機能性を活用した、防災機能を有する施設整備を行うことで、自然環境との共生を図り、安全なまちづくりが促進されるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（グリーンインフラ型都市構築支援事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和８年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】熊本駅周辺道路整備事業

【事業実施時期】	平成27年度～令和5年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	春日2丁目世安町第1号線（二本木口交差点）の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	「熊本駅周辺地域整備基本計画」及び「道路整備プログラム」の中期A（概ね10年以内に成果が見えるもの）に位置づけられている当路線を整備することで、安全な歩行空間、良質な都市空間の確保を図り、市街地環境向上に配慮した熊本駅周辺地区のまちづくりが促進されるため。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和5年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【事業名】自転車走行空間整備事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和12年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	「熊本市自転車活用推進計画」に基づき、自転車レーン（専用通行帯）等の整備を行う。 活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	「熊本市自転車活用推進計画」に基づき、自転車が利用しやすい環境や快適な走行空間を整備することで、安全に安心して利用できる歩行者・自転車空間の形成や都市環境の改善が図られるため。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】中心市街地まちづくり推進事業

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	辛島公園北側道路の歩行者空間化を見据えた社会実験等を行い、「人々が活発に交流し、にぎわうまちづくり」を目指すとともに桜町・花畑地区におけるエリア防災の運用及び避難誘導マニュアルの作成等を行い、「誰もが、安心して安全に過ごせるまちづくり」を目指す。 活性化を実現するための位置付け及び必要性		
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本市のシンボルである熊本城に隣接する桜町・花畑地区に位置する辛島公園北側道路を歩行者空間化することでにぎわい創出及び回遊性向上が図られるため。 エリア防災の運用及び避難誘導マニュアルの作成等を行うことで、安心して過ごせる安全なまちづくりを行い、まちなかの居住促進が図られるため。		
【支援措置名】	①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）②都市安全確保促進事業		
【支援措置実施時期】	①令和5年度～令和7年度 ②令和5年度～令和6年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【事業名】ウォーカブル都市推進事業

【事業実施時期】	令和２年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本市民会館前道路等における道路空間再配分（歩道の拡幅）や利活用及びまちなか舗装の高質化の検討等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	当事業により、中心市街地において、「昼も夜も誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間」が創出され、賑わいや魅力の創出が促進されるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】熊本駅新幹線口駅前広場交通対策事業（再掲）

【事業実施時期】	令和２年度～令和１０年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	駅前広場の交通混雑の解消、円滑な歩行や賑わいの創出などを目的として、歩行者の動線や、タクシー・バス・一般車の乗降、待機スペースの配置を見直す改善・改修を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	当事業は、駅前広場の整備によって、駅周辺の交通混雑の解消や円滑な歩行が可能となるとともに、商業施設の誘致によって賑わいの創出等に寄与するため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和７年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

4 章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

(4) 国の支援がないその他の事業

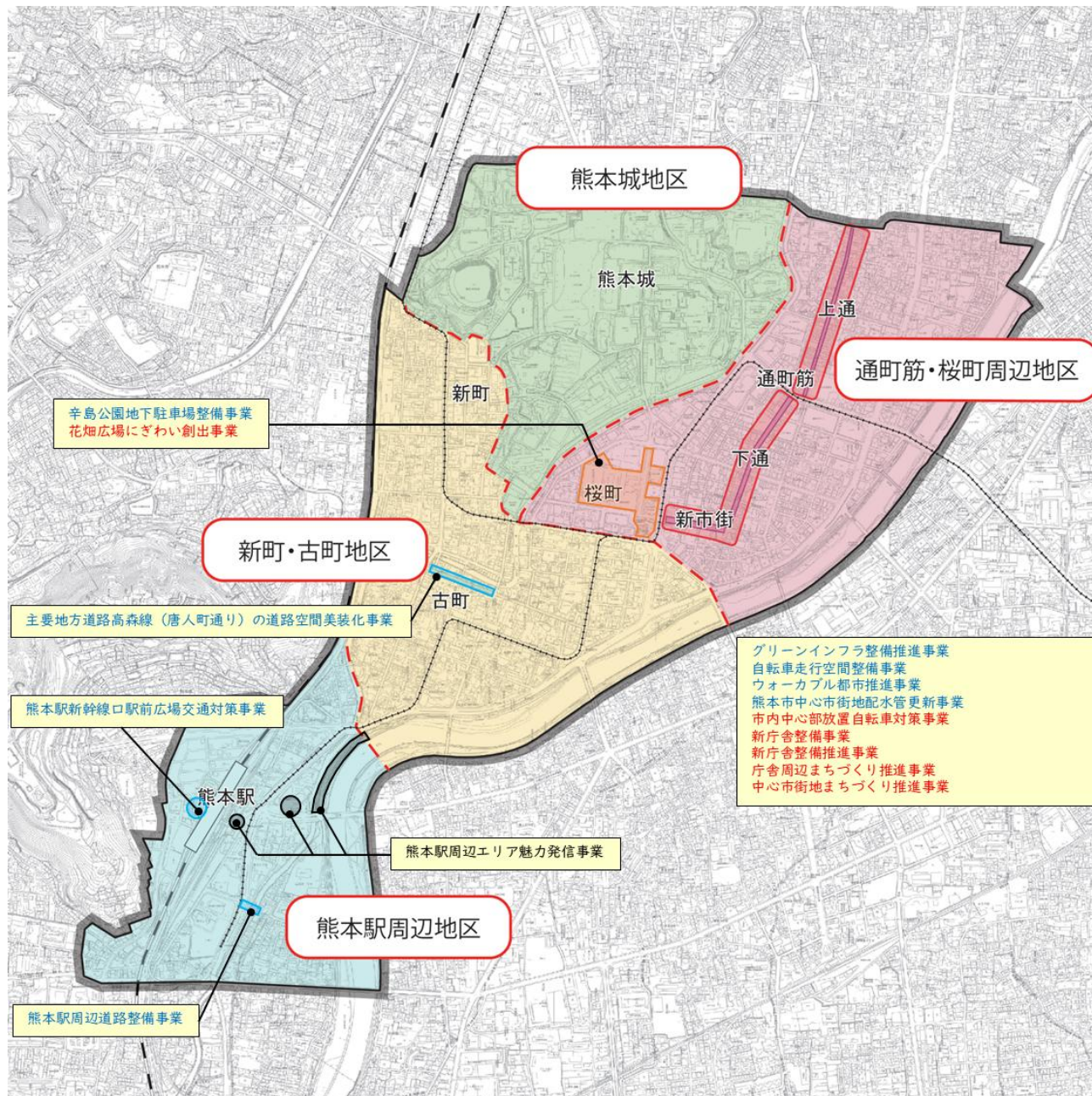
【事業名】熊本市中心市街地配水管更新事業

【事業実施時期】	令和３年度～令和１１年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	下通・新市街周辺地区において、災害に強く、安全でおいしい水道水の安定供給を図るため、老朽化した水道管を耐震管へと更新を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	「水道施設更新計画」に基づき、中心市街地において、老朽化した配水管を耐震管に更新することで、将来にわたり安全でおいしい水道水の安定供給が図られ、まちなか居住の促進及び経済活動の下支えに繋がるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業実施箇所図

凡例	行政	民間 (行政+民間含む)
ハード	青	緑
ソフト	赤	黒



5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕 都市福利施設の整備の必要性

（1）現状分析

本市の中心市街地には、これまで、文化的な催しの場合等に活用されている施設として、熊本市市民会館、熊本市国際交流会館、熊本市子ども文化会館、県民交流会館パレアなどが立地しており、他都市で開催されているような大規模な地域交流のための施設については十分とはいえない状況であったが、令和元年に展示ホール、会議室、メインホール等を有する、大規模な都市福利施設である熊本城ホールが開業した。

医療・福祉施設に関しては、国立病院機構熊本医療センターが立地している。以前はそれ以外に2つの総合病院が中心市街地近隣に位置し、市電で通院可能な位置にあったが、平成7年と平成9年に相次いで郊外部に移転し、高齢者等交通弱者にとっては不便な状況となっていた。その後、平成21年に国立病院機構熊本医療センターが現在地で建て替えられ、機能が拡充されたことにより、郊外部に移転した病院の役割を担っている。

教育施設・文化施設に関しては、熊本市立熊本博物館、熊本市現代美術館、熊本県伝統工芸館、熊本県立美術館などがあるが、昭和53年に現在の建物が新築された熊本博物館は老朽化の進行に加え、収蔵物の保存・整理の方法や、展示物が時代にそぐわないといった問題があったことから、改修を進めてきた。熊本市現代美術館では、外部評価導入民間活力の導入により、展示物の改革など魅力づくりに努めてきた。

しかしながら、どの施設においても、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大による人流の制限により、利活用の低下が見られている。

（2）都市福利施設の整備の必要性

九州中央の交流拠点として本市が発展していくためには、文化的な催しの場合等に活用する施設は不可欠であり、交通利便性が高く、観光文化施設である熊本城と中心商店街を“つなぐ”重要な位置となる桜町・花畑周辺地区に完成した熊本城ホールを最大限に活用する必要がある。

この熊本城ホールにおいて、市民の交流促進を行うことはもとより、県内外からの集客を強化し、熊本市市民会館、熊本市国際交流会館等の周辺都市福利施設との連携を推進することで、中心市街地の交流人口の増加を図る必要がある。

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔2〕 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 こども文化会館子育て支援事業

【事業実施時期】	平成7年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	児童に遊びや学びの機会と場を提供するとともに、こどもたちの自主性や創造性など豊かな感性や思いやりの心を養うため、夏休み納涼祭や野外活動、絵本の読み聞かせなどのふれあい・交流事業や、体力向上を目的とした運動事業、ものづくりを楽しむ工作事業などの活動を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	中心市街地における市内最大の子育て支援拠点施設として、こどもの遊びや学習する場を整備し、地域や年齢の違いを超えて互いにふれあい交流できる活動を行うことで、ファミリー層の中心市街地への居住が促進され、交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 熊本市民会館文化芸術活動支援事業

【事業実施時期】	平成30年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本市民会館にて舞台やコンサート等のイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	舞台やコンサート等のイベントを開催することで、中心市街地での文化芸術活動の支援や文化芸術鑑賞機会の創出につながり、地域や経済の活性化促進が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

【事業名】 熊本市現代美術館文化芸術活動支援事業

【事業実施時期】	平成 1 8 年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本市現代美術館にて展覧会を開催する。また、行政や中心商店街と協力し、美術を生かしたまちづくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地で展覧会等を行うことにより、来街者の増加に繋がる。また、中心商店街等と連携し市民が芸術文化に触れる機会を作りまちづくりにつなげることで、中心市街地における交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 1 0 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当事業なし

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 街なか子育てひろば事業

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	現代美術館内に子育て支援スペースを設置し、地域子育て支援拠点施設の運営を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	公共交通機関の結節地点である中心市街地に、日曜日や祝日も気軽に立ち寄れる「地域子育て支援拠点」を置くことで、既存の子育て支援センターを利用しづらい子育て家庭を支援することにより、子育てしやすい環境を提供し、ファミリー層のまちなか居住を促進するため。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 くまもと森都心プラザ人材・情報交流促進事業

【事業実施時期】	平成２３年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本駅前の「知」の拠点として、ビジネス支援施設のほか、図書館やホール・会議室、子育て支援施設等で構成される複合施設の運営を通じ、熊本駅周辺の発展、及び市域全体の活性化に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」		
【活性化に資する理由】	ビジネス支援施設を通じた中小企業・起業家等への支援や図書館での様々な情報の蓄積・提供、ホールや会議室での多様な催しなど、多様な機能を有する施設が有機的に連携することで相乗効果を生み出し、情報交流や賑わい作りの拠点となることで、地域の魅力や活力の創出に資するため。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和９年度	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】	区域内		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

【事業名】熊本市国際交流会館国際交流推進事業

【事業実施時期】	平成6年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	市民及び在住外国人の交流を促進し、もって熊本市の国際化の進展に寄与するために設置した熊本市国際交流会館において、異文化を体験するイベントや文化芸術に触れる企画等、様々な多文化交流を実施し、中心市街地の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	当事業により、在住の外国人の方々への必要な情報発信を行うとともに、外国人が安心して生活できるような避難訓練をはじめとする各種施策の展開、友好都市や各国を紹介する国際化に資するイベント等では、会館前のオープンスペース等も活用し、事業を行うことで、中心市街地での多文化交流が図られるため。		
【支援措置名】	①外国人受入環境整備交付金 ②文化芸術振興費補助金 ③教育支援体制整備事業費補助金		
【支援措置実施時期】	①令和5年度～令和9年度 ②令和5年度 ③令和6年度～令和9年度	【支援主体】	①出入国在留管理庁 ②③文部科学省
【その他特記事項】	区域内		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(4) 国の支援がないその他の事業

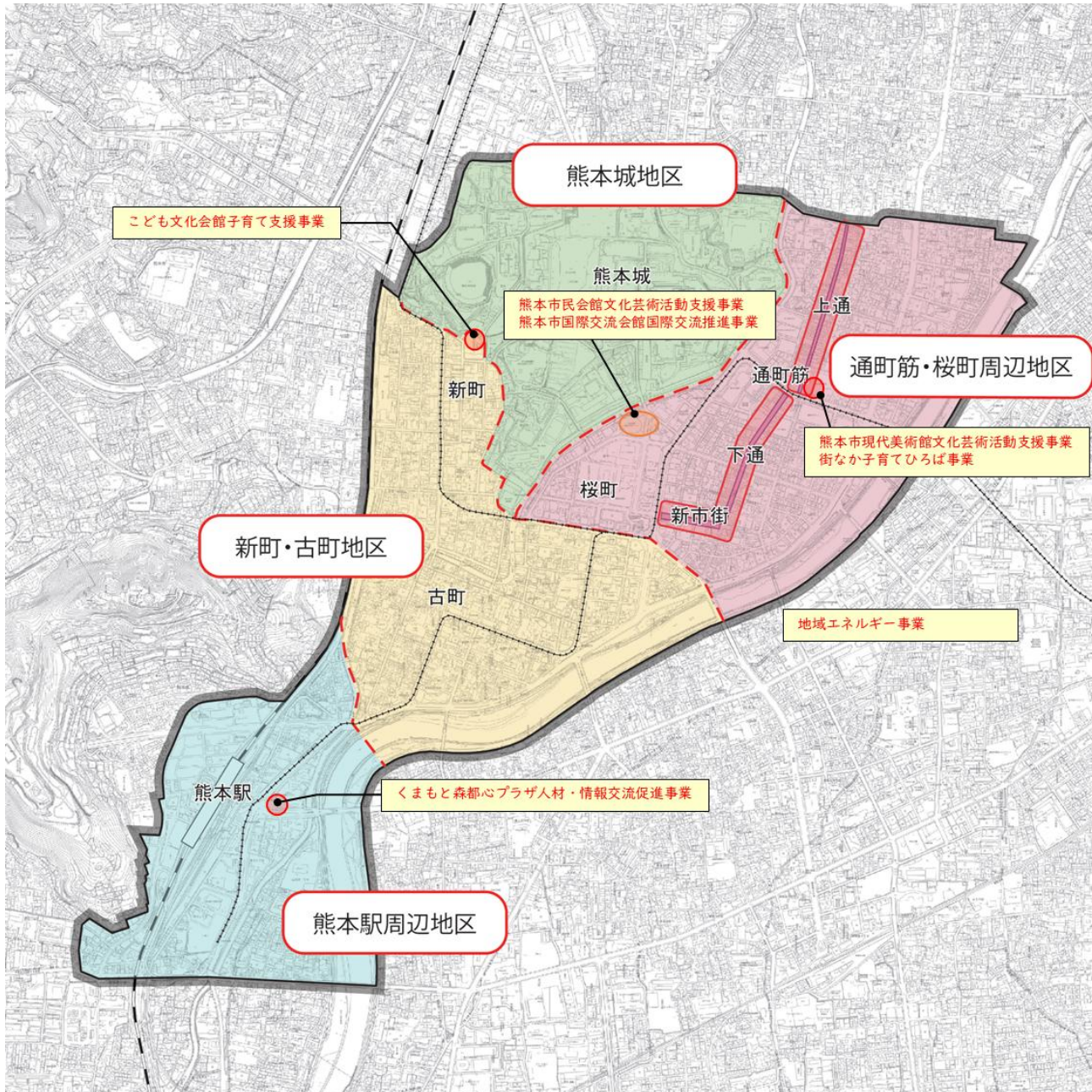
【事業名】 地域エネルギー事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	市有施設におけるエネルギーの最適化と災害に強い自立分散型エネルギーシステムの構築を目的として、本市の廃棄物処理施設で発電した電力の市有施設における活用や大型蓄電池の整備など、全庁的なエネルギーマネジメント等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	桜の馬場観光交流施設における大型蓄電池の整備や運用が、市有施設における脱炭素化と災害に強いまちづくりの推進など、魅力あるまちづくりにつながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業実施箇所図

凡例	行政	民間 (行政+民間含む)
ハード	青	緑
ソフト	赤	黒



- 6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

（1）現状分析

中心市街地の人口は減少傾向が続いていたが、平成12年から平成27年にかけては、増加に転じている。その要因は、中心市街地においてマンションの新規供給戸数が増加したためと考えられる。

しかし、中心市街地におけるマンションの新規供給戸数はその後も現在まで増加しているものの、平成28年4月に発生した熊本地震の影響もあり、中心市街地の居住人口が減少している。一方、高齢化が進む中で、中心市街地における高齢化率はこれまで大きな変化はないものの、市全体の高齢者人口は令和27年まで増加する見込みとなっており、今後、中心市街地においても高齢者人口が増加することが予想される。

市全体の年齢階級別純移動数は、平成26年以降、転出傾向にあり、特に、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）について、その傾向が強く見られる。

本市において、令和2年（令和元年10月～令和2年9月）は転入超過ではあったものの、特に若い世代の転出入が多いことが分かっており、本市独自の転出入者アンケート調査では、職場の転勤や就職したい仕事は市外にあるなど、仕事に関する理由が主な要因であった。若い世代の市外流出によって、さらなる少子化と地域の衰退につながっていくことが懸念されている。

また、新町・古町地区においては、西南戦争以降に復興された町屋が残っており、町屋の利活用を進め、城下町風情の感じられるまちづくりを推進しているものの、耐震性や維持管理の問題等から空き家となり解体されるケースも増えている。

（2）街なか居住の推進の必要性

このような現状から、中心市街地に集積している都市機能を活かしながら、誰もが安全に安心して暮らすことができる住環境の整備を推進し、街なかに居住誘導することで、にぎわいの創出へとつなげていく必要がある。

そのためには、マンションの適正な維持管理の推進とともに、城下町らしさを創出できる町屋の長寿命化や、耐震性の劣る木造住宅等の耐震改修やバリアフリー化の推進、さらには、魅力のある景観形成や移動しやすく暮らしやすい環境の整備が必要である。

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 中心市街地ごみ対策事業

【事業実施時期】	平成３０年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	中心市街地の関係団体と連携して、不法投棄対策やまち美化を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３　安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	３　中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本事業により、中心市街地において、ごみの不法投棄への対策や商店街の美化等を行い、誰もが安心して生活できるような対策を行うため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 不法投棄監視事業

【事業実施時期】	平成30年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	中心市街地の不法投棄物の早期発見、未然防止のため、定期的な監視パトロールを行い、道路上の散乱ごみの清掃を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本事業により、中心市街地において、ごみの不法投棄への対策や商店街の美化等を行い、誰もが安心して生活できるような対策を行うため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】 マンション適正管理支援事業

【事業実施時期】	平成２０年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	マンションの適正な維持管理の誘導を図るためのセミナー開催、マンション管理士派遣、無料相談会開催及び耐震化支援などを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３　安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	３　中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	昭和５６年５月３１日以前に着工した分譲マンション（１,０００㎡以上）の耐震診断や耐震改修を支援することで、市民の住宅に対する耐震化の意識を高めると共に、地震があった場合の被害軽減を図り、より安全で安心な住環境の整備を促し、まちなか居住が促進されるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業)）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】 景観条例関係事業

【事業実施時期】	平成 1 1 年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本市景観条例で指定した景観重要・形成建造物の保存・修景工事の一部助成を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	地域の歴史の深みと個性的な景観を特徴づけることで、まちの魅力を高め、交流人口の増加、回遊動線の形成による熊本駅から中心商店街への誘客により、商店街の活性化を図るとともに、熊本地震により被災した景観重要・形成建造物の復旧とともに保存・活用に取り組み、まちの魅力向上によりまちなか居住を促進することで、中心市街地の活性化が図られるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）		
【支援措置実施時期】	令和 5 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【事業名】 城下町の風情を感じられる町並みづくり事業

【事業実施時期】	平成 2 3 年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	新町・古町地区内で町並みづくりガイドラインに沿った町屋や一般建造物の修景等に対して財政支援を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	熊本駅と熊本城を結ぶ新町・古町地区において、町屋等の保存活用を行うことで、城下町の風情を感じられる町並みづくりを進め、交流人口の増加、回遊動線の形成による熊本駅から中心商店街への誘客により、商店街の活性化を図るとともに、まちの魅力向上によりまちなか居住を促進することで、中心市街地の活性化が図られるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）		
【支援措置実施時期】	令和 5 年度～令和 1 2 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業

【事業実施時期】	平成９年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	在宅の高齢者及び障がい者の住宅を改造する場合の経費の一部助成を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３　安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	３　中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	中心市街地に住む高齢者及び障がい者が増加している中、より安全で安心な住環境の整備を促すことで、まちなか居住の促進が図られるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業)）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【事業名】町屋利活用モデル事業

【事業実施時期】	令和３年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	町屋等の歴史的建造物を利活用し、地域活性化や観光振興に資する事業（多様な来訪者の見込める店舗や交流施設等）を行う「モデル町屋」を選定し、必要な経費の一部を支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２　にぎわいの創出と回遊性の向上 ３　安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	２　中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３　中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本事業により、熊本市城下町地区（新町・古町地区）及び川尻地区における、町屋等の歴史的建造物の保存・活用を推進することで、まちの魅力の向上が図られ、街なか居住の促進にも繋がるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和１２年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】住宅・建築物耐震化促進事業

【事業実施時期】	平成２０年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	平成１２年５月３１日以前に着工した戸建木造住宅（３階建以下）の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３　安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	３　中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本事業は、住宅の耐震診断及び耐震改修を促進することで、地震による被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、平成２０年度より実施している。熊本地震を受けて市民の住宅に対する耐震化の意識が高まり、平成２８年度は耐震診断への申込件数が例年の１０倍以上となった。より安全で安心な住環境の整備を促すことで、まちなか居住を促進することができるため。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【事業名】 あんしん住み替え相談窓口事業

【事業実施時期】	平成29年度～		
【実施主体】	熊本市居住支援協議会		
【事業内容】	高齢者、障がい者、子育て世帯等（住宅確保要配慮者）を対象とした民間賃貸住宅等への住み替えについての相談窓口の運営を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	近年、高齢者や障害者、子育て世帯などは、民間賃貸住宅で入居時に制限を受けることが多く見受けられるなかで、既存ストックを有効活用して、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等へ住み替えできる環境を整備することで、まちなか居住の促進が図られるため。		
【支援措置名】	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（住宅確保要配慮者居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】 中心市街地建て替え促進事業（まちなか再生プロジェクト）

【事業実施時期】	令和２年度～令和１１年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	中心市街地の老朽建築物の建て替え等に対する財政支援を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２　にぎわいの創出と回遊性の向上 ３　安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	２　中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３　中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	老朽建築物の建て替えを促進し、中心市街地の防災力を向上させるとともに、にぎわい施設への建て替えを推進することにより、「昼も夜もだれもが歩いて楽しめる魅力的な都市空間」の形成が図られるため。また、中心市街地の拠点性を高め、交流人口の拡大、商店街の活性化が図られるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和１１年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【事業名】 夜間景観推進事業

【事業実施時期】	令和３年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	魅力ある夜間景観の形成に向けて、中心市街地の他、市内各所において、本市が保有する照明機材等を活用し、市民協働で新たな地域資源の演出や市民参加型の照明実験（ライトスケープ・キャラバン）に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２　にぎわいの創出と回遊性の向上 ３　安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	２　中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３　中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本事業を推進することで、熊本城や周辺の回遊道の光の演出等、熊本ならではの魅力ある夜間景観を創出し、中心市街地への滞在時間の長期化が促されるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和７年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】 良好な景観の形成に向けた事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和５年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	光のマスタープラン、公共サインガイドライン及び屋外広告物ガイドラインの策定並びに景観計画の改定を行い、良好な景観の形成に向けた指針作成を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２　にぎわいの創出と回遊性の向上 ３　安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	２　中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３　中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	光のマスタープラン、公共サインガイドライン及び屋外広告物ガイドラインの策定並びに景観計画の改定を行い、良好な景観の形成を促進することで、中心市街地の魅力向上が図られるため。		
【支援措置名】	景観改善推進事業費補助		
【支援措置実施時期】	令和５年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【事業名】バリアフリーマスタープラン関連事業

【事業実施時期】	令和３年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方を共有し、移動しやすい環境を作り出し自立と共生のまちづくりにつなげるため、バリアフリーマスタープラン及びバリアフリーマスタープラン実施計画の策定を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	面的・一体的なバリアフリー化を推進し、誰もが移動しやすい環境を構築することにより、中心市街地活性化に資するため。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業		
【支援措置実施時期】	令和４年度～令和５年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】市電緑のじゅうたん敷設工事

【事業実施時期】	平成２２年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	緑の少ない中心市街地に新たな緑を創出するものとして市電の軌道敷内に芝を張り緑化を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	当事業は、中心市街地内における路面電車の路線内において緑地化を促進し、CO2削減など脱炭素に寄与するとともに、都市景観の魅力向上が図られるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

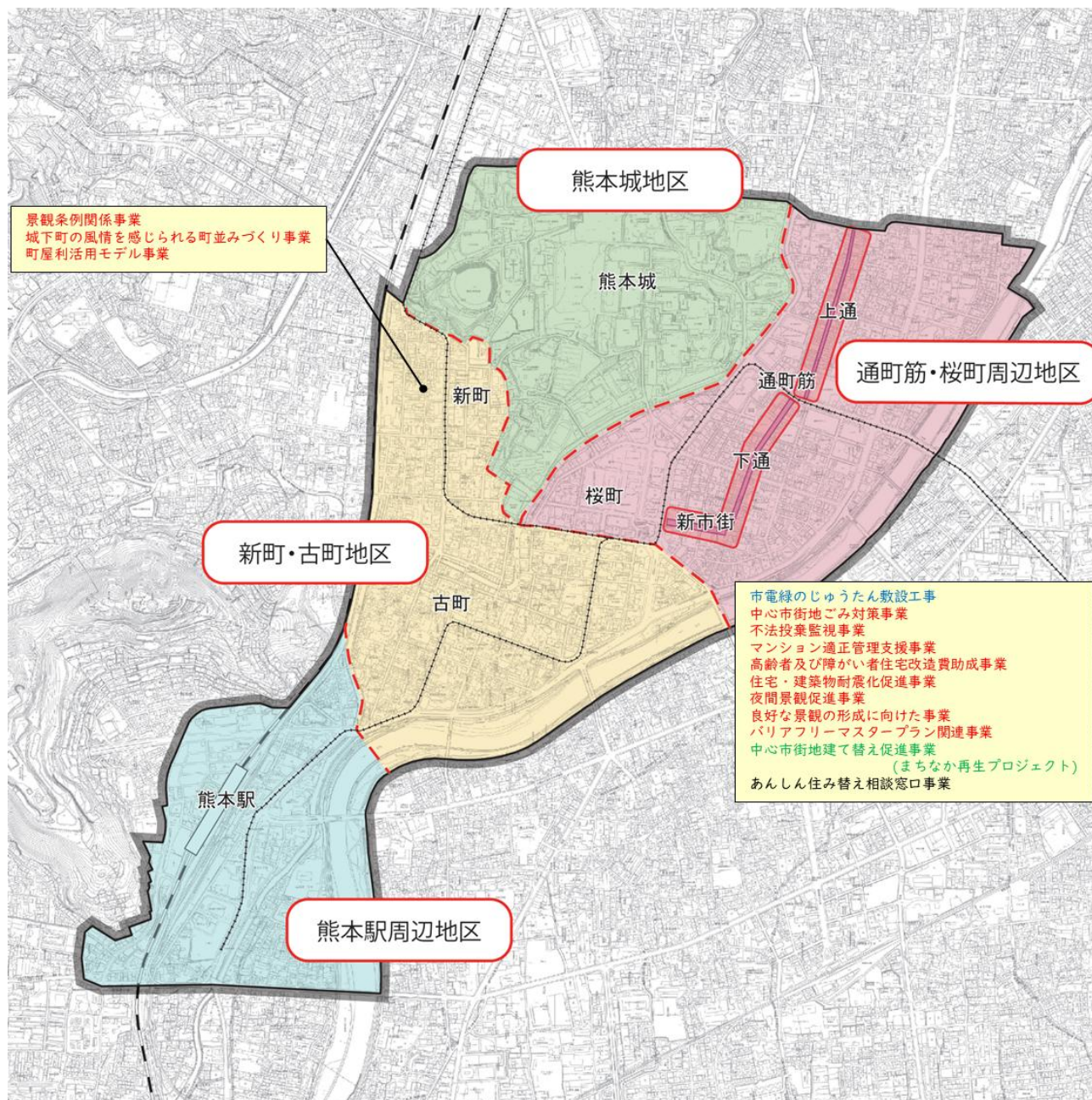
(4) 国の支援がないその他の事業

該当事業なし

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

事業実施箇所図

凡例	行政	民間 (行政＋民間含む)
ハード	青	緑
ソフト	赤	黒



7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕経済活力の向上の必要性

（1）現状分析

中心市街地の事業所数は、7,964事業所（H3）から5,190事業所（H28）、従業者数は、70,864人（H3）から56,919人（H28）と減少傾向にある。

また、事業所数、従業員数ともに中心市街地のシェアは減少しており、平成24年以降はどちらも18%程度で横ばいとなっている。

そのような中、中心市街地においては、熊本県唯一の百貨店や商店街が集積していることに加え、令和元年には桜町に再開発事業により、149店舗からなる大型商業施設が開業し、令和3年には熊本駅周辺に186店舗からなる大型商業施設が立て続けに開業するなど、本市の商圈形成に大きく寄与し、経済活力の向上が期待されている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による人流やイベント等の制限により、著しい経済活動の低下が見られており、中心市街地の主な商店街の空き店舗率は、平成23年から平成28年まで7～8%と高止まりしていたものが、平成28年以降5%程度まで減少したものの、令和3年度は約10%と大きく増加している。

さらに、今後人口減少社会になっていくことから、中心市街地の交流人口及びまちなか居住の拡大により、商業機能の回復、経済活力の向上を図ることが喫緊の課題となっている。

（2）経済活力の向上の必要性

中心市街地の活性化を図るためには、地場産業や消費者ニーズにあった産業の育成、市内外での企業誘致などにより、にぎわいづくりに欠かせない中心商店街の商業機能の集積を高めていく必要がある。

また、周辺都市との差別化を図った特色のあるイベントの開催により、市内外からの交流人口を拡大させ、回遊性を向上させることにより、中心商店街での集客増加を図る必要がある。さらに、コロナ後の生活様式の変化への対応により、中心市街地の経済活力の向上を図ることが必要となっている。

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

当該事業なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 くまもと体験プログラム

【事業実施時期】	継続中（開始時期不明）		
【実施主体】	（一財）熊本国際観光コンベンション協会		
【事業内容】	地元のひととふれあえる体験型プログラムの提供により、地域と人をつなぐことを目的として、体験プログラムを掲載したパンフレットの作成・配布を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街の店舗で体験できるコースを設定することで、中心商店街を訪れる仕組みをつくり商店街の活性化が図られるため。着地型観光素材として、多くの体験型プログラムを作成し、観光地以外の熊本の魅力を感じてもらい、リピーター（熊本ファン）を増やすことにより、交流人口の拡大が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】 くまもと水ブランド情報発信事業

【事業実施時期】	平成 1 8 年度～令和 5 年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	市民生活の基盤である地下水を「くまもと水ブランド」として PR するため、中心市街地において企業等と連携して、地下水保全につながる食材を販売するなど、官民協働の啓発イベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本イベントでは、地元産の食材の販売や、子どもが楽しめるワークショップなど様々なジャンルの出展があり、幅広い年代の来場者が見込まれ、中心市街地の歩行者通行量の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 ファッションの街くまもと魅力創出事業

【事業実施時期】	平成28年度～令和5年度		
【実施主体】	ファッションの街くまもと魅力創造実行委員会		
【事業内容】	若者・女性への訴求力が強いファッションイベント「まちなかコレクション」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	地元ファッション関連産業の活性化やファッションイベントの開催により、若年層・女性の地元就職率の向上が図られ、また、関連産業の振興、交流人口の増加、購買促進により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和6年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 企業立地促進事業

【事業実施時期】	平成１１年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	本市に立地した企業で、本市が指定する要件を満たした企業に対し補助金の交付を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」		
【活性化に資する理由】	事業所の新設や増設に対して助成を行い、新設・増設を促進することで、雇用者の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 首都圏企業誘致活動事業

【事業実施時期】	平成２３年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	企業訪問や展示会への出展、市長との懇話会を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」		
【活性化に資する理由】	首都圏企業の企業誘致を促進し、既立地企業の事業拡大を図ることで、市民の雇用機会の拡大、雇用者数の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 地産地消フェア開催事業

【事業実施時期】	平成 1 7 年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	農水産物等の販売会を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、地産地消の農水産物等の販売会を行うことで、中心市街地の拠点性が高まり、交流人口が増加することで、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 1 0 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業

【事業実施時期】	平成１６年度～令和５年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	花畑広場等において、「食」や「体験型」のイベント「城下町大にぎわい市」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	花畑広場等において、にぎわいイベントを開催することで、来街者の増加を図り、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和６年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】商店街活性化対策事業

【事業実施時期】	平成 1 3 年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	商店街等が実施するにぎわい創出を目的としたイベントや研修事業の開催をはじめ、交流人口の拡大に資する来街者の受入環境整備や産官学等が連携した地域資源の活用を図る事業に対して支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	商店街等が主体的に行う事業への支援を行うことで、継続的ににぎわいの創出や交流人口の拡大による経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 1 0 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】安全安心まちづくり推進事業

【事業実施時期】	平成 1 8 年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	繁華街等における違法行為の防止に資するパトロール、広報啓発活動等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業は、日中は繁華街の安全安心パトロール、夜間は客引き行為等の禁止に伴うパトロールを実施しているものである。本事業の実施により、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに中心市街地のにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することができるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 1 0 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】にぎわいづくり推進事業

【事業実施時期】	昭和53年度～		
【実施主体】	火の国まつり運営委員会、お城まつり運営委員会		
【事業内容】	「火の国まつり」「お城まつり」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	官民協働でのイベント等により新たな観光資源の掘り起こしを行い、中心市街地のにぎわいを創出し、交流人口の増加により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 くまもと大邦楽祭

【事業実施時期】	平成５年度～		
【実施主体】	くまもと大邦楽祭実行委員会		
【事業内容】	熊本市市民会館にて箏曲や尺八等の和楽器を使った邦楽の全国コンクール及び、子どもたちによる邦楽の演奏会を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、市民が文化活動に触れる機会を創設することで、文化芸術活動への市民参加を推し進めるとともに、中心市街地における交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 草枕国際俳句大会事業

【事業実施時期】	平成 8 年度～		
【実施主体】	「草枕」国際俳句大会実行委員会		
【事業内容】	毎年 11 月に俳人夏目漱石を顕彰し、熊本と俳句の魅力を国内外へ発信する国際俳句大会「草枕国際俳句大会」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、かつて第五高等学校教員として熊本市に住んでいた「漱石」と俳句のまち「熊本」をPRすることによって中心市街地を訪れる観光客の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 1 0 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 植木市開催事業

【事業実施時期】	継続中（開始時期不明）		
【実施主体】	くまもと春の植木市実行委員会（熊本市・くまもと植木市振興会）		
【事業内容】	熊本駅近くの白川河川敷において、毎年２月～３月頃に、伝統的な庭園樹や庭石、盆栽などの他、日本の「粋」を感じることが出来る骨董や観賞魚等の販売会を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、長年続く伝統的な植木市の開催により、国内外からの交流人口を拡大し、回遊性を向上させることにより、中心市街地での集客増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 TGCガーデンくまもと

【事業実施時期】	令和元年度～令和5年度		
【実施主体】	TGC 熊本関連イベント実行委員会		
【事業内容】	「TGC熊本」の関連イベントとしてステージイベント等を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	「TGC熊本」の関連イベントを中心市街地で開催することで、まちなかの賑わい創出、交流人口の増加により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和6年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 中心商店街地区魅力向上事業

【事業実施時期】	平成 1 4 年度～		
【実施主体】	STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会		
【事業内容】	中心市街地において、音楽等のイベント「STREET ART-PLEX KUMAMOTO」を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街において、音楽等のイベント（STREET ART-PLEX KUMAMOTO）を頻繁に開催することで、にぎわい創出、交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 1 0 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 桜の馬場観光交流施設管理運営事業

【事業実施時期】	平成21年度～令和12年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本城のエントランス部分に当たる桜の馬場地区に、熊本城の歴史的背景を深く掘り下げ、今のお城をリアルタイムに見ることができる体感型ミュージアム等を運営することで、熊本城への来園だけにとどまらない観光客の流れを作り、中心市街地への誘引を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	熊本城エントランス部分にあたる桜の馬場地区において、PFI事業として民間事業者のノウハウや技術的能力を活用した創設運営を行うことにより、観光客の誘客や市街地への回遊性の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】熊本城おもてなし事業

【事業実施時期】	平成24年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本地震から復旧の進む熊本城を訪れた観光客にむけ、「熊本城おもてなし武将隊」による定時演武披露や記念イベントの開催などのおもてなし活動を通じ、「熊本城」及び「くまもと」の魅力・知名度及び満足度向上を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業は、主に熊本城や周辺において、「熊本城おもてなし武将隊」によるパフォーマンスに加え、SNS（Twitter）を通じ、観光客を対象に魅力度や知名度を向上させ、賑わいの創出を図るものであるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】文化芸術支援事業

【事業実施時期】	令和２年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	地元アーティストと、発表の場を提供できる店舗等を WEB 上に登録し、マッチングイベントを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業に登録するアーティストと市街地周辺の店舗等によるマッチングイベントを実施することにより、交流人口が増加し、中心市街地における賑わいの創出が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】MICE誘致戦略事業

【事業実施時期】	平成２７年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	ＭＩＣＥ誘致活動、コンベンション開催の助成を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	熊本城ホールなどに国際会議を誘致することで、中心市街地における賑わいが向上するため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】インバウンド誘客対策事業

【事業実施時期】	継続中（開始時期不明）		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	中心市街地には熊本城をはじめとする主要な観光・文化施設が存在しており、復興に向けた観光振興として、復旧が進む熊本城をはじめとした観光資源の国外へのPRを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地には熊本城をはじめとする主要な観光・文化施設が存在しており、復興に向けた観光振興として、「元気な熊本」を国外に情報発信、観光資源をPRすることで、来街者の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】熊本城マラソン事業

【事業実施時期】	平成２３年度～		
【実施主体】	熊本城マラソン実行委員会		
【事業内容】	「熊本城マラソン」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	市民マラソン大会の開催により、多くの県外・市外参加者が来訪することから、交流人口の増加が図られ、また、宿泊する県外・市外参加者を中心商店街に回遊させることにより、商店街の経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】観光戦略事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	観光WEBサイトにおける情報発信、観光案内所の運営や熊本国際観光コンベンション協会が行う観光客誘致・受入事業に対する補助を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	デジタルマーケティングや観光案内所におけるニーズ調査に基づき、総合的な観光プロモーションを展開することにより、観光客の誘致による賑わいの向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】熊本城特別公開関連事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	入園券等の販売においてキャッシュレス・DX の推進を図る。 熊本城の歴史・文化に関する誘客コンテンツの創出や SNS 等を活用した情報発信により、誘客の促進を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	入園券等の販売においてキャッシュレス・DX の推進を図るなどデジタルサービスを構築することによる来園者の利便性向上や、熊本城の情報発信による魅力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】自転車活用推進事業

【事業実施時期】	令和５年度～令和１２年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	ポスターやチラシ、SNSでの発信、イベントブースの出展など自転車利用の周知広報を実施する。また、中心市街地内の企業における自転車通勤の推進に向けて、研修などの後方支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	自転車利用を促すことは、来街への移動手段の選択肢を増やし、にぎわい創出につながるだけでなく、中心市街地における自転車での回遊性向上が図られ、まちなかでの交通渋滞緩和にも寄与するため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】記念館活用関連事業

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	小泉八雲熊本旧居にて怪談イベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２　にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２　中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地に位置する小泉八雲熊本旧居において、小泉八雲にちなんだ怪談イベントを開催することで、市内外からの観覧者を集客することにより、交流人口を増加させ、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和６年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】観光資源魅力創出事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本の水資源や熊本ゆかりの人物などの観光資源を活かしたイベント開催やプロモーション実施等により、観光資源の魅力向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本市の特色を活かした観光資源の高付加価値化等に取り組むことで、国内外からの観光誘客を促進し、賑わいや魅力の創出が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業 ※イベント等のソフト事業にかかる経費のみ対象		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 交流人口拡大支援事業

【事業実施時期】	令和 7 年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	インバウンドをはじめとした交流人口拡大に資する事業を行う受入環境整備事業と、商店街の持続的な発展に資する事業であり、産官学や地域団体等と幅広く連携し、地域資源の積極的な活用を図る事業に対し助成金を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	観光客等の受入れ環境の整備や多様な団体等との連携による事業を行い、熊本城などの観光施設から商店街への回遊を促すことにより、中心市街地のにぎわい創出、交流人口の増加及び経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業 ※運営管理やハード整備を除く受入環境整備等のソフト事業にかかる経費のみ対象		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 商店街出店支援事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	中小企業者等が商店街地区の空き店舗に出店する際の経費や、商店街団体等が商店街地区の空き店舗を活用してコミュニティ施設等のにぎわい創出施設を新設する際の経費の助成を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	商店街の空き店舗に出店する際の経費や、コミュニティ施設等のにぎわい創出施設を新設する際の経費を補助することにより、長引く物価高騰の影響による空き店舗を解消し、中心市街地のにぎわい創出、交流人口の増加及び経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業 ※イベント等のソフト事業を含めた空き店舗などの出店支援等にかかる経費のみ対象		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】商店街回遊促進事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	商店街を舞台に各個店をすごろくのマスに見立て、ミッションをクリアしながらゴールを目指す街歩きイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	参加者が店舗に直接足を運ぶきっかけを作り、熊本城などの観光施設から商店街への回遊を促すことにより、中心市街地のにぎわい創出、交流人口の増加及び経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業 ※イベント等のソフト事業にかかる経費のみ対象		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】地域スタートアップ等支援事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	成長が期待できるスタートアップ等に対するビジネスプランのブラッシュアップ等の伴走型支援や、学生のスタートアップへのインターン支援等を通じて、将来の地域経済をけん引する企業の育成を図り、地域経済の活性化、雇用の安定確保につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」		
【活性化に資する理由】	本事業は、成長が期待できるスタートアップ等に対する支援等、将来の地域経済をけん引する企業の育成を通じ、中心市街地の活性化や雇用の促進等、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	①デジタル田園都市国家構想交付金 ②新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） ③地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	①令和5年度～令和6年度 ②令和7年度 ③令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】台湾誘客事業

【事業実施時期】	令和６年度～令和８年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本城をはじめとする観光資源を台湾市場に向けＰＲすることにより、台湾からのインバウンド需要の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地には熊本城をはじめとする主要な観光・文化施設が存在しており、台湾市場に対し観光資源をＰＲすることで、来街者の増加が図られるため。		
【支援措置名】	①デジタル田園都市国家構想交付金 ②新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金） ③地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	①令和６年度 ②令和７年度 ③令和８年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】くまもと花博

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	くまもと花博実行委員会		
【事業内容】	中心市街地等において、フラワーアートの展示などを通して熊本の花や自然の魅力を伝える「くまもと花博」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業により、市民一人ひとりの緑化活動の向上等を図り、魅力ある「森の都くまもと」ブランドの再生を実現することで、緑を感じる都市空間の形成が促進されるため。また、中心市街地における交流人口の増加や更なる賑わいの創出が図られるため。		
【支援措置名】	①デジタル田園都市国家構想交付金 ②新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金） ③地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	①令和５年度～令和６年度 ②令和７年度 ③令和８年度～令和９年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】観光客受入環境整備事業

【事業実施時期】	令和２年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	市電及びしろめぐりんのフリーWi-Fiの提供、観光案内所２か所におけるデジタルサイネー ジの提供、通訳ガイドの育成などの外国人観光客受入環境整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的で あると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業により、訪日外国人旅行者がストレスフリーで、快適に旅行を満喫できる環境が図 られ、中心市街地において、観光客受け入れに関する整備を行うことで、賑わいの向上が図 られるため。		
【支援措置名】	①デジタル田園都市国家構想交付金 ②新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金） ③地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	①令和６年度 ②令和７年度 ③令和８年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】成長産業創出支援事業

【事業実施時期】	平成 1 3 年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	産学連携コーディネータを配置し、地場企業の産学連携ニーズと大学等の研究シーズのマッチング会を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」		
【活性化に資する理由】	本事業は、産学連携コーディネータを配置し、地場企業の産学連携ニーズと大学等の研究シーズのマッチング会を実施することで、中心市街地への企業進出が促進されるため。		
【支援措置名】	①デジタル田園都市国家構想交付金 ②新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金） ③地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	①令和 5 年度～令和 6 年度 ②令和 7 年度 ③令和 8 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 ナイトタイムエコノミー推進事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本城における灯りのイベントなどの夜の魅力を発信・活用するナイトコンテンツの造成等により、観光資源の魅力向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業により、本市の特色を活かしたナイトタイムコンテンツを充実させることで、国内外からの観光誘客を促進し、賑わいや魅力の創出が図られるため。		
【支援措置名】	①デジタル田園都市国家構想交付金 ②新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） ③地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	①令和6年度 ②令和7年度 ③令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 小泉八雲熊本旧居展示リニューアル事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	小泉八雲熊本旧居の整備とARコンテンツを活用した展示のリニューアルを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	小泉八雲の妻セツをモデルとしたNHKの「連続テレビ小説 ばけばけ」の令和7年10月の放送に合わせ、小泉八雲旧居の整備やARを活用した展示のリニューアルを行うことで、ドラマ放送との相乗効果による市内外からの来館者数の増加により、にぎわいの創出と回遊性の向上が図られるため。		
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和7年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】熊本城復旧整備事業

【事業実施時期】	平成２８年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	重要文化財建造物及び石垣等の復旧工事等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により被災した本市のシンボルである「熊本城」の復旧過程を公開し、新たな観光資源として活用することにより、交流人口の増加を図り、中心商店街へ回遊させることにより、中心市街地の活性化が図られるため。		
【支援措置名】	国宝重要文化財等保存整備費補助金		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和９年度	【支援主体】	国交省、文化庁
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】観光客受入環境整備事業（再掲）

【事業実施時期】	令和２年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	市電及びしろめぐりんのフリーWi-Fi の提供、観光案内所２か所におけるデジタルサイネー ジの提供、通訳ガイドの育成などの外国人観光客受入環境整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であ ると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市民の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業により、訪日外国人旅行者がストレスフリーで、快適に旅行を満喫できる環境が図 られ、中心市街地において、観光客受け入れに関する整備を行うことで、賑わいの向上が図 られるため。		
【支援措置名】	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和２年度～令和５年度	【支援主体】	観光庁
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】ほこみち利活用促進事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	歩行者利便増進道路制度（ほこみち：道路上にカフェやベンチ等を設置しやすくする道路 占用の柔軟な許可制度）を活用し、民間の方々による道路空間の利活用を促進することで、 快適な生活環境の確保及び地域活性化を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的で あると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業により、にぎわいの創出や公共交通利用者の増加が図られ、中心市街地において昼 も夜も誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出が行われるため。		
【支援措置名】	歩行者利便増進道路制度		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業

【事業実施時期】	令和３年度～令和５年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	中小企業者が商店街地区の空き店舗に出店する際の経費や、所有する店舗を複数店舗に分割する際の経費の補助を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	商店街地区へ出店する際の経費や、所有する店舗を複数店舗に分割する際の経費を補助することで、新型コロナウイルス感染症の影響により急増した空き店舗を解消し、商店街地区への来街者が増加することにより、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和６年３月	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】子育て支援情報提供事業（熊本市こども・子育て応援サイト）

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じて必要な情報を発信する「熊本市こども・子育て応援サイト」の運営を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	サイト内で、おむつ交換台やキッズスペース等を有する施設を「親子にやさしいお出かけマップ」として情報発信している。中心市街地の施設も数多く掲載しており、子育て世代が安心して中心市街地を訪れることができ、にぎわいの創出につながるため。		
【支援措置名】	地域少子化対策重点推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和6年度～	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】	区域内外		

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】委託型免税店制度活用事業

【事業実施時期】	平成 2 9 年度～		
【実施主体】	熊本市中心商店街等連合協議会		
【事業内容】	中心商店街内の参加店舗にて商品を購入した外国人観光客等が利用可能な、免税手続き一括カウンターの運営を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街におけるインバウンド効果を一層促進することで、交流人口の増加により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】城下町くまもとゆかた祭

【事業実施時期】	平成１７年度～		
【実施主体】	熊本市中心商店街等連合協議会		
【事業内容】	中心商店街において、商店街団体等と熊本商工会議所が一体となって「城下町くまもとゆかた祭」を開催し、ゆかたイベントやそうめん流しなどを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街において、ステージイベントやそうめん流しを開催することで、中心市街地の拠点性が高まり、交流人口の増加により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】城下町くまもと銀杏祭

【事業実施時期】	平成１７年度～		
【実施主体】	熊本市中心商店街等連合協議会		
【事業内容】	中心商店街において、商店街団体等と熊本商工会議所が一体となって「城下町くまもと銀杏祭」を開催し、屋台による県産品を使った料理や県産酒の販売を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街において、特徴的な屋台による食のイベントを開催し、交流人口の増加により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】肥後のつりてまり

【事業実施時期】	平成22年度～		
【実施主体】	下通繁栄会		
【事業内容】	中心商店街において、熊本の工芸品である肥後てまり製作、吊り下げ展示イベントを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口が増加し、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】光のページェント

【事業実施時期】	平成 1 8 年度～		
【実施主体】	熊本市下通三番街、四番街、新市街商店街振興組合、シャワー通り商店会、上通商栄会		
【事業内容】	中心商店街において、イルミネーションイベントの「光のページェント」を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口が増加し、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 肥後のひなまつり

【事業実施時期】	平成21年度～		
【実施主体】	下通繁栄会		
【事業内容】	中心商店街において、ひな人形の大展示イベントである「肥後のひなまつり」を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口が増加し、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 くまフェス

【事業実施時期】	平成27年度～令和6年度		
【実施主体】	NPO法人グランド12		
【事業内容】	マンガやアニメなどのポップカルチャーのイベント「くまフェス」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	花畑広場において、特徴的なイベントを開催することで、交流人口の増加により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】「夢未来みかん」祭り

【事業実施時期】	平成２３年度～		
【実施主体】	ＪＡ熊本市柑橘部会		
【事業内容】	「夢未来みかん」祭りを開催し、中心商店街で本市名物である温州みかんの試食販売会を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街において、本市の名物である「温州みかん」の試食販売会を開催することで、中心市街地の拠点性が高まり、交流人口の増加により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】水産物フェア開催事業

【事業実施時期】	平成２２年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	水産物の物産展「水産物フェア」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２　にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２　中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街において、水産物の物産展を行うことにより、来街者数が増え、商店街の活性化が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】火の国 YOSAKOI まつり・九州がっ祭

【事業実施時期】	平成２８年度～		
【実施主体】	九州がっ祭実行委員会、火の国 YOSAKOI まつり組織委員会		
【事業内容】	熊本城内の二の丸公園メイン会場を含む複数会場にて、「火の国 YOSAKOI まつり・九州がっ祭」を開催し、全国から集結した踊り子がよさこいの演舞を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	熊本城内の会場を中心に、中心商店街等において、にぎわい創出や観光振興を目的としたイベントを開催することで、全国各地から参加者・観覧者が集客することにより、交流人口を増加させ、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】少子化対策推進事業（結婚チャレンジ事業）

【事業実施時期】	平成29年度～令和7年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	結婚を希望する独身者の出会いの場を創出するセミナーやパーティー等を実施する団体等に対し助成を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	婚活イベントを支援し、結婚を希望する独身者への出会いの場を提供することにより、中心市街地におけるにぎわいの創出につながるため。		
【支援措置名】	少子化対策総合交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和7年度	【支援主体】	熊本県
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 歴史を活かしたまちづくり事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	NPO 法人熊本まちなみトラスト		
【事業内容】	新町・古町地区の歴史的建造物を活かしたまちづくりを推進するため、地域住民を交えたフォーラムや音楽イベント・人形劇等を実施し、施設の利活用に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において歴史的建造物を活用したイベント等を開催し、来街者が増加することで、歴史的な町並みを歩いて楽しめるまちとして、新たな魅力が向上するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 介護予防普及啓発イベント（まちなか元気くらぶ）

【事業実施時期】	令和２年度～令和５年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	高齢者を対象とした屋外でのラジオ体操等の運動指導や体力測定を行い、自宅で取り組める介護予防活動に関する啓発を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	３　安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	３　中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本事業の実施により、活動量が減少している高齢者に対し、介護予防活動に取り組む動機付けや、運動を継続する意欲の向上が図られ、安全・安心に住み続けられるまちづくりにつながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 RKKまつり

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	株式会社熊本放送		
【事業内容】	地元放送局のRKKがテレビ、ラジオをまつり会場から公開生放送するほか、番組コラボ商品の販売、番組のグッズ展示や体験型のイベント等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	桜町一帯を中心に、地元放送局が持つローカル発信力を使ったイベントを実施することで、交流人口の増加により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 中心市街地グランドデザイン推進事業

【事業実施時期】	平成３０年度～		
【実施主体】	熊本商工会議所、熊本経済同友会		
【事業内容】	熊本市中心市街地が持つポテンシャルを最大限に発揮させるため「世界に拓く城下町都市の実現」をスローガンに、30 年後の理想像を描いた「中心市街地グランドデザイン」の推進による中心市街地の活性化を目指す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	「中心市街地グランドデザイン」構想が提案した 30 年後の将来像を目指して、県・市・熊本大学・経済界トップで構成されるくまもと都市戦略会議にて、構想の実現に向けて合意された３つの戦略（交流観光、人材育成定着、都市基盤再生）と当面 10 年間に取り組むべきとして選定された 10 のプロジェクトを推進することで中心市街地の活性化が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】熊本城前地区の未来ビジョン策定事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	熊本城前地区まちづくり協議会		
【事業内容】	熊本の「顔」である熊本城前地区を上質な都市空間として創出するためのビジョンを策定し、地権者や事業者、行政等と一体となって地域やエリアとしての価値を高めるまちづくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	熊本城と対面する地区の地権者を中心として設立された熊本城前地区まちづくり協議会にて新陳代謝による地区再編と全体最適を目指し、多様な人に選ばれる地区となるべく策定した「くまもと城前未来ビジョン 2050 Ver.1」を広く関係者と共有し、産官学の連携協調のもと持続可能なまちづくりを誘導・推進することで中心市街地の活性化が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】スポーツコンベンション事業

【事業実施時期】	継続中（事業開始年度は不明）		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	国内外のキャンプを誘致し、国内のスポーツ振興を図る。 国際大会等地域経済に影響力のある大会等を誘致し、シティプロモーションや国際交流の促進に取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業の開催により、多くの来熊者による市内回遊が見込まれ、中心市街地の賑わいの創出が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人誘致事業

【事業実施時期】	平成３０年度～令和６年度		
【実施主体】	熊本市新市街商店街振興組合、ＮＰＯ法人グランド１２		
【事業内容】	夜市に代表される伝統的な文化資源を活用したイベント及びコスプレ体験や作品展示等の漫画・アニメコンテンツを活用したイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心商店街において、伝統的文化資源や漫画・アニメコンテンツを活用したイベントを開催し、交流人口の増加により、経済活力の向上が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】熊本食の祭典開催事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	マルシェと飲食店フェアを一体的に実施する熊本食の祭典を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、マルシェと飲食店フェアを一体的に実施する熊本食の祭典を開催することで中心市街地の拠点性が高まり、国内外からの交流人口を拡大し、回遊性を向上させることで、中心市街地での集客増加が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】工芸文化の魅力発信イベント事業

【事業実施時期】	令和８年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	本市の工芸文化の魅力を発信し、工芸品に対する認知度及び関心を高めることで、需要の拡大や販路の開拓につなげるとともに、熊本市への誘客として工芸イベントを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において市民が工芸文化に触れる機会を創設することで、工芸品に対する認知度や関心を高めるとともに、中心市街地における交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】伝統芸能等保存継承事業

【事業実施時期】	令和8年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	春のお城まつりにて肥後細川文化をはじめとする伝統芸能等の体験・披露を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、市民が伝統芸能に触れる機会を創設することで、文化芸術活動への市民参加を推し進めるとともに、中心市街地における交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

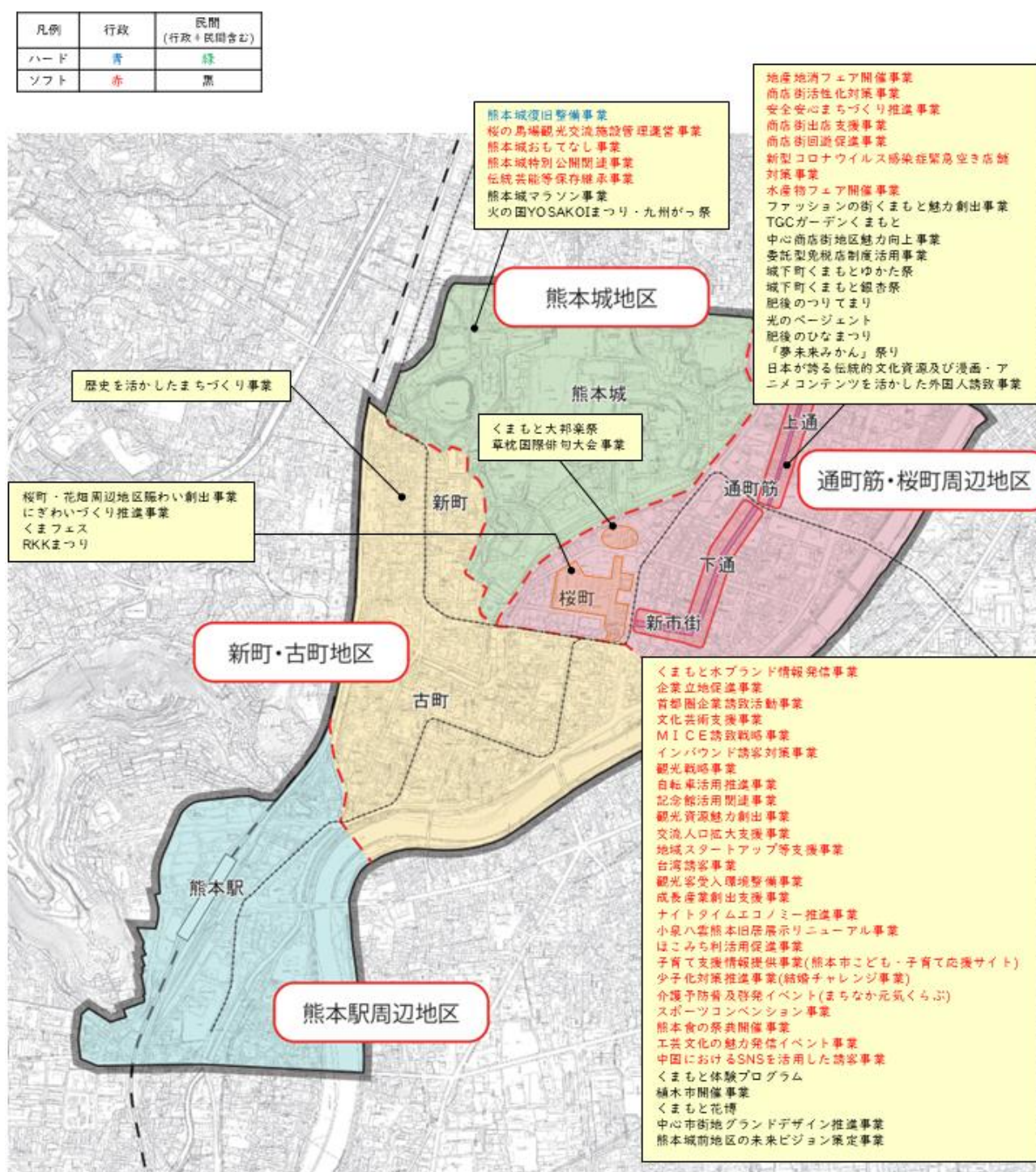
7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】 中国における SNS を活用した誘客事業

【事業実施時期】	令和８年度～		
【実施主体】	熊本市、熊本上海事務所		
【事業内容】	中国における主要SNSであるREDを活用した情報発信を通じて、中国からのインバウンド需要の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	中心市街地には熊本城をはじめとする主要な観光・文化施設等が点在しており、中華圏の観光客に対して、SNSアカウントを活用した観光資源の効果的なプロモーションを図ることで、来街者の増加が期待されるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

事業実施箇所図



- 8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

（1）現状分析

熊本都市圏では、自動車依存の更なる進展等により、公共交通利用者数の減少が続いており、公共交通を取り巻く環境は年々厳しくなっている。中でも、バス利用者数の減少は特に顕著で、鉄軌道の利用者数が概ね横ばいで推移する一方で、昭和50年度に約1億人あった利用者数が令和元年度には約2,500万人と、ピーク時の4分の1にまで減少している。

この対策として、令和元年に再開発事業により熊本桜町バスターミナルが整備され、利便性の向上が図られたことに加え、まちなかループバスの運行やバスロケーションシステムの導入、バス事業者5社の共同経営による重複路線の集約化や効率化等の対策を実施してきたものの、新型コロナウイルス感染症拡大による人流やイベント等の制限により、利用者数はさらに減少している状況である。

このバス交通の利用者数減少は、民間交通事業者の経営悪化と公共交通の更なるサービス水準の低下を招いており、熊本都市圏においても郊外部における路線の廃止や運行本数の減少などにより、公共交通ネットワークの縮小が進んでいる。

しかしながら、今後の人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりを進め、都市圏全体の地域活力を維持するとともに、本市における慢性的な交通渋滞の解消を図るためにも、将来にわたる公共交通の維持・確保は喫緊の課題であり、この課題に対応していくためには、都市圏が目指す多核連携型の都市構造を見据えた持続可能な公共交通網の形成と、住民に積極的に利用していただけるような公共交通機関の利便性の向上が不可欠である。

（2）公共交通機関の利便性の増進の必要性

都市圏の中心核となる中心市街地から各地域拠点への各方面に伸びる基幹公共交通8軸の機能強化をはじめ、これらと一体的に機能するバス路線網の形成に向けた環状線の導入や更なるバス路線網の効率化、技術革新に伴う新たなデジタルサービスやコミュニティ交通の導入のほか、公共交通の利用環境改善や利便性向上に向けた車両・電停のバリアフリー化等を推進する必要がある。

また、多様化する公共交通のニーズに対応するため、現在実証実験を行っているシェアサイクルの事業化や自転車を利用しやすい環境や快適な走行空間を確保するための自転車専用通行帯の整備や、駐輪場の整備などにも取り組む必要がある。

さらには、環境に配慮した低速移動サービスであるグリーンスローモビリティの導入に向けた検討を深め、歩行者と共存し、地元住民や観光客等の多様な移動ニーズに対応した、安全で快適な移動環境の整備を図り、本市が目指すウォークブル都市の推進に取り組む必要がある。

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 熊本城周遊バス運行事業

【事業実施時期】	平成１８年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本駅を発着とした熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バス「しろめぐりん」を運行する		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	観光客の交通上の利便性を高め、市内観光拠点や商店街へ円滑に移動できることから、交流人口の増加により、経済活力の向上を図られるため。 宿泊施設と連携して、バス停を設定することで、中心市街地で宿泊しやすくし、交流人口の拡大が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和１０年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【事業名】 まちなかループバス運行事業

【事業実施時期】	令和３年度～令和５年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	JR 熊本駅をはじめ、中心市街地内の４拠点を巡回する均一料金のループバスを１５分間隔で運行する。（土日祝のみ）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	まちなかループバスの運行により中心市街地における交通上の利便性を高めることから、回遊性の向上や交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和５年４月～令和６年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 熊本城シャトルバス運行事業

【事業実施時期】	継続中（開始年度不明）		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	桜の馬場城彩苑及び熊本城二の丸広場間のシャトルバス運行を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	桜の馬場城彩苑及び熊本城二の丸広場間においてシャトルバスを運行し、快適性・利便性の高い受け入れ体制を整備することにより、観光の活性化が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【事業名】 まちなかフリーパス事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	中心市街地の回遊性向上を図り、公共交通利用者の増加等を目的として路線バスを対象に200円均一エリア内で利用可能（土日祝日のみ）な1日乗車券を販売する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	まちなかフリーパスの販売より中心市街地における交通上の利便性を高めることから、回遊性の向上や交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和6年7月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当事業なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 電停改良事業

【事業実施時期】	平成２２年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本市電電停改良事業を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本市の公共交通の基幹軸のひとつでもある市電の電停の安全性を向上することにより、利便性が向上するため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【事業名】駐輪環境整備事業

【事業実施時期】	平成２４年度～令和１２年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	サイクル＆ライド用駐輪場等の整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	「熊本市自転車活用推進計画」に基づき、主要駅やバス停等の交通結節点における駐輪場の整備を行うことで、公共交通との連携及び利便性増進が図られるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和９年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】グリーンスローモビリティ導入事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	グリーンスローモビリティ（時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）の社会実験を行い、中心市街地における導入の検討を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	グリーンスローモビリティを導入し、公共交通の利便性を増進することにより、高齢者等の交通弱者の方々の移動手段の確保や中心市街地の回遊性向上を図り、地域の賑わいを創出するため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		
【支援措置実施時期】	令和５年度～令和７年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	区域内		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【事業名】多両編成車両導入事業

【事業実施時期】	令和４年度～令和１０年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	路面電車について、超低床形多両編成車両の新規導入を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	当事業により、輸送力の強化を図ることによって利便性を向上させ、路線系統が分かりやすい路面電車の優位性を活かすことで中心市街地の回遊性向上を図るため。		
【支援措置名】	①地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業） ②観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）		
【支援措置実施時期】	①令和５年度～令和９年度 ②令和６年度～令和９年度	【支援主体】	観光庁
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】バス・電車無料の日

【事業実施時期】	令和４年度～令和６年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本連携中枢都市圏を一部でも通過する路線バス及び熊本電鉄電車、熊本市電の全線で終日無料化を行う。（対象日のみ）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２　にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２　中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	当事業の実施によって、公共交通を利用するきっかけをつくることで、中心市街地におけるにぎわいの創出や回遊性の向上、および交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	①連携中枢都市の取組に対する財政措置 ②物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		
【支援措置実施時期】	①令和６年度 ②令和６年度	【支援主体】	①総務省 ②内閣府
【その他特記事項】	区域内外		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】シェアサイクル利用促進事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	熊本市、シェアサイクル事業者		
【事業内容】	サイクルポートに設置された自転車を利用登録者が共有し、24 時間いつでも好きな場所で貸出・返却を可能とする。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	本事業により、中心市街地の回遊性向上や公共交通の利便性増進を図り、にぎわいの創出や公共交通利用者の増加が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】おでかけICカード交付事業

【事業実施時期】	平成２８年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	高齢者及び障がい者に対し、市内の公共交通機関（JRを除く）を割引運賃で利用が可能な乗車券（おでかけ IC カード）を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	本事業により、高齢者及び障がい者の外出機会の増加及び社会参加促進と福祉の向上が図られ、魅力的なまちづくりにつながるため。また、公共交通の利便性が向上することで公共交通利用者が増加し、中心市街地のにぎわい創出につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【事業名】EVバス運行事業

【事業実施時期】	令和２年度～令和７年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	地元産学官で研究・開発した「熊本発 EV バス」を熊本城周遊バス「しろめぐりん」に導入し、運行している。EV バスの運行に当たっては本市の廃棄物処理施設で発電した電力を活用するとともに、災害時には避難所等で電力の供給を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であるとを感じる市民の割合」 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	EV バスの運行が、運輸部門の脱炭素化、大気や騒音等の環境の保全、災害に強いまちづくりなど、公共交通の利便性の向上と魅力あるまちづくりにつながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】熊本市バス停ベンチ設置事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和8年度		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本市のバス停にベンチを設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	バス停にベンチを設置し、誰もが移動しやすい環境を構築することにより、中心市街地活性化に資するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【事業名】 障がい者福祉タクシー事業

【事業実施時期】	平成元年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	重度障がい者の生活拡大及び社会参加の促進を目的として、タクシー料金の一部を助成するタクシー券を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	1 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり 2 にぎわいの創出と回遊性の向上 3 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	1 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 3 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	福祉タクシーの運行により障がい者の中心市街地における交通上の利便性を高めることから、回遊性の向上や交流人口の増加が図られるため。 あわせて、障がい者の外出機会の増加及び社会参加の促進により、誰もが移動しやすい環境整備の促進に寄与し、中心市街地のにぎわい創出につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】 新モビリティサービス推進事業

【事業実施時期】	令和３年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	既存の公共交通と連携した新たなモビリティサービスを導入し、出発地から目的地まで多様な交通手段によるシームレスな移動を実現する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	１ 時代の変化を見据えた魅力あるまちづくり ２ にぎわいの創出と回遊性の向上 ３ 安全で安心できるまちなかへの居住促進		
【目標指標】	１ 「桜町・花畑周辺地区に魅力があると感じる市民の割合」と「熊本駅周辺が魅力的であると感じる市民の割合」 ２ 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数 ３ 中心市街地の居住人口		
【活性化に資する理由】	シームレスな移動環境を整備し、公共交通の利便性を増進することにより、中心市街地における回遊性の向上や交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【事業名】公共交通利用促進補助事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	民間事業者による公共交通の利用促進策に対して、補助金を交付し、支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	2 にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	2 中心市街地の歩行者通行量、熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	公共交通の利用促進を図ることで、公共交通を利用して中心市街地を訪れる人が増加し、中心市街地の交流人口増加につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

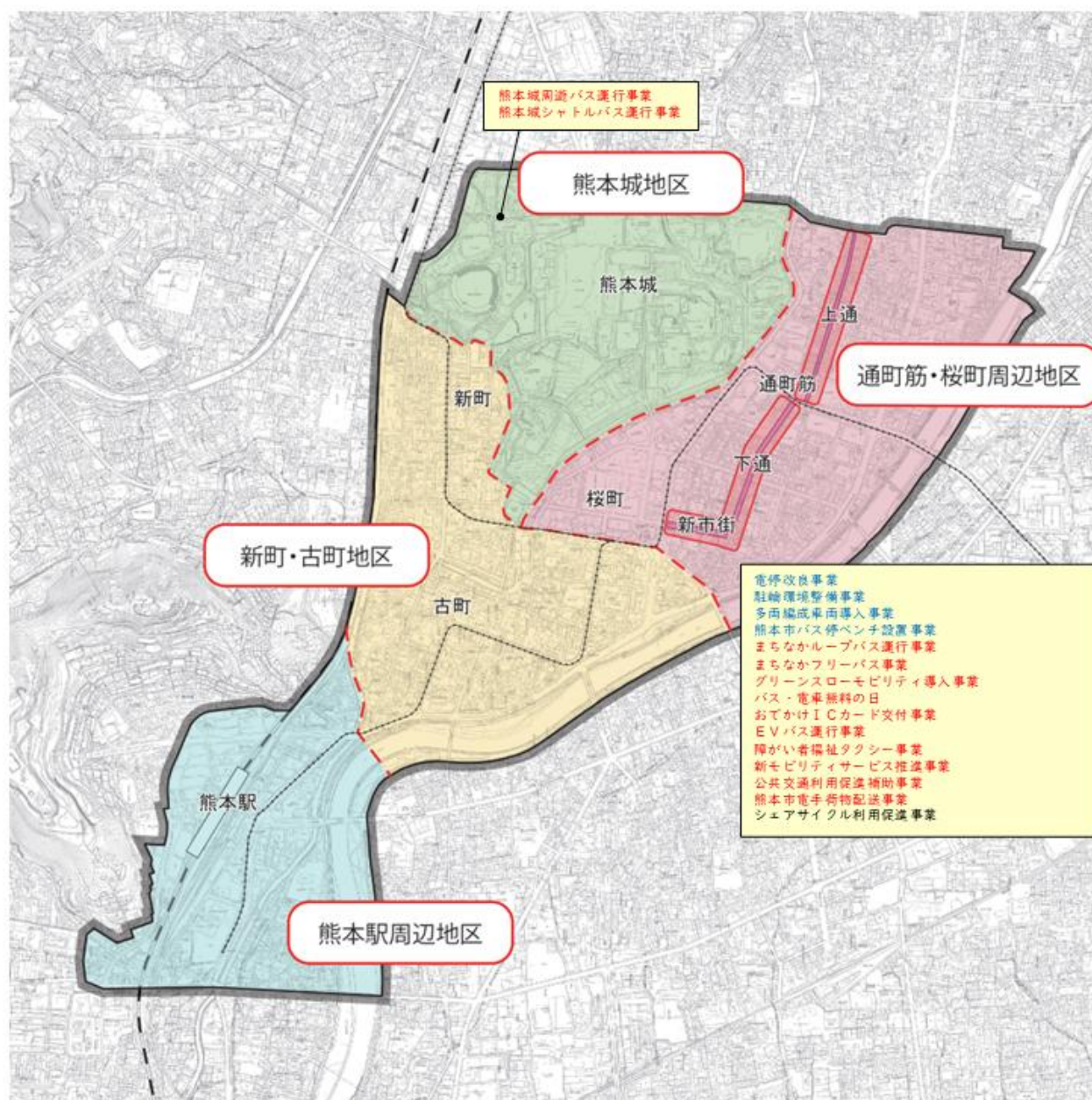
【事業名】熊本市電手荷物配送事業

【事業実施時期】	令和８年度～		
【実施主体】	熊本市		
【事業内容】	熊本駅・熊本空港から宿泊先への手荷物配送サービスと市電の乗車券をセットで販売する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	２　にぎわいの創出と回遊性の向上		
【目標指標】	２　中心市街地の歩行者通行量　・ 熊本市内の宿泊客数		
【活性化に資する理由】	手荷物配送サービスと市電乗車券のセット販売により中心市街地における交通上の利便性を高めることから、回遊性の向上や交流人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】	区域内外		

8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

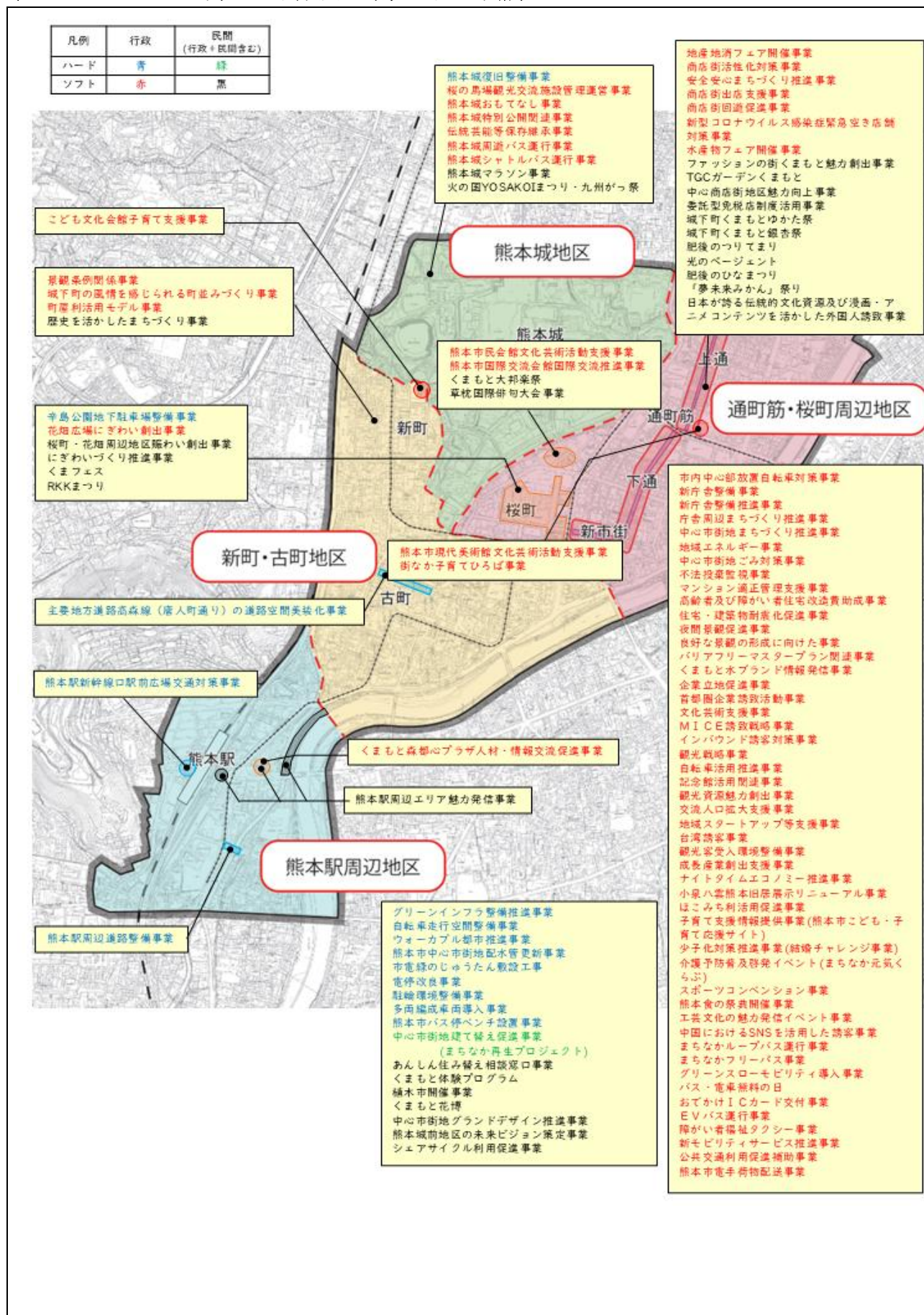
事業実施箇所図

凡例	行政	民間 (行政・民間含む)
ハード	青	緑
ソフト	赤	黒



8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

（1）中心市街地活性化を担当する関係部局

本市では、中心市街地活性化を担当する組織として「市街地整備課」を設置している。計画の策定にあたっては、都市政策部長1名、課長1名、主査1名、担当1名、計4名の担当職員を配置している。また、庁内会議等の事務局機能は、商業部門の担当課である商業金融課と合同で対応することで、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行っている。

（2）中心市街地活性化関係部局で構成される庁内の連絡調整のための会議等

1）新しい熊本市中心市街地活性化基本計画策定に関する庁内調整会議

新しい中心市街地活性化基本計画策定に向けた情報共有・意見収集を目的とした庁内調整会議を書面にて開催した。

■会議構成員

構成員	政策企画課長、財政課長、産業振興課長、 産業振興課企業立地推進室長、観光政策課長、 交通政策課長、住宅政策課長
事務局	市街地整備課、商業金融課

2）政策会議

市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、都市経営の観点から迅速かつ戦略的な方針決定を目的として会議を開催した。

■政策会議構成員

主 宰	市長
委 員	副市長 政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、 環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、中央区長、 西区長、教育長、上下水道事業管理者、交通事業管理者

なお、政策会議には、以下のメンバーで構成された政策調整会議を置き、政策会議に付議しようとする事項の審議や政策会議から付託された事項についての調整を行った。

■政策調整会議構成員

議 長	総合政策部長
委 員	政策企画課長、総務課長、人事課長、財政課長、地域政策課長、 健康福祉政策課長、環境政策課長、経済政策課長、農業政策課長、 都市政策課長、中央区総務企画課長、西区総務企画課長、 教育政策課長、上下水道局経営企画課長、交通局総務課長

(3) 市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

年月	質疑内容（抜粋）	答弁要旨
令和3年第2回 定例会	熊本自民 ウォーカブル都市の推進 について、具体的な取組と 完成時期までの進め方につ いて	熊本駅周辺地区や桜町・花畑地区を起点と し、にぎわいを中心市街地全体に波及させ るため、グリーンスローモビリティなど 新たな取組を行いながら、中心市街地の回 遊性を高めていく。
令和3年第1回 定例会	熊本自民 居住、仕事、消費などの面 から中心市街地のさらな る魅力向上策について	これまでの整備効果を中心市街地全体に 波及させることが重要。まちなかを回遊し たくなる施策を総合的、一体的に展開して いく。また、中心市街地をはじめ地域経済 の活性化を力強く後押しする取組を展開 し、中心市街地に居住する人や働く人はも とより、熊本を訪れる多くの人々が新たな 魅力を体感できるよう官民連携し、さらな る魅力向上に取り組んでいく。
令和4年第1回 定例会	熊本自民 熊本市の街なかの在り方、 これからのビジョンにつ いて	中心市街地は、本市はもとより熊本の顔で あり、将来にわたり県全体の発展を牽引す る役割を担っている。 第4期中心市街地活性化基本計画の策定 に当たっては、誰もが居心地よく、昼も夜 も歩いて楽しむことができる魅力と活力 のある中心市街地を、官民一体となって創 造していく。
令和4年 第1回予算決算委 員会	共産党 環境に配慮した中心市街 地のまちづくりの現状と 今後の取り組みについて	車中心から人中心のまちづくりへ転換を 図るとともに、コロナ禍により変化した働 き方、新しい生活様式やSDGs等の観点も 踏まえ、具体的な施策を検討していく。

(4) パブリックコメントの実施

市民の意見を基本計画に反映するために、令和4年12月13日から令和5年1月12日まで計画（素案）に対するパブリックコメントを実施し、本計画策定の参考とした。

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

1) 概要

熊本商工会議所及び(株)まちづくり熊本が共同設置者となり、平成18年12月に「熊本市中心市街地活性化協議会」が設立された。

協議会の設置者である(株)まちづくり熊本は、都市機能の増進を図る者として、民間事業者と行政が一体となった官民協働のまちづくり会社として設立された。

■ (株)まちづくり熊本の概要

【設立】 平成18年12月26日

【資本金】 11,500,000円

【株主】 熊本市、熊本商工会議所他

出資者	株主数	出資額 (千円)	出資比率 (%)
熊本市	1	2,500	21.7
熊本商工会議所	1	2,500	21.7
熊本県	1	500	4.4
地元商業、交通、金融、その他の企業者	12	6,000	52.2
計	15	11,500	100.0

【事業目的】

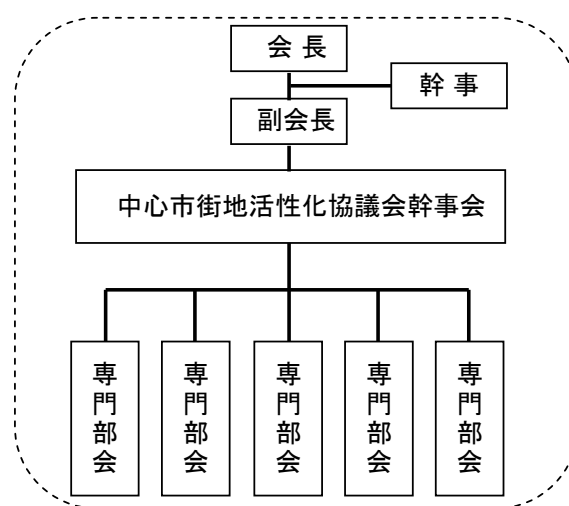
1. 都市基盤整備事業、都市再開発、観光開発及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案並びに実施及びコンサルタント業務
2. 商業地域の市場調査診断に関する業務
3. 商店街、商店の販売促進のための共同事業、産業振興の為の企画、運営、指導、情報提供 他

2) 組織・体制

規約に定められた目的の審議及び承認、また協議会の運営全般に関し必要な事項を定めるため、協議会には幹事会を置き、さらに個別事業等に関する専門的協議及び調整のために、専門部会を組織し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

中心市街地活性化協議会の組織構成

中心市街地活性化協議会



(2) 構成員及び開催状況

1) 構成員

協議会は、熊本市中心市街地の都市機能の増進、または、経済活力の向上を総合的に推進するために、本市のほか、商業、交通その他の民間事業者、教育・福祉、まちづくりの分野における団体等、多様な主体からの代表を構成員として位置づけている。

中心市街地活性化協議会幹事会の構成員（順不同）

役 職	所 属	所属団体役職
幹事長	国立大学法人 熊本大学	名誉教授
副幹事長	(株)まちづくり熊本	代表取締役
幹 事	国立大学法人 熊本大学 (まちなか工房)	大学院先端科学研究部 准教授（工房代表）
	すきたい熊本協議会	会長
	鶴屋商事(株)	顧問
	NTT 西日本(株) 熊本支店	支店長
	(株)電通九州 熊本支社	支社長
	(株)キューネット	代表取締役社長
	上通商栄会	会長
	下通繁栄会	会長
	熊本市新市街商店街振興組合	理事長
	(株)古荘本店	代表取締役社長
	九州産業交通ホールディングス(株)	代表取締役社長
	熊本市 経済観光局	産業部長
	熊本市 経済観光局	観光交流部長
	熊本市 都市建設局	技監
	熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所	所長
	熊本経済同友会	常任幹事
	熊本商工会議所	専務理事
	(株)人間都市研究所	代表取締役

令和7年11月1日時点

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

中心市街地活性化協議会の構成員（順不同）			
役 職	所 属	根拠法令	所属団体役職
会 長	1. 熊本商工会議所	法第15条第1項第2号（商工会議所）	会 頭
副会長	2. 熊本市経済観光局	法第15条第4項第3号（市）	局 長
	3. (株)まちづくり熊本	法第15条第1項第1号（まちづくり会社）	代表取締役
監 事	4. 下通繁栄会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	5. ㈱古荘本店	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	代表取締役社長
委 員	6. ㈱あつまるホールディングス	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	代表取締役社長
	7. 安政町商興会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	8. 駕町通り商店街振興組合	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	理事長
	9. 上通商栄会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	10. 熊本県商店街振興組合連合会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	11. 熊本市中央繁栄会連合会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	12. シャワー通り商店会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	専務理事
	13. 新市街商店街振興組合	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	理事長
	14. 鶴屋商事㈱	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	顧 問
	15. 九州電力㈱	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	執行役員 熊本支店長
	16. 西部ガス熊本㈱	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役社長
	17. NTT 西日本㈱熊本支店	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	支店長
	18. 国立大学法人 熊本大学	法第15条第4項第1号及び2号（高等教育）	名誉教授
	19. 国立大学法人 熊本大学 （まちなか工房）	法第15条第4項第1号及び2号（高等教育）	大学院先端科学研究部 准教授（工房代表）
	20. 九州産業交通ホールディングス㈱	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	代表取締役社長
	21. 九州旅客鉄道㈱熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	執行役員 熊本支社長
	22. 熊本市交通局	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	熊本市交通事業管理者
	23. 熊本電気鉄道㈱	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	代表取締役社長
	24. 熊本バス㈱	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	代表取締役社長
	25. 熊本都市バス㈱	法第15条第4項第1号及び2号（交通）	代表取締役社長
	26. 日本政策金融公庫 熊本支店	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	国民生活事業統括
	27. 熊本県信用金庫協会	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	会 長
	28. 熊本第一信用金庫	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	理事長
	29. ㈱熊本銀行	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役頭取
	30. ㈱肥後銀行	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	地域振興部長
	31. ㈱熊本日日新聞社	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	監査役
	32. 熊本朝日放送㈱	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役社長
	33. ㈱電通九州 熊本支社	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	支社長
	34. NPO 法人 おーさぁ	法第15条第4項第1号及び2号（福祉・教育）	理事長
	35. 熊本城下のまちづくり協議会 桜町地区会議	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	会 長

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

中心市街地活性化協議会の構成員（順不同） つづき			
役 職	所 属	根拠法令	所属団体役職
委 員	36. NPO 法人 熊本まちなみトラスト	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	事務局長
	37. 城見町全栄会	法第15条第4項第1号及び2号（商業）	会 長
	38. すきたい熊本協議会	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	会 長
	39. NPO 法人 熊本消費者協会	法第15条第4項第1号及び2号（消費者）	会 長
	40. アリانس	法第15条第4項第1号及び2号（福祉・教育）	代 表
	41. 日本郵政建築(株) 九州支社	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	業務部グループ グループリーダー
	42. (株)キューネット	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役社長
	43. (株)コスギ不動産	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	代表取締役会長
	44. (株)明和不不動産	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	取締役会長
	45. (公社)熊本県不動産鑑定士協会	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	副会長
	46. (一社)KIMOIRIDON	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	代表理事
	47. 熊本市都市建設局	法第15条第4項第3号（市）	技監
	48. 熊本市経済観光局	法第15条第4項第3号（市）	産業部長
	49. 熊本市経済観光局	法第15条第4項第3号（市）	観光交流部長
	50. 熊本市文化市民局 熊本城総合事務所	法第15条第4項第3号（市）	所長
	51. 熊本経済同友会	法第15条第4項第1号及び2号（地域経済）	常任幹事
	52. 熊本商工会議所	法第15条第1項第2号（商工会議所）	専務理事
	53. (株)人間都市研究所	法第15条第4項第1号及び2号（まちづくり）	代表取締役
アドバ イザー	熊本中央警察署		署 長
	熊本南警察署		署 長
オブザ ーバー	熊本市商業金融課		課 長
	熊本市市街地整備課		課 長
	九州経済産業局 産業部 流通・サービス産業課		課 長
	(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部まちづくり推進室		室 長

令和7年11月1日時点

2) 平成29年度（前計画）以降の会議等の開催実績

①熊本市中心市街地活性化協議会

開催日	内 容
平成29年度 第1回 平成29年7月24日	(1)平成28年度活動報告・収支決算について (2)平成29年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）について (4)熊本市中心市街地グランドデザイン（素案）の策定について
平成30年度 第1回 平成30年6月28日	(1)平成29年度活動報告・収支決算について (2)平成30年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗並びに追加・変更について (4)（仮称）Sakra-Square（桜スクエア）について (5)熊本市中心市街地グランドデザインについて
第2回 平成30年10月23日	計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
第3回 平成31年2月14日	計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
令和元年度 第1回 令和元年6月26日	(1)平成30年度活動報告・収支決算について (2)令和元年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗並びに追加・変更について (4)熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について
令和2年度 第1回 令和2年7月20日	(1)令和元年度活動報告・収支決算について (2)令和2年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況について (4)熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について
令和3年度 第1回 令和3年9月27日	(1)令和2年度活動報告・収支決算について (2)令和3年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況について (4)熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について
第2回 令和3年12月28日	(1)熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の変更に関する意見について (2)変更事業48事業について
令和4年度 第1回 令和4年9月26日	(1)令和3年度活動報告・収支決算について (2)令和4年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3)第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況並びに計画の変更について (4)第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について
第2回 令和4年11月21日	(1)第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について
第3回 令和4年12月26日	(1)熊本市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書について

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

① 熊本市中心市街地活性化協議会（つづき）

開催日	内 容
令和5年度 第1回 令和5年7月28日	(1) 令和4年度活動報告及び収支決算（案）について (2) 令和5年度活動計画（案）及び収支予算（案）について (3) 第4期熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和6年度 第1回 令和6年8月5日	(1) 令和5年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和6年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和7年1月8日	計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
令和7年度 第1回 令和7年7月28日	(1) 令和6年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和7年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和7年12月19日	計画変更に対する意見聴取（意見書受領）

② 幹事会

開催日	内 容
平成29年度 第1回 平成29年7月18日	(1) 平成28年度活動報告・収支決算について (2) 平成29年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）について (4) 熊本市中心市街地グランドデザイン（素案）の策定について
第2回 平成29年10月17日	(1) 「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」の変更申請について (2) キリン絆プロジェクトについて
第3回 平成30年2月16日	(1) 「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」の変更申請について (2) キリン絆プロジェクトについて
平成30年度 第1回 平成30年6月18日	(1) 平成29年度活動報告・収支決算について (2) 平成30年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗並びに追加・変更について (4) （仮称）Sakra-Square（桜スクエア）について (5) 熊本市中心市街地グランドデザインについて (6) キリン絆プロジェクトについて
令和元年度 第1回 令和元年6月14日	(1) 平成30年度活動報告・収支決算について (2) 令和元年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗並びに追加・変更について (4) 熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について (5) キリン絆プロジェクトの経過報告について

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

②幹事会（つづき）

開催日	内 容
令和2年度 第1回 令和2年7月9日	1) 令和元年度活動報告・収支決算について (2) 令和2年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況について (4) 熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について (5) くまもと・まち魅力向上協議会の活動報告について
令和3年度 第1回 令和3年8月10日	(1) 令和3年度活動報告・収支決算について (2) 令和3年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の進捗状況について (4) 熊本市中心市街地グランドデザインの経過報告について
第2回 令和3年12月28日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の変更に 関する意見について (2) 変更事業48事業について
令和4年度 第1回 令和4年7月25日	(1) 令和3年度活動報告・収支決算について (2) 令和4年度活動計画（案）・収支予算（案）について (3) 第3期 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の 進捗状況並びに計画の変更に ついて (4) 第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について (5) 魅力向上検討部会（幹事会内部会）について
第2回 令和4年10月25日	(1) 第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について
第3回 令和4年12月15日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見 書（案）について
令和5年度 第1回 令和5年5月29日	(1) 令和4年度活動報告及び収支決算（案）について (2) 令和5年度活動計画（案）及び収支予算（案）について (3) 第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況につ いて
令和6年度 第1回 令和6年6月4日	(1) 令和5年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和6年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和6年度 第2回 令和6年12月19日	(1) 熊本市中心市街地活性化基本計画の変更について
令和7年度 第1回 令和7年5月13日	(1) 令和6年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和7年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和7年度 第2回 令和7年12月12日	(1) 第4期 熊本市中心市街地活性化基本計画について
令和8年度 第1回 令和8年5月19日	(1) 令和7年度活動報告(案)・収支決算(案)について (2) 令和8年度活動計画(案)・収支予算(案)について (3) 熊本市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

3) 協議会からの意見等

熊本市中心市街地活性化協議会からの意見書（令和4年12月27日）

「熊本市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書」

I. はじめに

熊本市は、これまで3期に亘る中心市街地活性化基本計画を通して、複数の市街地再開発や熊本城本丸御殿の復元などの大規模プロジェクトを含む各種の事業を展開し、中心市街地の賑わい創出と広域拠点機能強化に着実な成果を上げてきました。

「熊本地震」からの復旧・復興に向けて新たなスタートを切った第3期計画では、新型コロナウイルス感染症による外出自粛やイベント中止などの影響により、一部の数値目標が達成できない見込みとなるなど大きな影響を受けましたが、熊本城天守閣の復旧、JR熊本駅周辺地区や桜町周辺地区の再開発などは大きな成果と考えます。

また平成24年4月に熊本市が政令指定都市に移行したこともあり、中心市街地が果たすべき役割への期待が一段と高まったところです。

現在、コロナ禍においても中心市街地活性化基本計画に位置付けられた「熊本城桜の馬場城彩苑」が多く観光客で賑わう等、明るい兆しが見える中で、ウィズコロナ・アフターコロナの新しい生活様式への対応や、デジタル化や脱炭素化など、まちづくりの新たな課題も顕在化しています。

第4期「熊本市中心市街地活性化基本計画」（素案）（以下「本計画」とします。）の計画期間は、こうした課題にも的確に対応しながら、これまで整備してきた都市基盤を最大限に活用し、観光・交流をはじめ広域拠点機能の一層の強化に努めると共に、生活者や事業者、国内外からの来訪者にとって魅力あるまちづくりを推進すべき重要な時期になると考えております。

このような状況を踏まえ、当協議会として、次のとおり意見を述べるものであります。

II. 本協議会の意見

熊本市中心市街地は、熊本県経済を牽引するビジネスの拠点、生活者や事業者に対する高度な都市サービスの拠点としての役割に加え、国内外から観光客などの訪問者が集まり滞在する九州中央の観光・交流拠点としての役割が求められております。

本計画では、第3期計画までに整備してきた都市基盤を最大限に活用し、賑わいの創出と経済の活性化を図り、「魅力と活力のある中心市街地の創造」に官民連携して取り組んでいくものとなっております。

本計画の基本コンセプト「昼も夜も歩いて楽しめる、いつまでも魅力的なまち」

は、本市が課題とする滞在型観光の定着とも結びついた的確な表現だと考えます。

3つの基本方針については、一つ目が「時代の変化に応えるまち」となっており、成長産業への支援・人材の育成やデジタルサービスの構築などにより、高次な都市機能を集積させることで、高いポテンシャルを持つ魅力的な中心市街地を目指すものとなっております。対象が広範で共通イメージを描き難いとの印象もありますが、本市が置かれた状況を直視した重要な方針設定だと考えます。

二つ目の「にぎわいあふれる城下まち」では、熊本城域はもとよりこれまで整備された桜町・花畑周辺地区や熊本駅周辺の都市基盤を最大限に活用すると共に、通町筋周辺地区などを加えた拠点的市街地の内外を結ぶアーケードなども含めた歩行環境の整備・維持、さらにはシェアサイクルやグリーンスローモビリティなどを組み込んだ利用者目線の快適な移動サービス「MaaS」の構築を進めることにより、回遊性の高い中心市街地を目指しております。多様な事業を組合せた包括的な取り組みは重要な視点だと考えます。これらが実現されることで中心市街地全体における回遊性が向上し、各所における新たな魅力やにぎわいの創出につながると考えます。

三つ目の「安全・安心に住み続けることができるまち」では、老朽化した建物の建て替え促進と、新しい生活様式への対応や、医療・介護等の支援体制の充実、災害に強く多世代の市民が暮らしやすいまちづくりを目指しています。定住人口の減少と高齢化が進む中、高齢者層、若年層など幅広い世代にとって生活しやすく魅力的な環境を中心市街地に整備することは、街なかへの居住促進を期待させるものとなっております。

基本方針1の「時代の変化に応えるまち」は多面的な評価が求められる中で、代表指標として「魅力があると感じる市民の割合」を設定しています。本協議会においては、その指標設定や数値目標について様々な意見が出されました。本計画の「フォローアップの方針」でも示されているように、別途、独自の検証指標等を設定し検証していただきたいと考えます。

次に、基本コンセプトに寄与する事業として「新モビリティサービス推進事業」、「ウォーカブル都市推進事業」、「夜間景観推進事業」など、熊本市中心市街地が目指す「昼も夜も歩いて楽しめる、いつまでも魅力的なまち」が実現する事業が盛り込まれています。事業完了時には中心市街地の活性化に大きく寄与することが期待されるものとなっており、本計画の内容として相応しいものであると考えます。

本計画の5年間は、社会・経済情勢の大きな変化が見込まれる一方、熊本市自身もその役割を飛躍させていくべき重要な時期にあたり、計画の遂行が熊本市の将来に強く影響するものとなります。今後とも事業推進に向け官民一体となって積極的に取り組んでいくことが肝要だと考えます。

Ⅲ. 付記事項

新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けているこの状況下、市民生活を一日も早くコロナ禍前の日常に戻すには、官民が連携して全力を尽くすことが大前提となります。更にコロナ禍で落ち込んだ中心市街地の活力を回復し、継続して住みやすく魅力的な街を目指していくためにも、本計画の関連事業については、積極的な対応と総合的なマネジメントをお願いします。また、本協議会において検討された下記事項等についても格段の配慮を求めるものです。

(1) フォローアップの方針

2024年には、本市に隣接する菊陽町でTSMCが生産活動を開始するのをはじめ都市圏内にグローバルに活動する半導体関連産業の集積が形成され、本県経済はもとより人々の生活スタイルや消費に至るまで短期間に大きな影響をもたらすことが確実視されております。本計画では、各数値目標の達成状況について、毎年度末にフォローアップし、状況に応じて事業等の見直しや改善を図るとされています。そこで、計画期間内においても、本市中心市街地が担うべき役割や整備戦略についてグローバルな視点を持って見直し、事業の発掘補強に努めるようお願いします。

(2) 新規事業への支援及び追加

本協議会においては、本計画の地域を対象に30年後の中心市街地の将来像を見据えた「熊本市中心市街地グランドデザイン2050」が策定された後、関係機関と連携して様々な事業のアイデアを取りまとめてきました。

今後、これらのアイデアを参考に、個々の事業の熟度が高まった時点においては、本計画の充実のためにも、順次、計画への盛り込みをお願いします。

(3) 事業推進体制の支援

本協議会においては、事業者や関係団体等と連携・協力して、本計画の推進や中心市街地の活性化に努めてまいりますので、熊本市においては、本協議会の円滑な運営のために引き続き財政的な支援をお願いします。

(4) 広報及び広聴

中心市街地の活性化には、多くの市民の理解と協力が必要なことから、中心市街地の果たす役割や重要性について十分な理解が得られるよう、協議会としても熊本市と連携して本計画の周知に取り組みます。熊本市においても、広報や広聴等について配慮していただくようお願いします。

4) 協議会の規約

熊本市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 熊本市中心市街地の活性化をはかるために中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、熊本市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 熊本市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 熊本市の中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 熊本市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 熊本市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地の活性化に関すること。

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、熊本市中心市街地の区域内に置く。

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 熊本商工会議所
 - (2) (株)まちづくり熊本
 - (3) 熊本市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったときは脱会することができるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、熊本商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第7条 協議会の委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者を幹事会の審議を経て会長が承認するものとする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員全員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。なお、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

第10条 第3条各号に掲げる目的を達成するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、熊本商工会議所内に置く。

(経費に関する事項)

第12条 協議会の運営経費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第13条 協議会の会計を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、その結果を会長に報告しなければならない。

3 監事は、協議会の同意を得て会長が選任する。

(会計に関する事項)

第14条 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第15条 解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散日をもって打ち切り会長が指名するものがこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、幹事会の協議を経て会長が定める。

附 則

この規約は、平成18年12月26日から施行する。

平成19年6月12日 一部改正

平成20年3月27日 一部改正

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔2〕(熊本市の現状に関する統計的なデータの把握・分析)」の欄に統計的データによる客観的現状分析を記載。

2) 地域住民のニーズ等の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔3〕地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に市民アンケートに基づく客観的現状分析を記載。

3) これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「〔4〕これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」の欄に前計画までの取り組み状況に基づく把握・分析を記載。

4) 1) から 3) を踏まえた事業の位置付け

上記 1) ～ 3) の客観的現状分析、ニーズ分析に基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業・措置を本計画に位置付けている。

(2) 各種事業者等との連携・調整

本市においては、中心市街地の各地区でまちづくりに関わる団体が次々に組織され、商業者のみならず、大学の教員や学生、NPO団体等、多様な主体が関わった活動が積極的に展開されている。

○熊本市中心商店街等連合協議会

平成 16 年 12 月に中心市街地の 4 つの商店街（上通商栄会、下通繁栄会、新市街商店街振興組合、中央繁栄会連合会）が団結し 4 商協が設立された。

平成 18 年度から、この 4 つの商店街に駕町通り商店街振興組合、安政町商興会が加わり通称 6 商協に、また、平成 20 年度には銀座通繁栄会も加わり 7 商協となり、平成 25 年にはシャワー通り商店会が加わり「熊本市中心商店街等連合協議会」になり、平成 30 年には水道町親和会が加入し 9 商協となり現在に至る。

設立後の平成 17 年度から、夏には「ゆかた祭」、秋には「銀杏祭」などの合同イベントを開始し、まちなかのにぎわい創出に取り組むとともに、平成 22 年度には、同協議会が中心となって、アーケード内の道路空間の環境保全を検討する協議体や、インバウンド対策として免税制度活用委員会を立ち上げ、平成 30 年に外国人旅行者向け消費税免税制度の「手続委託型免税店」ができる「一括カウンター」を鶴屋百貨店内に設置した。

平成 28 年熊本地震直後には、「くまもとがんばるモン 復興応援事業」で復興応援サービス、くまモン 2 万人メッセージ、チャリティーコンサートの開催を実施し、沈み込んだ熊本市民の気持ちを盛り上げたほか、令和 2 年には本市の新型コロナウイルス

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

ス対策の補助制度を活用し、熊本まちなかプレミアム付商品券を発行し中心商店街の活性化に取り組んだ。



○熊本大学工学部「まちなか工房」

熊本大学工学部が、平成17年度文部科学省特別教育研究費の「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、中心市街地に「まちなか工房」を開設し、建築学科、社会環境工学科の教員、学生等を中心に学内外より年間1,000名以上が利用している。平成23年からは文部科学省「革新ものづくり展開力の協働教育事業」のもとで更なる展開を図っている。平成27年度は開設から10年という節目を迎え、まちなか工房の利用者数は延べ16,000名を超えた。

設立の趣旨は、1) 地域情報の蓄積に基づくまちづくり研究と教育、2) 中心市街地活性化に向けた組織との連携・支援、3) まちづくりに関する学習機会や交流機会の提供、4) まちづくりに関わる専門知識や技術の提供の4つであり、これらに沿った活動を行っている。

1) については、毎年度、大学内から研究プロジェクトを募集し、研究教育活動を行っている。これまでに、①まちなか居住や商業床利用の実態とその選好意識分析、②中心市街地における回遊行動の分析に基づく花畑・桜町再開発の効果などの研究に加えて、③公共空間整備を事例とした景観まちづくりのための教育プログラム、④まちづくりのためのワークショップ技術などの実践的な教育を行った。学生はこれらの活動に積極的に関わり、その成果は関連学協会で高く評価され、平成21年度にはNPO法人日本都市計画家協会まちづくり大賞、平成26年度には九州工学教育協会賞を受賞した。

2) については、平成18年8月に6商店街組織と2百貨店、大手企業、行政によって設立された任意のまちづくり組織「すきたい熊本協議会」に特別会員として参画

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

し、協議会が行う実態調査や計画立案の支援を行っている。平成27年度には、歴史や都市構造に共通性が高い金沢市と岡山市との第7回三都市シンポジウム「水辺とまちづくり」をすきたい熊本協議会と共催し、その後も三都市の連携は続いている。このような取り組みが評価され、平成26年度信友社賞を受賞した。

3)の活動については、商店街や熊本市などの地元関係者、まちなかの将来に関心を持つ市民を対象に、月1回のペースで「まちづくり学習会」を開催し、県内外から招いた専門家や実務経験者による講演を聞きながら意見交換してきた。平成17年7月以降、令和2年までに、計152回の学習会を開催した。平成28年4月の熊本地震以後、6月からは中心市街地の復興シリーズ学習会も開催している。商店街からも招聘講師や講演内容の希望が出されるなど、著名講師のまちづくりに関する熱い語りを身近に聞く機会として定着してきている。

4)の代表的な活動としては、平成26年度には「持続可能な中心商店街検討委員会」を設置し、平成28年度からは30年先を見据えた「熊本市中心市街地のグランドデザイン」の検討にも参画した。

これまで、熊本大学工学部からの財政的支援を受けながら、並木坂に事務所を構え運営していたが、令和元年10月には活動の拠点をびふれすイノベーションスタジオに移し、大学から独立する形で再スタートを切った。

このように、まちづくりに関する学術的研究や学生に対するまちづくり技術教育、まちづくりに向けた組織連携の核として、中心市街地におけるまちなか工場の役割は確立されつつあり、今後も地域貢献、地域連携に向けた取り組みの効果は確実に発揮されていくことが期待されている。



まちづくり学習会開催
100回記念まちづくり懇談会



第7回金沢・岡山・熊本三都市
シンポジウム



30年後の熊本市中心市街地の
グランドデザイン策定WG

○NPO法人熊本まちなみトラスト

熊本まちなみトラストは、取り壊し寸前の旧第一銀行社屋の保存に成功したことを契機に、熊本県市民の財産として構成に継承するにたる街並み資源を保存し、かつ、その活用を図ることにより、熊本の地域文化の向上に寄与することを目的として、平成9年に設立された。

令和4年5月には、町屋等の歴史的資源の保存・活用や地区の魅力発信に向け、地元まちづくり団体との連携体制を強化し、各事業を推進するための「歴史的風致維持向上支援法人（歴まち支援法人）」に指定されたことから、新町・古町地区において、風情ある街並みや景観に配慮した城下町の魅力あふれるまちづくりへの寄与が期待されている。



熊本まちなみトラスト会員総会(6月18日)



被災文化遺産所有者等連絡協議会
設立総会(11月12日)

○一般社団法人 KIMOIRIDON

地域にある不動産を有効活用する仕組みづくりを通して、連鎖的かつ持続的な地域の活性化を目指し、地域住民の生活の向上と地域文化の継承・発展に寄与することを目的として設立された。

令和4年5月には、町屋等の歴史的資源の保存・活用や地区の魅力発信に向け、地元まちづくり団体との連携体制を強化し、各事業を推進するための「歴史的風致維持向上支援法人（歴まち支援法人）」に指定されたことから、新町・古町地区において、風情ある街並みや景観に配慮した城下町の魅力あふれるまちづくりへの寄与が期待されている。

○熊本駅周辺にぎわいづくり推進協議会

熊本駅周辺において、魅力づくりや賑わい創出、人々の出会いやふれあいのある活気あるまちづくりにより、熊本駅周辺の活性化を図ることを目的として平成28年9月に設立された。

熊本駅前を中心に駅前フェスタを開催しているが、平成30年からは、くまもと森都心プラザと白川石塘へ会場を拡大し、それぞれの拠点を繋げることで、駅周辺の範囲におけるにぎわいを創出することを図っている。

来場者は年々増加傾向にあり、平成31年においては、12万人を超える方が来場し、今後も、熊本駅周辺地区のにぎわいの創出への寄与が期待されている。

【駅前フェスタ開催状況】

平成28年10月15日～16日

平成29年 3月18日～19日

平成30年 3月17日～18日

平成31年 3月16日～17日

令和 4年 3月12日～13日



○熊本駅周辺地域活性化推進協議会

民間が主体となり熊本駅周辺地域の活性化や賑わい創出に向けて議論する機会の確保等を目的とし、民間企業（地権者・賃借者等）を中心に平成25年11月から活動を行っている。

他都市における駅周辺地域の活発な活動を参考に、継続的な意見交換を行うとともに、熊本駅周辺における定期的な清掃活動や、多数のプランター花壇を設置する花いっぱい運動を実施している。

令和2年度からは新型コロナウイルス拡大の影響により、活発な活動が難しかったものの、令和3年3月に熊本駅白川口駅前広場の完成や、4月のJR熊本駅ビル（アミュープラザくまもと）の開業を受け、令和4年度は、清掃活動やイベントの実施、冬季イルミネーション事業等を計画しており、今後の熊本駅周辺地域のにぎわいの創出への寄与が期待されている。



花いっぱい運動及び清掃活動



熊本駅周辺の将来像を考えてみよう！

ワークショップ



令和4年度 通常総会

○熊本駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

災害時において、熊本駅周辺の帰宅困難者の安全確保・都市機能の継続を図ることを目的とし、熊本駅周辺地域帰宅困難者対策協議会を令和3年3月に設立した。

令和3年3月には、「熊本駅周辺地域エリア防災計画」を策定するとともに、令和4年3月には、帰宅困難者の受入れに関する方針・手順を具体化した、「熊本駅周辺地域帰宅困難者対応マニュアル」を策定した。

今後、帰宅困難者対応訓練を継続的に実施することで、熊本駅周辺の安全・安心なまちづくりが推進され、防災力の向上への寄与が期待されている。



令和3年度 協議会



令和3年度 災害図上訓練

○熊本駅周辺地域まちづくり勉強会

熊本駅周辺地域まちづくり勉強会は熊本駅を中心に周辺校区のまちづくりを推進するため、地元3校区（春日・古町・白坪）を主体として、平成24年度より継続的に地域課題を検討してきた。その後、熊本駅の基盤整備完了、駅ビルの開業により、まちの状況が大きく変わることを踏まえ、新たな課題に対応すべく、より地域連携を深め、さらなる発展的な意見交換の場としている。

〔勉強会の内容〕

- ・今後の駅周辺まちづくりに関する情報共有、意見交換
- ・駅周辺まちづくりにおける新たな課題の発掘、検討
- ・新たな取り組みと連携についての検討
- ・その他、駅周辺まちづくりに必要な協議

〔これまでの活動内容〕

勉強会開催状況（令和4年8月現在）

平成29年度	12回開催
平成30年度	10回開催
令和元年度	9回開催
令和2年度	8回開催
令和3年度	6回開催



○熊本駅周辺まちづくり実行委員会

勉強会での意見交換等により、駅周辺3校区と参加企業等の連携が強まり「熊本駅周辺まちづくり実行委員会」の設立に至っている。実行委員会では、熊本駅周辺の地域住民の親睦や融和、地域の賑わい創出、地域が抱える固有の課題を研究・解決することにより、熊本駅周辺地域の魅力を内外に発信することを目的とし、その目的を達成するための事業を実施することで駅周辺地域のにぎわいづくりに寄与している（イベント実施など）。

実行委員会としては、白川河川敷にて平成25年度より「大風揚げ大会」※1を例年3月（3～400人程度参加）、平成26年度より「どんどや」※2を毎年1月（3～400人程度参加）、平成28年度より新たなイベント「しらかわ花灯り」を例年10月に開催している。（3～800人程度参加）

いずれも引き続き、継続的に活動し、これまで実施した地域活動も含め、より一層充実を図り、地域間の絆を深める活動にも精力的に取り組み、また、それらの実践活動をとおり、まちづくり組織の強化を図る場とする。

※1 大会自体は開催20回目を迎えている

※2 実行委員会設立前から実施されている



○新市街まちなか会議

サンロード新市街商店街振興組合では、青年部や組合店の方々が商店街活性化に向けたワークショップを月に1度、学生ボランティア、マスコミ、金融関係、学校関係者等と開催し、その中で「時間を遊ぶ」をコンセプトに掲げ、親子連れや子どもたちを対象としたイベントを計画・実行している。

新市街まちなか会議で討議し開催している「子ども商店街」「夏休み子ども自由研究」「親子運動会」は、商店街側からの目線に加え、多方面からの意見を取り入れ実施しており、参加者に変化喜ばれている。このような取組みを継続することで「やるキッズ子どもお仕事体験」「学生によるチャリティコンサート」等数多くの子どもが主役になるイベントを開催する環境が整いつつある。

今後も新市街まちなか会議では、多方面からの意見、情報をベースに、参加する子どもたちの声を大事にしながら、親子を対象としたイベントを通して街の活性化を図っていく。



○すきたい熊本協議会

中心市街地のまちづくりについて検討を行うため、平成18年8月、熊本市中心商店街等連合協議会（7商協）をはじめ百貨店やバス事業者（九州産交グループ）などの地元企業や大学（熊本大工学部まちなか工房）、行政等で構成する組織が設立され、以下の3点をテーマに取り組んでいる。

- ①安全・安心な街環境の整備
- ②中心市街地をめぐる交通体系の研究・提言
- ③地域一体の魅力づくり（魅力的な集客イベントの開催）

アジアで初めて日本で開催された『ラグビーワールドカップ2019』では、試合やキャンプ誘致を呼びかける民間活動を平成24年から開始し、その活動が実を結び、平成27年3月に熊本が開催都市に決定された。

『金沢・熊本・岡山まちづくりシンポジウム』については、市民、大学、行政の連携による中心市街地活性化の必要性について議論を行った。

熊本大学工学部まちなか工房との共催による『よく分かる熊本のまちづくり』と題した成果発表会を実施し、同工房所属の研究者が研究・実践されてきた成果を発表した。ニューヨーク、ボストンにおいて、先進的なまちづくりの仕組であるB I D（Business Improvement District）制度及び多様なまちづくりの取り組みについて視

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

察を行ったWe Love天神協議会のメンバーを招聘し、B I D制度を中心に新たなまちづくりの手法について講演会を開催し、同制度の国内導入への可能性等について活発な議論を行った。

九州経済産業局主催の『Jークレジット制度活用セミナー』の中で、エコ委員会で実施している活動内容を報告し、Jークレジット制度の中でも民間で中心商店街と連携した取り組みは参加者の興味を引く内容と好評であった。

平成 27 年 2 月 28 日、(株)大分まちなか倶楽部のタウンマネージャーを迎え、大分駅ビルの開業による大分中心市街地への影響やまちづくり会社である大分まちなか倶楽部の取り組みについての講演を実施した。

平成 21 年 3 月に三都市連携協定を締結したWe Love九州には、We Love天神協議会(福岡)、We Love 天文館(鹿児島)以外に、We Love小倉協議会(福岡)、We Love大分協議会が加わり 5 団体の活動として現在も継続中である。

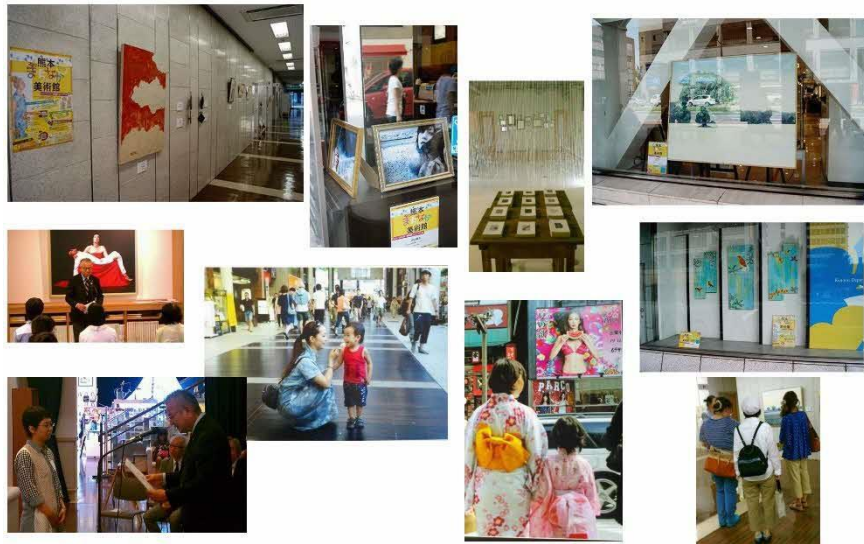
アートシティ委員会については『まちなかウィンターフォトコンテスト』、『パンダア。展 in まちなか美術館』を毎年開催していたが、平成 28 年度に関しては熊本地震の影響によりやむなく中止とした。エコ委員会としては平成 25 年 3 月に始動した下通繁栄会の熊本ハニープロジェクトに協力し、CO₂ 排出量削減を目的とした『中心商店街のLED化』を実施した。

令和元年 9 月、経済産業省「地域まちなか活性化・魅力創出支援事業」に採択された「回遊行動モデル構築・分析事業」にて、回遊行動モデルを構築し桜町再開発施設の開業後の来街者の回遊行動・消費行動が中心市街地に与える効果を予測・分析し、中心市街地全体を活性化に繋がる各種施策の提案を行った。



金沢・熊本・岡山まちづくりシンポジウム in 熊本
(平成 27 年 9 月)





アートシティ熊本「パンゲア。展 i n まちなか美術館」「まちなかフォトコンテスト」
(平成 21 年度～)

○熊本城下のまちづくり協議会 桜町地区会議

中心市街地の活性化はもとより、城下町として熊本が誇る歴史や伝統、そして美しい自然を活かした魅力あるまちづくりに寄与すると共に、それに関わる課題に広く取り組むことを目的に、平成 17 年 10 月に発足した。

組織は、桜町界隈の企業、商店街、放送局、自治会、公的施設等から構成される。

- ①歴史と伝統ある「城下町くまもと」の創出
 - ②城下町らしいまちなみとにぎわい創造
 - ③坪井川を活かした活動推進
 - ④中・長期のまちづくりビジョンの策定
- に取り組んでいる。

○平成 24 年度の取り組み

- ・くまもと城下まつり i n 桜町 (4 月 28 日開催)
- ・わくわくまちづくり・交通安全フェスタ i n 中央区
(熊本県警との連携 9 月 30 日開催)
- ・第 9 回城下町大にぎわい市、みずあかり (10 月 6 日～開催)
- ・夢まちランド (K K T 熊本県民テレビとの共催 10 月 27 日～開催)
- ・光のページェント (11 月 16 日～開催)
- ・くまフェス (N P O 法人グランド 12 との共催 12 月 2 日開催)
- ・第 10 回桜町さくらまつり (3 月 30 日～開催)

○平成 25 年度の取り組み

- ・城下町くまもと時代絵巻 (4 月 7 日開催・3 月 22 日開催)
- ・くまもと城下まつり i n 桜町 (4 月 27 日開催)
- ・第 10 回城下町大にぎわい市、みずあかり (10 月 12 日～開催)

9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- ・夢まちランド（KKT熊本県民テレビとの共催 10月26日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月8日開催）
- ・第11回桜町さくらまつり（3月29日～開催）

○平成26年度の取り組み

- ・第1回居酒屋大サーカス in 熊本（5月17日～開催）
- ・第11回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月11日～開催）
- ・くまモン誕生祭2015（3月14日開催）
- ・夢まちランド（KKT熊本県民テレビとの共催 10月25日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月6日～開催）
- ・第12回桜町さくらまつり（3月28日～開催）

○平成27年度の取り組み

- ・ストリートパフォーマンス in（仮称）花畑広場
（（仮称）花畑広場落成記念 6月27日開催）
- ・第12回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月10日～開催）
- ・夢まちランド（KKT熊本県民テレビとの共催 10月24日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月6日開催）
- ・第1回きらきらファクトリー（RKK熊本放送との共催 12月11日～開催）
- ・第13回桜町さくらまつり（熊本日日新聞社との共催 3月25日～開催）

○平成28年度の取り組み

- ・第13回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月8日～開催）
- ・夢まちランド（KKT熊本県民テレビとの共催 10月29日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月10日～開催）
- ・第2回きらきらファクトリー（RKK熊本放送との共催 12月16日～開催）
- ・第14回桜町さくらまつり（3月25日～開催）

○平成29年度取り組み

- ・第14回城下町大にぎわい市、みずあかり（10月7日～開催）
- ・夢まちランド（KKT熊本県民テレビとの共催 10月28日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月2日～開催）
- ・第3回きらきらファクトリー（RKK熊本放送との共催 12月15日～開催）
- ・第15回桜町さくらまつり（3月24日～開催）

○平成30年度取り組み

- ・夢まちランド（KKT熊本県民テレビとの共催 10月27日～開催）
- ・くまフェス（NPO法人グランド12との共催 12月1日～開催）
- ・第4回きらきらファクトリー（RKK熊本放送との共催 12月14日～開催）
- ・第16回桜町さくらまつり（3月30日～開催）

○令和元年度の取組み

- ・SAKURAMACHI Kumamoto オープン記念「躍動くまもと祭」(9月14日～開催)
- ・第16回城下町大にぎわい市、みずあかり(10月12日～開催)
- ・くまフェス(NPO法人グランド12との共催 12月7日～開催)
- ・第5回きらきらファクトリー(RKK熊本放送との共催 12月20日～開催)



城下町大にぎわい市



みずあかり

○ファッションの街くまもと魅力創造実行委員会

これからの地域活性化の担い手として期待している女性・若者に関心の高いファッションをテーマにしたイベントを、中心商店街において継続的に開催することで、女性や若者が夢を持ち、熊本で仕事をする、仕事を起こす機運を醸成し、かつてファッション情報の発信基地と呼ばれたファッション関連産業の再活性化、中心市街地の更なるにぎわい創出につなげていく。

そして、こうした取り組みを実効性のあるものにするためには、計画、実施にあたって、ファッション関係業界、中心商店街に主体的に関わってもらうことが不可欠であるという認識から、各団体のリーダー参画のもと、実行委員会を立ち上げ事業推進を図ることとした。

折しも、地域を挙げて、震災からの復興に取り組もうとしているところであり、こうしたイベントを関係者が一体となって実施することで、震災の復興に元気に取り組んでいる熊本の姿を内外に発信するものである。

○令和元年度事業

「まちなかコレクション in KUMAMOTO 2019」

(テーマ ～発信世代～) の開催

(1) ファッションショー

- ・日時：11月24日(日) 14:00～18:00
- ・場所：新市街内(ベスト電器前) 特設ステージ
- ・観客数：約9,600人
- ・ゲスト：ねお〈TGC出演モデル〉
上村翔平〈(THREE 1989) 熊本県出身の歌手〉
- ・モデル総数：約150名



(2) ファッションコーディネート写真コンテスト
〔撮影会〕

- ・日程：9月21日、28日
10月5日、12日、19日

- ・場所：中心商店街付近

〔投票〕

- ・日程：Web予選10月23日～11月4日
Web本選11月9日～23日
- ・パネル展示&投票：11月24日
- ・場所：(パネル展示&投票) 上通長崎書店前



【当日投票の様子】



【最終審査の様子】

(3) ファッションEXPO

① 展示ブース、販売ブース

- ・日時：11月24日(日) 10:00～17:00
- ・場所：下通(新天街、二番街)、サンロード新市街
- ・内容：熊本の美容、ファッションに関するブース出展を実施
オフィシャルグッズ、ハンドメイドアクセサリー、スイーツチケット
販売
- ・出展者：協賛企業、専門学校、ハンドメイド作家



【展示ブースの様子】



【販売ブースの様子】

○令和2年度～

新型コロナウイルスの影響により休止

○桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会

桜町・花畑地区のシンボルプロムナード及びその周辺の整備及び一体的な利活用並びに持続的な管理及び運営について検討することを目的として、平成24年に有識者や周辺地権者、経済団体、行政機関等から構成される委員で発足した。

平成26年にはシンボルプロムナードに隣接する施設に対するデザインガイドラインを含む「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画」を策定した。

その後、このデザインガイドラインに基づき、NHK新熊本放送会館や桜町再開発施設のデザイン調整を行うなど、官民連携したまちづくりを行ってきた。

これまで、基本計画の策定や、基本計画を具現化するための花畑広場のデザイン検討など19回にわたり委員会を開催し、令和3年に花畑広場の全面供用開始を迎えた。

今後は、民間企業主体のエリアマネジメント協議会へとシフトしていく予定としており、花畑広場の運営管理を中心とした利活用や防災等のエリアマネジメントを行い、地域価値を向上していくとともに、この地区を拠点とした中心市街地全体へのにぎわいの波及を図ることとしている。



シンポジウム



現地モックアップ



検討委員会

10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地内には、美術館、博物館、ホール等の文化施設をはじめ公共公益施設が数多く整備されており、人が集まる環境が整っている。

第2次熊本市都市マスタープラン（平成21年3月策定）では、熊本城や商業・業務機能が集積する通町筋・桜町周辺地区一帯から、城下町の風情が残る新町・古町地区や、熊本駅周辺地区を「くまもとの顔」とし、この一帯で都市機能の新たな集積や適正な配置、さらには、まちなか居住の促進や回遊性の向上を図ることにより、これまでの城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいを創出するとしている。

本市の中心市街地は、県内のみならず九州の中心にふさわしい九州中央の広域交流拠点都市として、本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展をけん引し、商業・業務・芸術文化・娯楽・交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、にぎわいを提供し、広域的な機能や、居住者のための身近な生活サービス機能の充実を図っていく。

また、中心市街地の交通面においては、上通・下通等を中心とした回遊性を高める歩行空間の形成と、来街者の利用しやすい公共交通体系の確立を促進する。特に地域拠点と中心市街地を連絡する公共交通の利便性を向上させる。

熊本県都市計画区域マスタープラン（平成16年5月策定、平成27年5月改訂）においても、熊本市役所周辺地区と熊本駅周辺地域を、土地利用の更新と高度利用と交通アクセスの向上により、高次都市機能の集積が図られ、域内の交流、広域的な交流の拠点となる「広域総合都市拠点」と位置づけ、土地の高度利用、再開発等により、高次都市機能の拡充、更新を図るとともに、熊本城等の環境を活かし、魅力と活力のある「中心商業業務地」を形成することとしている。

本市ではこれらの関係計画との整合を図りつつ適正な土地利用を進めているものである。

〔2〕 都市計画手法の活用

本市では、準工業地域の取扱いに関しては、平成18年10月31日の熊本市都市計画審議会において、その方針を下記のとおり報告し同日公表した。関連する都市計画法の施行日である平成19年11月30日に特別用途地区の都市計画決定をし、同日条例を施行した。

また、平成22年3月に合併した植木町では平成20年8月20日に同特別用途地区の都市計画決定と条例の施行がなされている。

さらに、平成24年4月の政令指定都市移行に伴う区域再編（線引き）に際し、平成20年10月合併の富合町、平成22年3月合併の城南町の準工業地域について、特別用途地区に関する都市計画決定の手続きを行い、これにより、合併後の全熊本市域の準工業地域に大規模集客施設の立地が制限されている。

〔報告内容抜粋〕

「準工業地域において、大規模集客施設の建設を抑制する特別用途地区を決定するものとする。」

10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

① 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの状況

P. 6に記載

② 行政機関、都市福利施設の立地状況

中心市街地内には、市役所をはじめ市民会館や国際交流会館、現代美術館など多くの公共公益施設が立地している。また、中心市街地周辺には多くの大学や高等学校が立地しており中心市街地への入り込みも多い状況である。

(市内の主要公共公益施設)

	施設の区分	名 称	所在地
中心市街地内	市役所	熊本市役所	熊本市中央区手取本町
	合同庁舎	熊本合同庁舎	熊本市西区春日2丁目
	裁判所	熊本家庭裁判所	熊本市中央区千葉城町
	ホール	熊本市民会館	熊本市中央区桜町
		熊本市国際交流会館	熊本市中央区花畑町
		熊本城ホール	熊本市中央区桜町
	ホール・図書館	くまもと森都心プラザ	熊本市西区春日1丁目
	美術館	県立美術館	熊本市中央区二の丸
		熊本市現代美術館	熊本市中央区上通
	文化施設	熊本城	熊本市中央区本丸
		熊本博物館	熊本市中央区古京町
		県伝統工芸館	熊本市中央区千葉城町
	社会教育施設	熊本市中央公民館	熊本市中央区草場町
中心市街地外	病院	熊本医療センター	熊本市中央区二の丸
	球場	藤崎台県営野球場	熊本市中央区宮内
	商工会議所	熊本商工会議所	熊本市中央区横紺屋町
	県庁	熊本県庁	熊本市中央区水前寺6丁目
	合同庁舎	熊本第二合同庁舎	熊本市中央区大江3丁目
	ホール	熊本県立劇場	熊本市中央区大江2丁目
		熊本市男女共同参画センターはあもにい	熊本市中央区黒髪3丁目
	図書館	熊本市立図書館	熊本市中央区大江6丁目
		熊本県立図書館	熊本市中央区出水2丁目
	裁判所	熊本地方裁判所	熊本市中央区京町1丁目
	職業安定所	熊本職業安定所	熊本市中央区大江6丁目
	自衛隊	防衛省陸上自衛隊北熊本駐屯地	熊本市北区八景水谷2丁目
		防衛省相陸上自衛隊健軍駐屯地	熊本市東区東町1丁目

１０章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

（市内の主要公共公益施設）つづき

	施設の区分	名 称	所在地
中心市街地外	病院	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘１丁目
		市立熊本市民病院	熊本市東区東町４丁目
		済生会熊本病院	熊本市南区近見５丁目
		熊本中央病院	熊本市南区田井島１丁目
		くまもと森都総合病院	熊本市中央区大江３丁目
		熊本第一病院	熊本市南区田迎町
		熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南２丁目
	競輪場	熊本競輪場	熊本市中央区水前寺５丁目

（市内の教育施設）

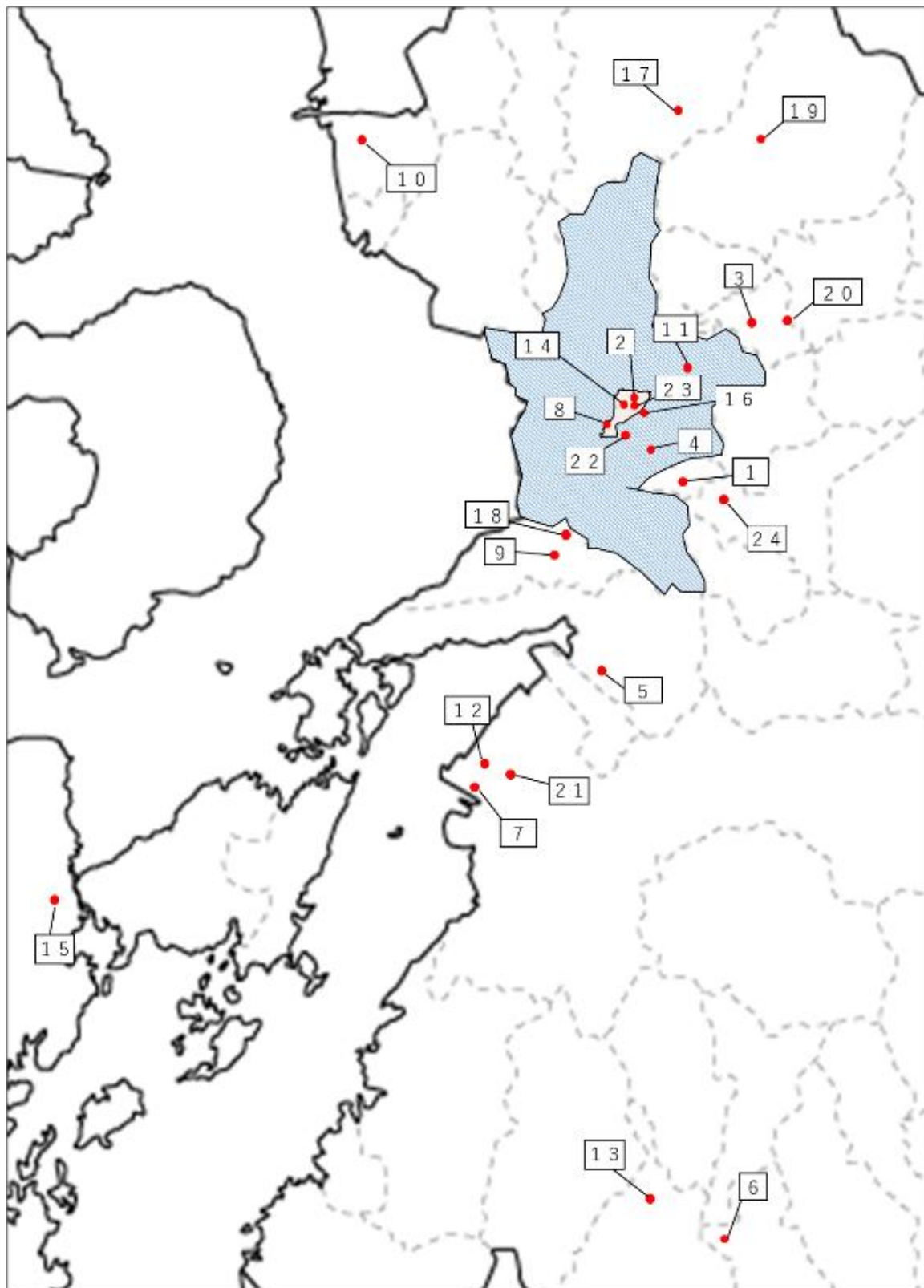
施設の区分	施設数 （中心市街地内）	内訳
幼稚園 幼稚認定こども園 幼保連携型認定こども園	101（６）	公立６、国立大学法人１、私立９４
小学校	93（４）	公立９２、国立大学法人１
中学校	52（２）	公立４２、国立大学法人１、私立９
高等学校	27（２）	公立１３、私立１４
大学	9（０）	国立大学法人１、公立大学法人１、私立７
専修学校 各種学校	40（１５）	専修学校３８、各種学校２

（資料：熊本県教育委員会、平成３０年５月１日現在）

③ 大規模集客施設の立地状況

店舗面積10,000㎡を超える大規模小売店舗の立地状況をみると、中心市街地において一定規模の立地があり、平成16年頃から近隣市町などにおいても新たな立地が見受けられる。近年、中心市街地においては施設の老朽化に伴う建替えなどによる立地が進んでいる。

【熊本県内の大規模小売店舗立地状況（店舗面積10,000㎡超）R4年7月末時点】



10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

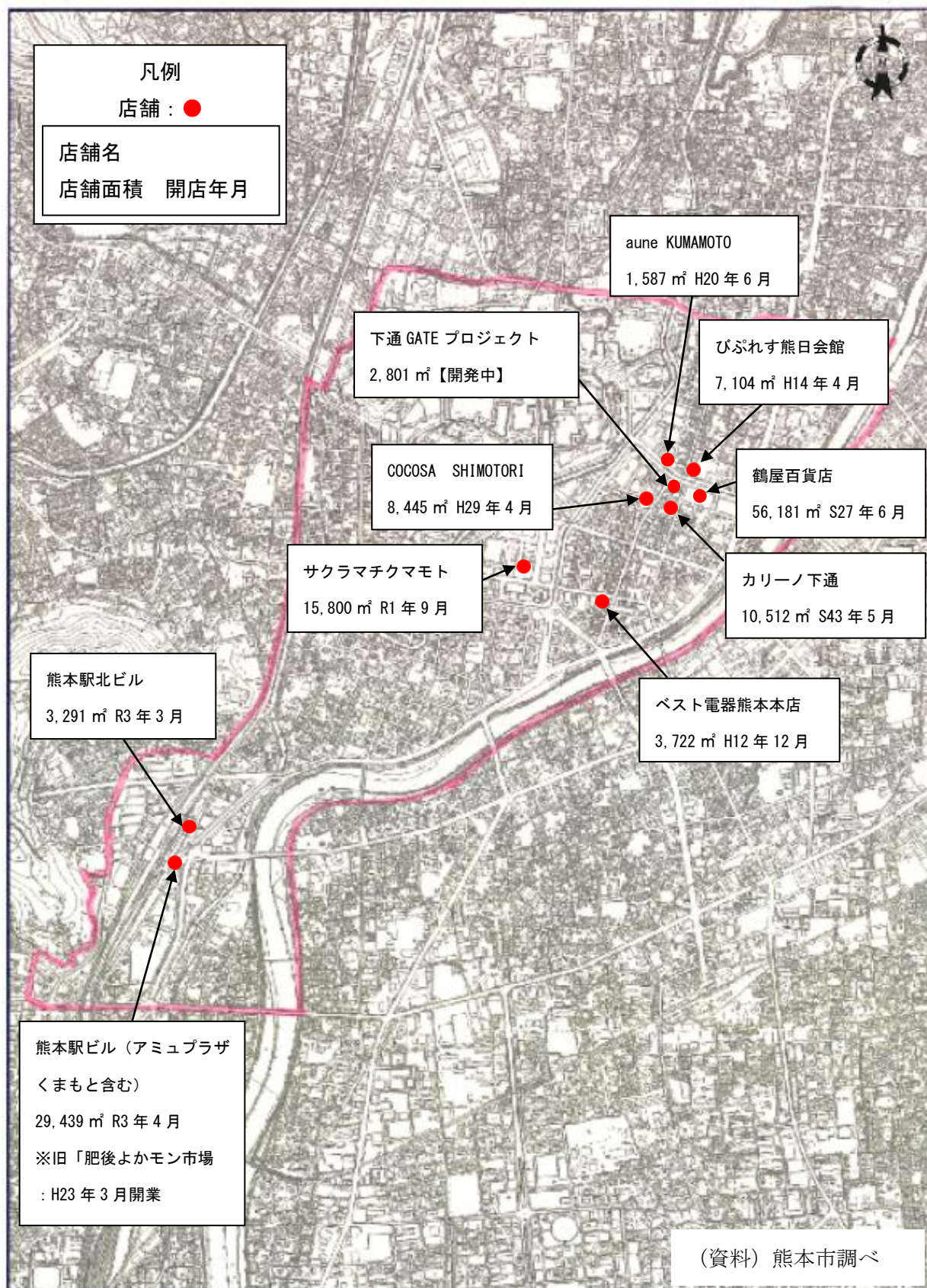
No.	店舗名 ※開業後に店舗名の変更があった場合、R4年7月末時点の店舗名	所在地	店舗面積(m ²) ※R4年7月末時点	開店日 ※再オープンや店舗名変更等があった場合、一番最初の開店日
1	イオンモール熊本	嘉島町	59,000	H17.10
2	鶴屋百貨店	熊本市（中央区）	56,181	S27.6
3	ゆめタウン光の森	菊陽町	47,354	H16.6
4	ゆめタウンはません店	熊本市（南区）	44,264	H10.2
5	イオンモール宇城（イーストランド）	宇城市	38,099	H9.11
6	サンロードシティ	錦町	32,262	H5.5
7	ゆめタウン八代	八代市	30,760	H17.6
8	熊本駅ビル(アミュプラザくまもと含む)	熊本市（西区）	29,439	H23.3 (旧「肥後よかモン市場」)
9	宇土シティモール	宇土市	29,136	H7.11
10	あらおシティモール	荒尾市	27,995	H9.4
11	ゆめタウンサンピアン店	熊本市（東区）	24,839	H8.6
12	イオン八代ショッピングセンター	八代市	21,686	H16.11
13	スーパーセンターニシムタ熊本人吉店	人吉市	15,897	H15.11
14	サクラマチクマモト	熊本市（中央区）	15,800	R1.9
15	イオン天草ショッピングセンター	天草市	14,842	H12.4
16	イオン熊本中央店	熊本市（中央区）	13,246	S55.4
17	ハイパーモールメルクス山鹿	山鹿市	13,119	H7.12
18	クロス21UTO	宇土市	12,881	H25.11
19	菊池ショッピングプラザ夢空間	菊池市	12,358	H7.7
20	サンリーカーリーノ菊陽	菊陽町	12,100	S62.3
21	ホームプラザナフコ東八代店	八代市	12,031	-
22	本山ショッピングプラザ	熊本市（中央区）	10,944	H3.1
23	カーリーノ下通	熊本市（中央区）	10,512	S43.5
24	コストコホールセール熊本御船倉庫店	御船町	10,251	R3.4

(資料) 熊本市調べ

※大規模小売店舗立地法に基づく届出等により熊本市で把握できたものについて記載

10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

中心市街地内の大規模小売店舗立地状況（1000 ㎡超）



〔４〕 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のために、以下の事業を推進する。

４．市街地の整備改善のための事業

- ・熊本駅周辺エリア魅力発信事業
- ・花畑広場にぎわい創出事業
- ・市内中心部放置自転車対策事業
- ・新庁舎整備事業
- ・新庁舎整備推進事業
- ・庁舎周辺まちづくり推進事業
- ・辛島公園地下駐車場整備事業
- ・主要地方道熊本高森線（唐人町通り）の道路空間美装化事業
- ・グリーンインフラ整備推進事業
- ・熊本駅周辺道路整備事業
- ・自転車走行空間整備事業
- ・中心市街地まちづくり推進事業
- ・ウォーカブル都市推進事業
- ・熊本駅新幹線口駅前広場交通対策事業
- ・熊本市中心市街地配水管更新事業

５．都市福利施設を整備する事業

- ・こども文化会館子育て支援事業
- ・熊本市民会館文化芸術活動支援事業
- ・熊本市現代美術館文化芸術活動支援事業
- ・街なか子育てひろば事業
- ・くまもと森都心プラザ人材・情報交流促進事業
- ・熊本市国際交流会館国際交流推進事業
- ・地域エネルギー事業

６．居住環境の向上のための事業等

- ・中心市街地ごみ対策事業
- ・不法投棄監視事業
- ・マンション適正管理支援事業
- ・景観条例関係事業
- ・城下町の風情を感じられる町並みづくり事業
- ・高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業
- ・町屋利活用モデル事業
- ・住宅・建築物耐震化促進事業
- ・あんしん住み替え相談窓口事業
- ・中心市街地建て替え促進事業（まちなか再生プロジェクト）
- ・夜間景観推進事業

10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- ・良好な景観の形成に向けた事業
- ・バリアフリーマスタープラン関連事業
- ・市電緑のじゅうたん敷設工事

7. 経済活力の向上のための事業及び措置

- ・くまもと体験プログラム
- ・くまもと水ブランド情報発信事業
- ・ファッションの街くまもと魅力創出事業
- ・企業立地促進事業
- ・首都圏企業誘致活動事業
- ・地産地消フェア開催事業
- ・桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業
- ・商店街活性化対策事業
- ・安全安心まちづくり推進事業
- ・にぎわいづくり推進事業
- ・くまもと大邦楽祭
- ・草枕国際俳句大会事業
- ・植木市開催事業
- ・TGCガーデンくまもと
- ・中心商店街地区魅力向上事業
- ・桜の馬場観光交流施設管理運営事業
- ・熊本城おもてなし事業
- ・文化芸術支援事業
- ・MICE誘致戦略事業
- ・インバウンド誘客対策事業
- ・熊本城マラソン事業
- ・観光戦略事業
- ・熊本城特別公開関連事業
- ・自転車活用推進事業
- ・記念館活用関連事業
- ・観光資源魅力創出事業
- ・交流人口拡大支援事業
- ・商店街出店支援事業
- ・商店街回遊促進事業
- ・地域スタートアップ等支援事業
- ・台湾誘客事業
- ・くまもと花博
- ・観光客受入環境整備事業
- ・成長産業創出支援事業
- ・ナイトタイムエコノミー推進事業

10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- ・小泉八雲熊本旧居展示リニューアル事業
- ・熊本城復旧整備事業
- ・観光客受入環境整備事業（再掲）
- ・ほこみち利活用促進事業
- ・新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業
- ・子育て支援情報提供事業（熊本市こども・子育て応援サイト）
- ・委託型免税店制度活用事業
- ・城下町くまもとゆかた祭
- ・城下町くまもと銀杏祭
- ・肥後のつりてまり
- ・光のページェント
- ・肥後のひなまつり
- ・くまフェス
- ・「夢未来みかん」祭り
- ・水産物フェア開催事業
- ・火の国 YOSAKOI まつり・九州がっ祭
- ・少子化対策推進事業（結婚チャレンジ事業）
- ・歴史を活かしたまちづくり事業
- ・介護予防普及啓発イベント（まちなか元気くらぶ）
- ・RKKまつり
- ・中心市街地グランドデザイン推進事業
- ・熊本城前地区の未来ビジョン策定事業
- ・スポーツコンベンション事業
- ・日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人誘致事業
- ・熊本食の祭典開催事業
- ・工芸文化の魅力発信イベント事業
- ・伝統芸能等保存継承事業
- ・中国における SNS を活用した誘客事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・熊本城周遊バス運行事業
- ・まちなかループバス運行事業
- ・熊本城シャトルバス運行事業
- ・まちなかフリーパス事業
- ・電停改良事業
- ・駐輪環境整備事業
- ・グリーンスローモビリティ導入事業
- ・多両編成車両導入事業
- ・バス・電車無料の日

10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- ・シェアサイクル利用促進事業
- ・おでかけ IC カード交付事業
- ・EVバス運行事業
- ・熊本市バス停ベンチ設置事業
- ・障がい者福祉タクシー事業
- ・新モビリティサービス推進事業
- ・公共交通利用促進補助事業
- ・熊本市電手荷物配送事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項
特になし
〔2〕 都市計画等との調和
都市計画等との整合性 本計画の内容は、以下の計画等との整合性がとれている。 ○熊本市第7次総合計画（平成28年3月） 目指すまちの姿として、～市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち、「上質な生活都市」～を掲げている。 中心市街地における主な取り組みとしては、「魅力と活力のある中心市街地の創造」を目指し、中心部と熊本駅周辺部双方の回遊性を高めるような一体的なまちづくりを進め、中心市街地全体の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成を図るとしている。 ○第2次熊本市都市マスタープラン（平成21年3月） 4つの基本目標のうち、目標①「城下町の歴史と文化を活かした、魅力ある熊本づくり」の施策として「中心市街地（熊本の顔）の活性化」を位置づけ、熊本城や商業・業務機能が集積する通町筋・桜町周辺地区一帯から、城下町の風情が残る新町・古町地区や、熊本駅周辺地区を「熊本の顔」とし、この一帯で、都市機能の新たな集積や適正な配置、さらには、まちなか居住の促進や回遊性の向上を図ることにより、これまでの城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいを創出するとしている。 ○熊本市立地適正化計画（平成28年4月） 中心市街地をはじめとする都市機能誘導区域に日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、その周辺や公共交通沿線に居住を促進するといった、公共交通と一体となったまちづくりにより、生活サービスの持続性を向上し、日常生活の利便性を確保する。さらには、中心市街地等における都市機能の維持・確保などにより、熊本ならではの都市の魅力が向上することで、交流人口の増加を期待するとしている。 ○熊本地域公共交通計画（平成28年4月） 中心市街地と地域拠点間等が公共交通で結ばれ、便利に快適に移動できる環境を目指し、基幹公共交通軸の機能強化を図るとともに、公共交通サービス水準の向上に努めるとしている。
〔3〕 その他の事項
特になし

12章 認定基準に適合していることの説明

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地活性化の目標」に記載 (P65～83)
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的促進に関する事項[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載 (P161～172)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載 (P51～64)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的促進に関する事項」に記載 (P158～187)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載 (P188～197)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載 (P198)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載 (P84～157)
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載 (P65～83) 4～8の事業ごとの「中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性」に記載 (P84～157)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4～8の事業ごとの「実施主体」に記載 (P84～157)
	事業の実施スケジュールが明確であること	4～8の事業ごとの「実施時期」に記載 (P84～157)